



# 池田市公報

第117号

発行所 池田市役所  
発行者 池田市長 瀧澤 智子  
編集 総合政策部 法制課

令和7年5月1日発行

## 目次

### 条 例

- [刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例](#)..... 4
- [池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例](#)..... 6
- [池田市未来を見据えた学校づくりのための学校施設整備審議会条例](#)..... 10
- [池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例](#)..... 11
- [職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例](#)..... 11
- [池田市みんなでつくるまちの寄付条例の一部を改正する条例](#)..... 12
- [池田市市税条例の一部を改正する条例](#)..... 12
- [池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例](#)..... 12
- [池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例](#)..... 13
- [池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例](#)..... 14
- [五月山霊園使用条例の一部を改正する条例](#)..... 14
- [池田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例](#)..... 18
- [池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例](#)..... 18
- [池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例](#)..... 18
- [池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例](#)..... 23
- [池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例](#)..... 24
- [池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例](#)..... 34
- [池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例](#)..... 49
- [池田市下水道条例の一部を改正する条例](#)..... 49
- [池田市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例](#)..... 49
- [池田市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例](#)..... 49
- [人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例](#)..... 50
- [職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例](#)..... 73
- [池田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例](#)..... 74
- [池田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例](#)..... 74
- [池田市市税条例の一部を改正する条例](#)..... 75

### 規 則

- [池田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則](#)..... 76
- [池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則](#)..... 76
- [池田市環境問題調整委員会規則の一部を改正する規則](#)..... 76
- [池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 77
- [池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 77
- [刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則](#)..... 78
- [池田市みんなでつくるまちの寄付条例施行規則の一部を改正する規則](#)..... 79
- [池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則](#)..... 80

○ <a href="#">池田市事務決裁規則の一部を改正する規則</a> .....	80
○ <a href="#">職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	80
○ <a href="#">池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	80
○ <a href="#">池田市職員休暇規則の一部を改正する規則</a> .....	81
○ <a href="#">池田市職員の職の名称に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	82
○ <a href="#">池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	82
○ <a href="#">池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	82
○ <a href="#">通勤手当支給規則の一部を改正する規則</a> .....	83
○ <a href="#">職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	84
○ <a href="#">池田市官民連携まちなか広場条例施行規則</a> .....	84
○ <a href="#">池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則</a> .....	87
○ <a href="#">池田市財務規則の一部を改正する規則</a> .....	88
○ <a href="#">池田市庁舎の目的外使用に関する使用料条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	89
○ <a href="#">池田市行政財産の使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	89
○ <a href="#">池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	89
○ <a href="#">池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則</a> .....	92
○ <a href="#">五月山霊園使用条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	93
○ <a href="#">池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	95
○ <a href="#">池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則</a> .....	96
○ <a href="#">池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則</a> .....	96
○ <a href="#">池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則</a> .....	97
○ <a href="#">池田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条及び第3条に係る規則の一部を改正する規則</a> .....	100
○ <a href="#">池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則</a> .....	100

#### 訓 令

○ <a href="#">池田市文書取扱規程の一部を改正する訓令</a> .....	101
○ <a href="#">庁用自動車の管理及び運用に関する規程の一部を改正する訓令</a> .....	101

#### 市 議 会

○ <a href="#">池田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程</a> .....	102
○ <a href="#">池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程</a> .....	102

#### 池田病院

○ <a href="#">市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程</a> .....	103
○ <a href="#">市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程</a> .....	114
○ <a href="#">市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程</a> .....	115
○ <a href="#">市立池田病院事業会計規程の一部を改正する規程</a> .....	115

#### 上下水道部

○ <a href="#">池田市上下水道部処務規程の一部を改正する規程</a> .....	116
○ <a href="#">池田市水道事業及び公共下水道事業契約規程の一部を改正する規程</a> .....	116
○ <a href="#">池田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程</a> .....	117
○ <a href="#">池田市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程</a> .....	117
○ <a href="#">池田市上下水道部電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程</a> .....	118
○ <a href="#">池田市水道事業及び公共下水道事業契約規程の一部を改正する規程</a> .....	119
○ <a href="#">池田市上下水道部請負業者審査会規程の一部を改正する規程</a> .....	119
○ <a href="#">池田市水道事業及び公共下水道事業会計規程の一部を改正する規程</a> .....	120
○ <a href="#">池田市上下水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程</a> .....	120

教育委員会

- 池田市立歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則…………… 120
- 池田市立歴史民俗資料館条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則…………… 121
- 池田市教育委員会処務規則の一部を改正する規則…………… 121
- 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 121
- 池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則…………… 122
- 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 122
- 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則…………… 123
- 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 123

消防本部

- 消防長等専決規程の一部を改正する訓令…………… 124
- 池田市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 125

本号には、令和7年1月2日から令和7年4月1日までに公布等をした条例、規則及び訓令のほか、市議会、池田病院、上下水道部の規程、教育委員会の規則並びに消防本部の訓令を登載しています。

# 条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

## 池田市条例第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### 目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条―第17条）

第2章 経過措置

第1節 通則（第18条・第19条）

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置（第20条―第24条）

第3節 その他（第25条）

### 附則

第1章 関係条例の一部改正

（池田市表彰条例の一部改正）

第1条 池田市表彰条例（昭和37年池田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「取消など」を「取消し等」に改め、同条第1項第2号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

（池田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第2条 池田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（池田市行政不服審査会条例の一部改正）

第3条 池田市行政不服審査会条例（平成28年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号及び第4号並びに第16条第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第33条の2第3号及び第4号並びに第33条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第22条第3号及び第4号並びに第23条第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第8条 職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号及び第5項第2号、第18条の見出し及び同条第1項第1号、第19条第1項第1号並びに第21条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第9条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号及び第5項第2号、第21条の見出し及び同条第1項第1号、第22条第1項第1号並びに第24条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（池田市職員退職料及び遺族扶助料条例の一部改正）

第10条 池田市職員退職料及び遺族扶助料条例（昭和24年池田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「こえる懲役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に改める。

第15条第1項第1号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例の一部改正）

第11条 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例（昭

和45年池田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第28条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正)

第12条 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成18年池田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号エ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(池田市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

第13条 池田市ラブホテル建築規制条例(昭和58年池田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(五月山景観保全条例の一部改正)

第14条 五月山景観保全条例(平成8年池田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第21条及び第22条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第15条 行進及び集団示威運動に関する条例(昭和24年池田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第16条 池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和56年池田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(池田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例)

第17条 池田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年池田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 第2章 経過措置

### 第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第18条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第19条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

### 第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条第1項(第1号に係る部分に限る。)(同条例第18条、第27条及び第29条において準用する場合を含む。))及び第5項(第3号に係る部分に限る。)(同条例第18条、第27条及び第29条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例第33条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)(同条例第34条第4項において準用する場合を含む。))及び第5項(第3号に係る部分に限る。)(同条例第34条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第7条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例第23条第1項(第1号に係る部分に限る。)(同条例第24条第4項において準用する場合を含む。))及び第5項(第3号に係る部分に限る。)(同条例第24条第4

項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第23条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第8条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第21条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第9条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例第20条第1項及び第5項、第21条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第24条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

### 第3節 その他

(経過措置の規則への委任)

第25条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

---

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

## 池田市条例第2号

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則(第1条—第20条)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則(第21条)

第2節 一般型乳児等通園支援事業(第22条—第25条)

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第26条・第27条)

第3章 雑則(第28条)

### 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(基本理念)

第3条 この条例で定める基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が、乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(勧告等)

第4条 市長は、池田市子ども条例(平成17年池田市条例第6号)第17条第1項に規定する池田市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

2 市は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

(乳児等通園支援事業における設備及び運営の水準の向上等)

第5条 乳児等通園支援事業者は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者は、当該基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)等を併せて設置する場合は、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、当該乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(運営規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援について、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第1項の防災性能を与えるための処理をいう。）が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て

て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市未来を見据えた学校づくりのための学校施設整備審議会条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

### 池田市条例第3号

池田市未来を見据えた学校づくりのための学校施設整備審議会条例

(設置)

第1条 池田市立の小学校、中学校及び義務教育学校(以下「市立学校」という。)について、未来を見据えた学校づくり(今後の社会情勢を見通し、進行する教育環境の複雑化及び多様化に対応するため、長期的な展望に立った学校づくりをいう。以下同じ。)に向けた学校施設の整備を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関として、本市に池田市未来を見据えた学校づくりのための学校施設整備審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- (1) 未来を見据えた学校づくりに向けた市立学校の学校施設の整備に関する計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号の計画に基づく事業のうち教育委員会が必要と認めるものに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、未来を見据えた学校づくりに向けた市立学校の学校施設の整備に関し教育委員会が必要と認めること。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) PTA代表
- (3) 市民
- (4) 学校園長代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 前項第3号に掲げる者のうちから委嘱すべき者は、公募により選考するものとする。ただし、当該選考の結果委嘱すべき者の決定がなされなかった場合は、この限りでない。

3 委員は、前条の規定による調査審議及び答申が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

4 教育委員会は、委員に特別の事情があると認める場合は、当該委員を解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、管理部学校施設マネジメント課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により副会長が会長の職務を代理する場合を除く。）における会議は、教育委員会が招集する。

---

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第4号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第2号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第3号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

第3条第1項中「法別表の下欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に1号を加える改正規定及び第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

---

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第5号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市みんなでつくるまちの寄付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第6号

池田市みんなでつくるまちの寄付条例の一部を改正する条例

池田市みんなでつくるまちの寄付条例（平成20年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、法人」を「及び法人」に、「から寄付金」を「から池田市みんなでつくるまちの寄付金（以下「寄付金」という。）」に改める。

第2条中「前条に規定する」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に規定する寄附による寄付金（以下「企業版ふるさと納税寄付金」という。）は、同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に要する経費に充てる。

第3条第1項中「前条各号に規定する事業に充てるために贈られた」を削り、同条第2項中「前条各号に規定する事業に充てるために贈られた寄付金」を「寄付金（企業版ふるさと納税寄付金を除く。次項及び次条において同じ。）」に改め、同条第3項中「が贈られた当該」を「の歳入に係る」に、「前条各号に規定する事業」を「前条第1項各号に掲げる事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を除く。以下「対象事業」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、企業版ふるさと納税寄付金は、その歳入に係る年度の翌年度以後の年度においてまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てる場合に限り、推進基金により管理運用する。

第4条の見出し中「寄付」を「寄付金」に改め、同条第1項中「寄付者」の次に「（企業版ふるさと納税寄付金に係る寄付者を除く。次項及び次条において同じ。）」を加え、「第2条各号に規定する事業」を「対象事業」に改め、同条第2項中「この条例に基づいて贈られた」を削る。

第6条中「第4条」を「第3条」に、「贈られた」を「推進基金において管理運用すべき」に改める。

第8条中「第2条各号に規定する事業」を「対象事業若しくはまち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に改める。

第10条中「第2条各号に規定する事業」を「対象事業又はまち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第7号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第29条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第72条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第99条第2項第2号、第122条第2項第1号及び第136条第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第8号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「第41条第3項第1号」及び「同号」を「第41条第3項」に改める。

第41条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第41条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号の」を「第1項第2号の」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第41条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第9号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市長」を「市」に改める。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型を行う者又は第44条に規定する事業所内保育事業を行う者（次号においてこれらを「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力

者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第8条の見出しを「(家庭的保育事業者等と非常災害)」に改め、同条第1項中「、非常災害に備え」を削り、「消火器等」を「軽便消火器等」に、「その他の災害対策」を「その他非常災害」に、「災害対策に関する具体的な計画」を「非常災害に対する具体的計画」に、「作成し」を「立て」に、「注意を払い、及び」を「注意と」に、「行う」を「する」に改める。

第13条中「家庭的保育事業所等と」を「家庭的保育事業所等は、」に、「とを併せて」を「を併せて」に、「社会福祉施設等」を「他の社会福祉施設等」に改める。

第16条第1項中「食器、飲用水等」を「食器等又は飲用に供する水」に改め、同条第3項中「、衛生材料、医療機器等」を「その他の医療品」に改める。

第18条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第21条の見出しを「(家庭的保育事業所等に備える帳簿)」に改め、同条中「家庭的保育事業所等」を「家庭的保育事業所等には」に、「台帳等」を「帳簿」に改める。

第22条第2項中「職務上」を「業務上」に改める。

第30条第7号ク中「床敷物」を「敷物」に改める。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第10号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

池田市国民健康保険条例(昭和35年池田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第17条の2の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

---

五月山霊園使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第11号

五月山霊園使用条例の一部を改正する条例

五月山霊園使用条例(昭和43年池田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 霊園の管理及び使用

第1節 指定管理者による管理（第4条—第7条）

第2節 区画墓地の使用（第8条—第21条）

第3節 合葬式墓地の使用（第22条—第29条）

第3章 雑則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

第3条を次のように改める。

（施設）

第3条 霊園の施設は、次のとおりとする。

- (1) 区画墓地 焼骨（これに類するものを含む。以下同じ。）を埋蔵する墳墓を設けるために区画された墓地をいう。
- (2) 合葬式墓地 多数の焼骨を合同して埋蔵するための墓地をいう。
- (3) 管理施設 霊園の管理上必要な施設をいう。

2 区画墓地は、別表第1の区分の欄に掲げる面積により区画する。ただし、市長が霊園の管理上必要と認めるときは、この限りでない。

3 合葬式墓地は、合葬室（多数の焼骨を合同して埋蔵するための墳墓をいう。以下同じ。）、記名板（合葬室に埋蔵した者の氏名等を刻字して表示する板をいう。以下同じ。）及び祭壇をもって構成する。

第3条の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 霊園の管理及び使用

第1節 指定管理者による管理

第4条を削る。

第5条第2項第1号中「区画墓地を使用する権利（以下「使用権」という。）」を「使用権」に改め、同項第2号中「管理施設」を「霊園の施設（使用中の区画墓地を除く。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 合葬式墓地の使用の許可及び合葬式墓地への焼骨の埋蔵に関すること。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項第3号中「第5条第2項各号の」を「第4条第2項各号に掲げる」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の節名を付する。

第2節 区画墓地の使用

第9条の見出しを「（使用許可）」に改め、同条中「以下」の次に「この節において」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の許可（以下この節において「使用許可」という。）を決定したときは、その申請をした者に対し、使用許可証を交付する。

第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用許可の基準）

第9条 指定管理者は、使用希望者が指定管理者が指定する日において次に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、使用許可を与えることができる。

- (1) 世帯主であること。
- (2) 引き続き1年以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 自己及びその同一世帯人（住民基本台帳法の規定に基づく住民票上同一の世帯に属する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 他の区画墓地について使用許可の申請中である者（次条第1項の公募に参加し当該申請をすることができる状態にある者を含む。）又は使用許可（第15条第1項の承認を含む。第11条第3項、第17条第1項第2号及び第19条を除き、以下この節において同じ。）を受けている者（以下これらを「区画墓地使用者等」という。）

イ 池田市立桃園墓地使用条例（昭和14年池田市条例第3号）第9条の許可の申請中である者（同条例第11条第1項の公募に参加し当該申請をすることができる状態にある者を含む。）又は同条例第9条の許可（同条例第17条第3項の規定による承認を含む。）を受けている者（以下これらを「桃園墓地使用者等」という。）

第10条を削る。

第11条の見出し中「区画墓地の」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、1の区画墓地に係る募集に対し参加した者の数が2以上であったときは、抽選により使用希望者を選定する。

第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（永代使用料及び管理料）

第11条 区画墓地を使用する者は、別表第1に定める永代使用料及び管理料を納入しなければならない。

2 前項の規定による永代使用料の納入は、使用許可証の交付の際に行わなければならない。

3 第1項の規定による管理料の納入は、5年又は20年のうちから当該区画墓地を使用する者が選択した期間ごとに前納によらなければならない。この場合において、第1回目の納入は、使用許可証の交付の際に行うものとし、第2回目以降の納入の期限は、

それぞれ使用許可を受けた日（以下この項において「許可日」という。）から5年後又は20年後ごとに到来する年における許可日に相当する日（相当する日がない場合は、当該年における許可日の属する月に相当する月の末日。第17条第1項第3号において「基準日」という。）から起算して2月が経過する日までとする。

第12条及び第13条を削る。

第14条の見出しを「（使用制限）」に改め、同条第1項中「前条第1項の区画墓地を使用する者及び第17条第3項の規定による使用権の承継の承認」を「使用許可」に改め、「以下」の次に「この節において」を加え、「対し、その」を「対し、霊園の施設の」に改め、同条第3項中「焼骨」の次に「及び遺品」を加え、同条に次の2項を加える。

4 区画墓地に設置する墓石、まき石、碑石、形像その他の墓地設備（以下「墓石等」という。）は、規則で定める基準に適合しなければならない。

5 区画墓地の使用権は、譲渡し、転売し、又は転貸することができない。

第14条を第12条とする。

第15条の見出し中「区画墓地の」を削り、同条を第13条とする。

第16条の見出し中「設置」の次に「、焼骨の埋蔵」を加え、同条中「使用の許可（次条第3項の規定による使用権の承継の承認を含む。第19条第1項第2号及び第21条を除き、以下同じ。）」を「使用許可」に、「、墓石、まき石、碑石、形像その他の墓地設備（以下「墓石等」という。）を設置しようとするとき又は」を「墓石等を設置し、又は設置した墓石等の」に、「行おう」を「しよう」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用者は、使用許可を受けた区画墓地に親族の焼骨を埋蔵しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に届け出なければならない。

第16条を第14条とする。

第17条第1項中「使用権は、」を「区画墓地の使用権は、規則で定める者のうち」に、「祭祀」を「祭祀」に、「者がこれを承継する場合」を「もの」に、「移転する」を「指定管理者の承認を得てこれを承継する」に改め、同条第2項中「を承継する者（当該承継する権利を有する者が複数あるときは、その代表者）は、当該事由により使用権を承継しようとするとき」を「の承継の承認を受けようとする者」に改め、同条第3項中「ときは」の次に「、第1項に定める要件に該当するほか」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定管理者は、前項の規定により使用権の承継を承認したときは、当該使用権の承継を受けた者に対し、使用許可証を交付する。

第17条を第15条とする。

第18条の見出し中「区画墓地の」を削り、同条中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条を第16条とする。

第19条第1項各号列記以外の部分中「使用者が」を「指定管理者は、使用者が」に、「指定管理者は、区画墓地の使用の許可」を「使用許可」に改め、同項第1号及び第2号中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

第19条第1項第5号中「指示」を「規則等の規定」に改め、同項第7号中「である」を「が法人の場合にあっては、」に改め、同条第2項中「使用者が使用の許可」を「使用許可」に、「とき」を「者」に改め、同条第3項中「使用の許可」を「使用許可」に、「使用者」を「者」に改め、同条を第17条とする。

第20条第1項中「使用権を」を「使用者が死亡その他の理由により欠けた場合において、当該使用者に係る区画墓地の使用権を」に改め、同条第2項中「使用権が」を「前項の規定により使用権が」に改め、「当該使用権」の次に「の消滅」を加え、同条を第18条とする。

第21条ただし書中「使用の許可」を「使用許可」に、「以後3年以内に指定管理者に届出を行うことにより」を「から起算して3年が経過する日までに第16条の規定により区画墓地の」に改め、同条を第19条とする。

第22条第2項中「市長は」を「前項の場合において」に、「について」を「については、市が」に改め、同条を第20条とする。

第25条を第31条とする。

第24条ただし書中「使用者」を「霊園を使用する者」に改め、同条第5号中「（使用者の利便性を図るための行為であると市長が認める行為であって、指定管理者があらかじめ市長の承認を得ているものを除く。）」を削り、同条を第30条とする。

第23条中「及び」を「又は」に改め、同条を第21条とし、同条の次に次の1節及び章名を加える。

### 第3節 合葬式墓地の使用

（使用資格）

第22条 合葬式墓地を使用することができる者は、現に所持する次に掲げる親族の焼骨を埋蔵し、又は死後に自己の焼骨を埋蔵しようとする者（区画墓地使用者等又は桃園墓地使用者等でない者に限る。）とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 4親等内の血族

(3) 養親又は養子

(4) 前3号に掲げるもののほか、墓地、埋葬等に関する法律第5条の規定による改葬の許可を受ける関係にある者

2 前項に定めるもののほか、合葬式墓地のうち合葬室のみを使用した場合には、その使用に係る焼骨の埋蔵を行った後であっても、

その埋蔵された者の祭祀を主宰する者に限り、当該埋蔵された者の氏名等を刻字するために当該合葬式墓地の記名板を使用することができる。

(使用許可)

第23条 合葬式墓地を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可（以下この節及び別表第2において「使用許可」という。）は、合葬式墓地に埋蔵する焼骨及び当該焼骨を埋蔵する者を指定して行うものとする。この場合において、当該埋蔵する焼骨の指定を変更することはできない。
- 3 1の使用許可につき、1体の焼骨を埋蔵することができる。
- 4 指定管理者は、使用許可を決定したときは、その申請をした者に対し、使用許可証を交付する。

(合葬室使用料及び記名板使用料)

第24条 合葬式墓地を使用する者は、使用許可証の交付の際、別表第2に定める合葬室使用料を納入しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、合葬式墓地の記名板を使用する者は、使用許可証の交付の際、別表第2に定める記名板使用料を納入しなければならない。

(使用制限)

第25条 合葬式墓地には、使用許可に係る焼骨その他市長が必要と認めるもの以外のものを埋蔵することができない。

- 2 合葬式墓地に埋蔵した焼骨その他合葬式墓地の埋蔵物は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 合葬式墓地の使用権は、譲渡し、転売し、若しくは転貸し、又は承継することができない。

(焼骨の埋蔵)

第26条 使用許可を受けた者（以下この節及び別表第2において「使用者」という。）（死後に自己の焼骨を埋蔵することを目的としてされた使用許可の場合は、第23条第2項の規定により指定された者（以下「指定埋蔵実施者」という。））は、当該使用許可に係る焼骨を埋蔵するときは、あらかじめ、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 2 死後に自己の焼骨を埋蔵することを目的として使用許可を受けた者は、その死後において、指定埋蔵実施者により自己の焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じておかななければならない。

(使用の取りやめ)

第27条 使用者は、合葬式墓地に焼骨を埋蔵する前において、使用許可を受けた合葬式墓地の使用が不要になったときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(使用許可の取消し)

第28条 指定管理者は、使用者（死後に自己の焼骨を埋蔵することを目的としてされた使用許可の場合は、指定埋蔵実施者を含む。）が合葬式墓地に焼骨を埋蔵する前において次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可に係る焼骨以外のものを合葬式墓地に埋蔵しようとしたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

(合葬室使用料及び記名板使用料の不還付)

第29条 既納の合葬室使用料及び記名板使用料は、還付しない。

### 第3章 雑則

別表中「第4条、第12条関係」を「第3条、第11条関係」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第24条関係）

区分	合葬室使用料	記名板使用料
市民	(円) 55,000	(円) 55,000
市民以外	82,500	82,500

備考 上表において「市民」とは、使用許可の申請をした日において住民基本台帳法の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている使用者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(池田市立桃園墓地使用条例の一部改正)
- 2 池田市立桃園墓地使用条例（昭和14年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「において」の次に「、世帯主であり、かつ、」を加え、「本市に住民登録をしているもの（」を削り、「基づき」の次に「本市の住民基本台帳に」を加え、「をいう。」を削り、同条第1号中「住民基本台帳法上」を「住民基本台帳法」に改め、「この条例に基づく」を削り、「現に」を「許可の」に改め、「申請中」の次に「（次条第1項の公募に参加し当該申請をすることができる状態を含む。）」を加え、「使用の」を削り、「次条第2項」を「第17条第3項」に、「決定」を「承認」に改め、同条第2号中「に基づく」を「の規定に基づく」に改め、「現に使用の」を削り、「申請中」の次に

「（同条例第10条第1項の公募に参加し当該申請をすることができる状態を含む。）」を加え、「又は使用の」を「又は」に、「第11条第2項の規定による決定」を「第15条第1項の承認」に改める。

---

池田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第12号

池田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「一の」を「1の」に改め、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に、「一の」を「1の」に改め、「（池田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成31年池田市条例第3号）第1条に規定する池田市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項の表の右欄中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、池田市地域包括支援センター運営協議会（池田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成31年池田市条例第3号）第1条に規定する池田市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の担当区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 前2項の場合において、地域包括支援センターの常勤の職員の員数は、池田市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第13号

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成24年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第9号中「第26条」を「第27条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

---

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第14号

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「を申請」の次に「又は通知」を加え、「申請者」を「当該申請又は通知をする者」に改める。

別表の1の項中「第6条第1項」の次に「（法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、「確認（以下）を「確認（付表1において）」に、「（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の申請」を「の申請」に改め、「第18条第2項の次に「（法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、「計画の通知（以下）を「通知（同表において）」に、「と（法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を「という）」に改め、同表の2の項中「法第6条の3第1項た

だし書又は第18条第5項ただし書の規定による建築主事の」を「建築主事が行う法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査（同項に規定する確認審査をいう。）又は法第18条第5項各号に掲げる」に、「確認の」を「法第6条第1項の規定による確認（56の項及び67の項並びに付表2及び付表7の1の表において「確認」という。）の」に、「計画の通知」を「法第18条第2項の規定による通知（56の項及び67の項並びに付表2及び付表7の1の表において「計画の通知」という。）」に、「付表1」を「1の項」に、「額に」を「額のほか、」に改め、「を加算した額」を削り、同表の3の項中「規定による完了検査」を「検査（58の項及び68の項並びに付表7の3の表において「完了検査」という。）」に、「工事を完了した旨の通知」を「通知（58の項及び68の項並びに同表において「工事を完了した旨の通知」という。）」に改め、同表の4の項中「規定による中間検査」を「検査（以下「中間検査」という。）」に、「特定工程に係る工事を終えた旨の通知」を「通知（以下「特定工程に係る工事を終えた旨の通知」という。）」に改め、同表の53の項中「第2項」を「同条第2項において準用する法第86条の8第3項」に改め、同表中65の項を削り、64の項を66の項とし、61の項から63の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の60の項中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同項を同表の62の項とし、同表の59の項中「及び」を「若しくは」に、「規定による完了検査」を「検査（付表8の2の表において「完了検査」という。）」に改め、「又は」の次に「法第88条第1項若しくは第2項において準用する」を加え、「工事を完了した旨の通知」を「通知（同表において「工事を完了した旨の通知」という。）」に、「付表8に」を「付表8の2の表に」に改め、同項を同表の61の項とし、同表の58の項中「及び」を「若しくは」に、「確認」を「法第6条第1項の規定による確認（付表8の1の表において「確認」という。）」に、「計画の通知」を「法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知（同表において「計画の通知」という。）」に、「付表8に」を「付表8の1の表に」に改め、同項を同表の60の項とし、同表の57の項中「規定による完了検査（法第87条の4の昇降機に係る部分が法第7条第1項の規定による完了検査の申請に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての同項の規定による完了検査をいう）」を「検査（付表7の4の表において「完了検査」という）」に、「工事を完了した旨の通知（法第87条の4の昇降機に係る部分が同項の規定による工事を完了した旨の通知に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての同項の規定による工事を完了した旨の通知をいう）」を「通知（同表において「工事を完了した旨の通知」という。）（以下「法第87条の4に基づく完了検査の申請等」という）」に、「付表7に」を「付表7の4の表に」に改め、同項を同表の59の項とし、同表の56の項中「確認（同条の昇降機に係る部分が確認の申請に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての確認をいう）」を「法第6条第1項の規定による確認（付表7の2の表において「確認」という）」に、「計画の通知（同条の昇降機に係る部分が計画の通知に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての計画の通知をいう）」を「法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知（同表において「計画の通知」という。）（以下「法第87条の4に基づく確認の申請等」という）」に、「付表7に」を「付表7の2の表に」に改め、同項を同表の57の項とし、同項の次に次のように加える。

58	昇降機又は小荷物専用昇降機に係る部分を含む完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知	3の項に掲げる額のほか、付表7の3の表に掲げる額
----	---	--------------------------

別表の55の項の次に次のように加える。

56	昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第146条第1項第1号に掲げるものに限る。以下同じ。）又は小荷物専用昇降機（令第146条第1項第2号に掲げるものに限る。以下同じ。）に係る部分を含む確認の申請又は計画の通知	1の項に掲げる額のほか、付表7の1の表に掲げる額
----	--	--------------------------

別表の66の項の次に次のように加える。

67	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第2条第1項第1号に該当するものに限る。付表10において「要確認特定建築行為」という。）を含む確認の申請又は建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為（同号に該当するものに限る。付表10において「要通知特定建築行為」という。）を含む計画の通知	1の項に掲げる額のほか、付表10の表に掲げる額
68	建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為（付表11において「要確認特定建築行為」という。）を含む完了検査の申請又は建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為（付表11において「要通知特定建築行為」という。）を含む工事を完了した旨の通知	3の項に掲げる額のほか、付表11に掲げる額

別表の付表1の表中「33,000円」を「38,000円」に、「44,000円」を「50,000円」に、「500平方メ

ートル」を「300平方メートル」に、「60,000円」を「72,000円」に、「87,000円」を「97,000円」に、「116,000円」を「130,000円」に、「275,000円」を「307,000円」に、「470,000円」を「524,000円」に、「730,000円」を「814,000円」に改め、同表備考第1項第2号中「。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積の合計」を削り、同号ア及びイを削り、同項第3号中「。ただし、既存の建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合は、当該修繕等に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積」を削り、同表備考第4項を削り、別表の付表2備考を次のように改める。

備考

1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 確認の申請又は計画の通知をする場合 当該構造計算適合性審査に係る1の建築物ごとの床面積の合計
- (2) 構造計算適合性審査を要する確認を受けた建築物又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積とし、床面積の合計の算定方法については別に規則で定めるところによる。

2 この表に定める金額は、構造計算適合性審査を要する1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと）の額とする。

別表の付表3の1の表中「法第7条の3第1項の規定による」及び「法第18条第28項の規定による」を削り、「22,000円」を「25,000円」に、「26,000円」を「29,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「32,000円」を「36,000円」に、「55,000円」を「60,000円」に、「76,000円」を「84,000円」に、「209,000円」を「229,000円」に、「308,000円」を「336,000円」に、「518,000円」を「566,000円」に改め、同表備考中「付表1備考第1項第1号から第3号まで」を「付表1備考第1項（第4号を除く。）」に、「について」を「についても」に改め、別表の付表3の2の表中「法第7条の3第1項の規定による」及び「法第18条第28項の規定による」を削り、「20,000円」を「22,000円」に、「24,000円」を「26,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「30,000円」を「33,000円」に、「52,000円」を「57,000円」に、「71,000円」を「78,000円」に、「199,000円」を「218,000円」に、「288,000円」を「315,000円」に、「478,000円」を「523,000円」に改め、同表備考中「付表1備考第1項第1号から第3号まで」を「付表1備考第1項（第4号を除く。）」に、「について」を「についても」に改め、別表の付表4中「中間検査の申請又は特定工程の工事を終えた旨の通知手数料表」を「中間検査の申請又は特定工程に係る工事を終えた旨の通知手数料表」に、「18,000円」を「20,000円」に、「21,000円」を「23,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「27,000円」を「29,000円」に、「46,000円」を「50,000円」に、「62,000円」を「68,000円」に、「168,000円」を「184,000円」に、「255,000円」を「279,000円」に、「430,000円」を「470,000円」に改め、別表の付表5の表中「全体計画認定の申請手数料表」を「全体計画の認定の申請手数料表」に、「33,000円」を「38,000円」に、「44,000円」を「50,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「60,000円」を「72,000円」に、「87,000円」を「97,000円」に、「116,000円」を「130,000円」に、「275,000円」を「307,000円」に、「470,000円」を「524,000円」に、「730,000円」を「814,000円」に改め、同表備考第1項第1号中「全体計画認定申請」を「申請」に、「一の」を「1の」に改め、同表備考第2項中「21,000円」を「23,000円」に改め、別表の付表6の表中「33,000円」を「38,000円」に、「44,000円」を「50,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「60,000円」を「72,000円」に、「87,000円」を「97,000円」に、「116,000円」を「130,000円」に、「275,000円」を「307,000円」に、「470,000円」を「524,000円」に、「730,000円」を「814,000円」に改め、同表備考第1項第1号中「当該全体計画の認定の」を「当該」に、「一の」を「1の」に改め、同項第2号中「の規定により準用する」を「において準用する法第86条の8第3項の規定による」に改め、同表備考第2項中「21,000円」を「23,000円」に改め、別表の付表7の1の表を次のように改める。

1 確認の申請又は計画の通知に係るもの

区分	金額
昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	24,000円
確認を受けた昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	13,000円
確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 この表に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

別表の付表7の2の表中「完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知」を「法第87条の4に基づく完了検査の申請等」に改め、

「(小荷物専用昇降機を除く。)」を削り、「18,000円」を「20,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 2の表備考の規定は、この表についても適用する。

別表の付表7中2の表を4の表とし、1の表の次に次の2表を加える。

2 法第87条の4に基づく確認の申請等に係るもの

区分	金額
法第87条の4の政令で指定する建築設備(小荷物専用昇降機を除く。以下「建築設備」という。)を設置する場合(次の項に規定する場合を除く。)	24,000円
確認を受けた建築設備又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	15,000円
小荷物専用昇降機を設置する場合(次の項に規定する場合を除く。)	13,000円
確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 この表に定める金額は、1の建築設備又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

3 完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知に係るもの

区分	金額
昇降機である場合	20,000円
小荷物専用昇降機である場合	11,000円

備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。

別表の付表8の1の表中「18,000円」を「21,000円」に、「10,000円」を「12,000円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表に定める金額は、1の工作物ごとの額とする。

別表の付表8の2の表中「12,000円」を「14,000円」に改め、別表の付表9の表中「27,000円」を「31,000円」に、「36,000円」を「40,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「49,000円」を「58,000円」に、「70,000円」を「77,000円」に、「93,000円」を「104,000円」に、「220,000円」を「245,000円」に、「377,000円」を「419,000円」に、「584,000円」を「651,000円」に改め、別表の付表10中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定による特定建築行為を含む完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知の手数料に加算する手数料表」を「要確認特定建築行為を含む完了検査の申請又は要通知特定建築行為を含む工事を完了した旨の通知手数料表」に改め、同表の1の表中「建築物の用途が工場等」を「建築物省エネルギー法第11条第1項の規定により建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「消費性能基準」という。)に適合させなければならない建築物の部分の用途(以下付表11において「建築物の用途」という。)が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。以下同じ。)」に、

1,000平方メートル未満のもの	19,500円	を
300平方メートル未満のもの	8,900円	に、
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	20,100円	

「27,900円」を「29,000円」に、「70,200円」を「73,600円」に、「105,400円」を「110,700円」に、「131,600円」を「138,200円」に、「163,300円」を「171,700円」に、「226,900円」を「238,600円」に改め、同表備考第1項及び第2項を削り、同表備考第3項中「(増築又は改築(以下「増築等」という。))をする場合であって、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。)に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積)」及びただし書を削り、同項を同表備考第1項とし、同表備考第4項中「特定建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築物をいう。)」を「1の建築物」に改め、同項を同表備考第2項とし、別表の付表10の2の表中「が工場等のみ」を「が住宅以外の用途のみ」に、「以外の場合」を「(工場等のみの場合を除く。)」に改め、

1,000平方メートル未満のもの	85,500円	を に、
300平方メートル未満のもの	43,100円	
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	85,500円	

「112,800円」を「113,000円」に、「181,300円」を「183,600円」に、「235,400円」を「239,300円」に、「282,500円」を「287,600円」に、「331,500円」を「338,100円」に、「428,100円」を「437,700円」に改め、同表備考中「付表10の1の表備考」を「1の表備考」に改め、別表の付表10に次の3表を加える。

### 3 建築物の用途が一戸建ての住宅の場合

床面積の合計	金額
200平方メートル未満のもの	7,400円
200平方メートル以上のもの	8,200円

備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。

### 4 建築物の用途が共同住宅等の場合

床面積の合計	金額
300平方メートル未満のもの	14,100円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,300円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,300円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	69,100円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	127,100円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	214,800円
50,000平方メートル以上のもの	377,500円

備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。

### 5 建築物の用途が複合建築物（住宅の用途以外に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。）の場合 住宅以外の用途に供する部分を工場等のみの用途又は住宅以外の用途（工場等のみの場合を除く。）に供する建築物とみなした 場合における1の表又は2の表に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を一户建ての住宅又は共同住宅等の用途に供する建 築物とみなした場合における3の表又は4の表に掲げる額を加算した額

別表中付表10を付表11とし、付表9の次に次の1表を加える。

#### 付表10

要確認特定建築行為を含む確認の申請又は要通知特定建築行為を含む計画の通知手数料表

### 1 建築する部分の用途が住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）をいう。以下同じ。）である一户建て の住宅の場合

床面積の合計	金額
200平方メートル未満のもの	20,600円
200平方メートル以上のもの	22,100円

備考

1 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。

2 この表に定める金額は、1の建築物ごとの額とする。

### 2 建築する部分の用途が住宅である共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の 場合

床面積の合計	金額
300平方メートル未満のもの	38,400円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
50,000平方メートル以上のもの	982,600円

備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第15号

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例（平成21年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 確認書等 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。
- (2) 併用住宅 人の居住の用以外の用途に供する部分及び人の居住の用に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち人の居住の用以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下のものをいう。
- (3) 一戸建ての住宅等 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）又は併用住宅をいう。
- (4) 床面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところにより算定した床面積をいう。
- (5) 構造計算適合性判定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- (6) 適合判定通知書 建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書をいう。
- (7) 構造計算適合性審査 建築主事が行う建築基準法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査（同項に規定する確認審査をいう。）又は同法第18条第5項各号に掲げる審査をいう。
- (8) 確認済証の交付 建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付をいう。
- (9) 大規模修繕等 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の模様替又は建築物の用途の変更をいう。
- (10) 構造計算 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算をいう。
- (11) 大臣認定プログラム 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。
- (12) 小荷物専用昇降機 建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。

第3条第1項中「次表」を「次の表」に改め、同項の表備考を次のように改める。

備考 床面積の合計は、当該申請に係る住宅の床面積（当該住宅が建築物の部分である場合は、当該住宅を有する建築物の床面積を合計して算定する。

第3条第2項中「以下同じ。）の規定」を「」の規定」に、「次表」を「次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、「（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するものの手数料の徴収は、基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の提出がない場合及び基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定による建築主事の審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を行わない場合に限る。）」を削り、同項の表を次のように改める。

床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	38,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	50,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	130,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	307,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	524,000円
50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、建築基準法第8条の8第1項又は第3項の規定による認定を受けた住宅にあっては、その算定した面積に0.5を乗じて得た面積とする。

- (1) 住宅の建築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計
- (2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積
- (3) 大規模修繕等をする場合 当該大規模修繕等に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該大規模修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積
- (4) 確認済証の交付を受けた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合 当該計画を変更する部分について次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定めるところにより算定した床面積に0.5を乗じて得た面積
  - ア 床面積の増加する部分がない場合 次に掲げる面積の合計（変更前の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の床面積の合計）
    - (7) 計画を変更する階の変更前の床面積
    - (4) 敷地又は基礎を変更する場合にあっては、変更後の建築面積
    - (9) 面積を算定することが困難な変更部分がある場合にあっては、100平方メートル
  - イ 床面積の増加する部分がある場合 次に掲げる面積の合計
    - (7) 床面積の増加する部分を除いた部分につきアに定める面積の算定方法により算定された面積の合計
    - (4) 床面積の増加する部分の床面積の合計に2を乗じて得られる面積

第3条第3項中「行う法第6条第2項」を「要する法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）」に、「次表」を「構造計算適合性審査を要する1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと）に次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、同項の表備考を次のように改める。

備考 床面積の合計は、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付を受けた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合については、前項の表の備考第4号の規定の例により算定した面積とする。

第3条第4項中「行う法第6条第2項の規定による申出」を「要する法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（申出の際に適合判定通知書の提出がない場合に限る。）」に、「次表」を「構造計算適合性判定を要する1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと）に次の表」に改め、「掲げる金額」の次に「に3,300円を加えた金額」を加え、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、「（適合判定通知書の提出がない場合に限る。）」を削り、同項の表備考を次のように改める。

備考 床面積の合計は、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付を受けた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合については、第2項の表の備考第4号の規定の例により算定した面積とする。

第3条第5項中「基準法第87条の4に規定する昇降機」を「昇降機（建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げるものに限る。以下同じ。）又は小荷物専用昇降機（同項第2号に掲げるものに限る。以下同じ。）」に改め、「含む法第6条第2項」の次に「（法第8条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「前4項」を「前各項」に、「次表」を「次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	金額
昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	24,000円
確認済証の交付があった昇降機の計画（法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	13,000円
確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画（法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 この表に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

第3条第6項中「次表」を「次の表」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第16号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例（平成25年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 認定等 法第53条第1項の規定による認定（次条第1項において「認定」という。）又は法第55条第1項の規定による変更の認定（以下「変更認定」という。）をいう。
  - (2) 評価手法 低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画が技術的基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。
  - (3) 技術的基準 法第54条第1項各号に掲げる基準をいう。
  - (4) 床面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところにより算定した床面積をいう。
  - (5) 住宅 人の居住の用のみに供する建築物（共用部を含む。）をいう。
  - (6) 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
  - (7) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
  - (8) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。
  - (9) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等 認定等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関（当該建築物が住宅の場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅性能評価を行う登録住宅性能評価機関）をいう。
  - (10) モデル建物法 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準による評価の方法をいう。
  - (11) 誘導仕様基準 住宅の用途に供する部分を基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価する方法をいう。
  - (12) 誘導基準併用法 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準による評価の方法をいう。
  - (13) 構造計算適合性判定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定をいう。
  - (14) 適合判定通知書 建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書をいう。
  - (15) 構造計算適合性審査 建築主事が行う建築基準法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査（同項に規定する確認審査をいう。）又は同法第18条第5項各号に掲げる審査をいう。
  - (16) 建築 建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。
  - (17) 大規模修繕等 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。
  - (18) 確認済証の交付 建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付をいう。
  - (19) 構造計算 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算をいう。
  - (20) 大臣認定プログラム 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。
  - (21) 小荷物専用昇降機 建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。

第3条第1項中「法第53条第1項の規定による」を削り、「法第55条第1項の変更の認定（以下この条において「変更認定」という。）」を「変更認定」に改め、「（法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）」及び「（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「技術的基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「法第53条第1項の認定若しくは変更認定（以下この条において「認定等」という。）」を「認定等」に改め、「（次表備考第1項に規定する床面積の合計をいう。）」を削り、「限る。」にあつては、同表を「係るものに限る。」にあつては、次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分		金額	
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価手法		床面積の合計
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	103,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	130,800円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			171,400円	

			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	275,800円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	359,300円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	431,300円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,500円	
			50,000平方メートル以上のもの	654,000円	
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	265,800円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	332,300円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	428,200円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	609,900円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	750,600円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	886,700円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,011,300円	
			50,000平方メートル以上のもの	1,260,300円	
2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	—	5,900円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,900円
			200平方メートル以上のもの	24,500円	
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	32,200円
				200平方メートル以上のもの	35,300円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	42,300円
				200平方メートル以上のもの	46,900円
3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円	
			50,000平方メートル以上のもの	343,100円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	40,700円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,500円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	121,900円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	183,000円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	333,800円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	562,700円	
			50,000平方メートル以上のもの	985,000円	

		誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	61,600円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	101,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	254,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	487,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	848,100円
			50,000平方メートル以上のもの	1,533,200円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	82,500円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	327,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	642,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,134,200円
			50,000平方メートル以上のもの	2,082,300円
4	複合建築物		住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額	

備考 床面積の合計は、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積を合計して算定する。ただし、変更認定の申請（当該変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

第3条第2項中「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「次表」を「次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、「（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するもの手数料の徴収は、建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の提出がない場合及び建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定による建築主事の審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を行わない場合に限る。）」を削り、同項の表を次のように改める。

床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	38,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	50,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円

300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	130,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	307,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	524,000円
50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、建築基準法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定に係る建築物にあっては、その算定した面積に0.5を乗じて得た面積とする。

- (1) 建築物の建築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計
- (2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積
- (3) 大規模修繕等又は建築物の用途の変更（以下「用途変更」という。）をする場合 当該大規模修繕等又は用途変更に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該大規模修繕等又は用途変更に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物の建築、大規模修繕等又は用途変更をする場合 当該計画を変更する部分について池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）別表付表1備考第1項第4号の規定の例により算定した床面積の合計に0.5を乗じて得た面積

第3条第3項中「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「一の」を「1の」に、「建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。）に次表」を「建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと）に次の表」に、「合算して申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、同項の表備考中「床面積の合計」とはを「床面積の合計は」に、「の合計をいう」を「を合計して算定する」に改め、同表備考ただし書中「を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替」を「の建築又は大規模修繕等」に改め、同条第4項中「」の規定による申出」の次に「（申出の際に適合判定通知書の提出がない場合に限る。）」を、「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「一の」を「1の」に、「建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。）に次表」を「建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと）に次の表」に改め、「掲げる金額」の次に「に3,300円を加えた金額」を加え、「合算して申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、「（適合判定通知書の提出がない場合に限る。）」を削り、同項の表備考を次のように改める。

備考 床面積の合計は、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画を変更して建築物の建築又は大規模修繕等をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合）にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に0.5を乗じて得た面積とする。

第3条第5項中「建築基準法第87条の4に規定する昇降機」を「昇降機（建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げるものに限る。以下同じ。）又は小荷物専用昇降機（同項第2号に掲げるものに限る。以下同じ。）」に、「前4項」を「前各項」に改め、「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「一の」を「1の」に、「次表」を「次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	金額
昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	24,000円
確認済証の交付があった昇降機の計画（法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	13,000円
確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画（法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 この表に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

第3条第6項中「申請にあっては、次表」を「申請」に改め、「（同表備考第1項に規定する変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。）」を削り、「を除く。）」を「に係るものを除く。）」にあっては、次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分	金額
変更認定の申請に係る建築物	変更認定に係る評価手法	変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計

1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円		
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円		
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円		
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円		
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円		
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円		
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円		
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円		
	その 他の もの	モデル建物法 によるもの	300平方メートル未満のもの	52,400円		
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	66,100円		
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,400円		
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,600円		
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,400円		
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,300円		
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	253,500円		
			50,000平方メートル以上のもの	327,700円		
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	133,600円		
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	166,800円		
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	214,800円		
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	305,700円		
その 他の もの	誘導仕様基準 によるもの	200平方メートル未満のもの	12,200円			
		200平方メートル以上のもの	12,900円			
		誘導基準併用 法によるもの	200平方メートル未満のもの	16,800円		
			200平方メートル以上のもの	18,400円		
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,800円			
		200平方メートル以上のもの	24,200円			
	2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	—	3,700円	
				その 他の もの	誘導仕様基準 によるもの	200平方メートル未満のもの
200平方メートル以上のもの						12,900円
誘導基準併用 法によるもの					200平方メートル未満のもの	16,800円
					200平方メートル以上のもの	18,400円
その他のもの				200平方メートル未満のもの	21,800円	
				200平方メートル以上のもの	24,200円	
3				共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円				
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円				
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円				
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円				
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円				
	50,000平方メートル以上のもの	172,200円				

	その 他の もの	誘導仕様基準 によるもの	300平方メートル未満のもの	21,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	61,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	92,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	167,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	282,100円
			50,000平方メートル以上のもの	493,200円
		誘導基準併用 法によるもの	300平方メートル未満のもの	31,500円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	244,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	424,800円
			50,000平方メートル以上のもの	767,300円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,900円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,500円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	321,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	567,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1,041,900円
4	複合建築物		住宅以外の用途に 供する部分を1の 項の非住宅建築物 とみなして中欄に 掲げる区分に応じ それぞれ右欄に定 める金額に、住宅 の用途に供する部 分を2の項の一戸 建ての住宅又は3 の項の共同住宅等 とみなして中欄に 掲げる区分に応じ それぞれ右欄に定 める金額を加算し た額	

第3条第7項中「場合」の次に「に係るもの」を加え、「次表」を「次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額
	書面の交付に係 る建築物	書面の交付に係る評 価手法	書面の交付の申請に係る建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギ ー消費性能判定機関 等が軽微な変更にか 該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円

			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円	
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円	
	その 他の もの	モデル建物法 によるもの	300平方メートル未満のもの	52,400円	
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	66,100円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,400円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,400円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,300円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	253,500円
				50,000平方メートル以上のもの	327,700円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	133,600円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	166,800円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	214,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	305,700円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	376,000円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	444,100円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	506,300円
				50,000平方メートル以上のもの	630,800円
2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更に応ずると認められたもの	—	3,700円	
		その 他の もの	誘導仕様基準 によるもの	200平方メートル未満のもの	12,200円
					200平方メートル以上のもの
			誘導基準併用 法によるもの	200平方メートル未満のもの	16,800円
					200平方メートル以上のもの
				その他のもの	200平方メートル未満のもの
		200平方メートル以上のもの	24,200円		
3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更に応ずると認められたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円	
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円
				50,000平方メートル以上のもの	172,200円

	その 他の もの	誘導仕様基準 によるもの	300平方メートル未満のもの	21,100円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	61,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	92,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	167,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	282,100円
			50,000平方メートル以上のもの	493,200円
		誘導基準併用 法によるもの	300平方メートル未満のもの	31,500円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	244,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	424,800円
			50,000平方メートル以上のもの	767,300円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,900円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,500円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	321,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	567,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1,041,900円
4	複合建築物	住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額		

第3条第8項中「場合」の次に「に係るもの」を加え、「次表」を「次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額
	書面の交付に係る建築物	書面の交付に係る評価手法	書面の交付の申請に係る建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更で該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円

			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円		
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円		
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円		
	その 他の もの	モデル建物法 によるもの	300平方メートル未満のもの	103,400円		
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	130,800円	
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,400円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	275,800円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	359,300円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	431,300円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,500円	
				50,000平方メートル以上のもの	654,000円	
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	265,800円	
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	332,300円	
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	428,200円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	609,900円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	750,600円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	886,700円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,011,300円	
				50,000平方メートル以上のもの	1,260,300円	
2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更に応当すると認めたもの	—	5,900円		
		その 他の もの	誘導仕様基準 によるもの	200平方メートル未満のもの	22,900円	
					200平方メートル以上のもの	24,500円
			誘導基準併用 法によるもの	200平方メートル未満のもの	32,200円	
				200平方メートル以上のもの	35,300円	
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	42,300円		
			200平方メートル以上のもの	46,900円		
3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更に応当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円		
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円	
				50,000平方メートル以上のもの	343,100円	
				その 他の もの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		68,500円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		121,900円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		183,000円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		333,800円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		562,700円	

			50,000平方メートル以上のもの	985,000円
		誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	61,600円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	101,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	254,900円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	487,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	848,100円
			50,000平方メートル以上のもの	1,533,200円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		135,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		229,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		327,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		642,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		1,134,200円
		50,000平方メートル以上のもの		2,082,300円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第17号

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例（平成28年池田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定等 法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「判定」という。）又は法第11条第2項又は第12条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「変更判定」という。）をいう。
- (2) 認定等 法第29条第1項の認定（以下「認定」という。）又は法第31条第1項の変更の認定（以下「変更認定」という。）をいう。

- (3) 消費性能基準 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (4) 性能向上基準 法第30条第1項各号に掲げる基準をいう。
- (5) 床面積 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に定めるところにより算定した床面積をいう。
- (6) 建築物の用途 消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- (7) 工場等 工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。
- (8) 住宅 人の居住の用のみに供する建築物(共用部を含む。)をいう。
- (9) 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
- (10) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (11) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。
- (12) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等 認定等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関(当該建築物が住宅の場合にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅性能評価を行う登録住宅性能評価機関)をいう。
- (13) モデル建物法 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号に定める基準による評価の方法をいう。
- (14) 仕様基準 基準省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価する方法をいう。
- (15) 併用法 基準省令第1条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準による評価の方法をいう。
- (16) 誘導仕様基準 住宅の用途に供する部分を基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価する方法をいう。
- (17) 誘導仕様併用法 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準による評価の方法をいう。
- (18) 構造計算適合性判定 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定をいう。
- (19) 適合判定通知書 建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書をいう。
- (20) 構造計算適合性審査 建築主事が行う建築基準法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査(同項に規定する確認審査をいう。)又は同法第18条第5項各号に掲げる審査をいう。
- (21) 大規模修繕等 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。
- (22) 確認済証の交付 建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付をいう。
- (23) 構造計算 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算をいう。
- (24) 大臣認定プログラム 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。
- (25) 小荷物専用昇降機 建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。
- 第3条第1項中「法第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この条において「判定」という。)又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この条において「変更判定」という。))」を「判定又は変更判定」に改め、「(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。))」を削り、「法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この条において「消費性能基準」という。))」を「消費性能基準」に、「判定若しくは変更判定(以下この条において「判定等」という。))」を「判定等」に改め、同項第1号中「(消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。以下この条において同じ。))」及び「(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。以下この条において同じ。))」を削り、同号の表を次のように改める。

区分		金額
判定等に係る建築物の評価手法	床面積の合計	
モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	22,100円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	31,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	110,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	166,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	206,200円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	255,700円
	50,000平方メートル以上のもの	355,500円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	26,800円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,100円

	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	174,500円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	266,500円
	50,000平方メートル以上のもの	368,600円

備考 床面積の合計は、判定等に係る建築物の部分の床面積を合計して算定する。ただし、変更判定の申請（変更判定に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

第3条第1項第2号中「工場等のみの場合以外の場合」を「非住宅建築物の場合（工場等のみの場合を除く。）」に改め、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分		金額
判定等に係る建築物の評価手法	床面積の合計	
モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	101,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円
	50,000平方メートル以上のもの	651,600円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	263,400円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	748,300円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円
	50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円

第3条第1項に次の3号を加える。

(3) 建築物の用途が一戸建ての住宅の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

区分		金額
判定等に係る建築物の評価手法	床面積の合計	
仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
	200平方メートル以上のもの	22,100円
併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
	200平方メートル以上のもの	33,000円
その他によるもの	200平方メートル未満のもの	39,900円
	200平方メートル以上のもの	44,600円

備考 第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。

(4) 建築物の用途が共同住宅等の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

区分		金額
判定等に係る建築物の評価手法	床面積の合計	
仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
	50,000平方メートル以上のもの	982,600円
併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
	50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円
	50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円

備考 第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。

- (5) 判定等の申請に係る建築物が複合建築物の場合 非住宅建築物の用途に供する部分を工場等のみ又は工場等のみ以外の非住宅建築物の用途に供する建築物とみなして第1号又は第2号の規定により算定した金額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等の用途に供する建築物とみなして前2号の規定により算定した金額を加算した額

第3条第2項中「第11条に規定する書面」を「第13条に規定する書面（省令第5条（省令第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更該当していることを証する書面をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項第1号の表を次のように改める。

区分		金額
変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法	変更判定に係る建築物の部分又は書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	11,800円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,200円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,600円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	55,900円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	83,700円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	103,800円

	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	128,600円
	50,000平方メートル以上のもの	178,400円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	14,100円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,700円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,700円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,700円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	88,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	108,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	134,000円
	50,000平方メートル以上のもの	185,000円

備考 前項第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。

第3条第2項第2号中「工場等のみの場合以外の場合」を「非住宅建築物の場合（工場等のみの場合を除く。）」に改め、同号の表を次のように改める。

区分		金額
変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法	変更判定に係る建築物の部分又は書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円
	50,000平方メートル以上のもの	326,500円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	132,400円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
	50,000平方メートル以上のもの	629,700円

備考 前項第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。

第3条第2項に次の3号を加える。

(3) 建築物の用途が一戸建ての住宅の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

区分		金額
変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法	変更判定に係る建築物の部分又は書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	

仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,000円
	200平方メートル以上のもの	11,800円
併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	15,700円
	200平方メートル以上のもの	17,200円
その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円
	200平方メートル以上のもの	23,000円

備考 前項第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。

(4) 建築物の用途が共同住宅等の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

区分		金額
変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法	変更判定に係る建築物の部分又は書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円
	50,000平方メートル以上のもの	492,000円
併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	30,400円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円
	50,000平方メートル以上のもの	766,200円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,800円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	114,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,400円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	566,600円
	50,000平方メートル以上のもの	1,040,700円

備考 前項第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。

(5) 変更判定又は書面の交付の申請に係る建築物が複合建築物の場合 非住宅建築物の用途に供する部分を工場等のみ又は工場等のみ以外の非住宅建築物の用途に供する建築物とみなして第1号又は第2号の規定により算定した金額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等の用途に供する建築物とみなして前2号の規定により算定した金額を加算した額

第3条第3項中「法第34条第1項の規定による」を削り、「法第36条第1項の変更の認定（以下この条において「変更認定」という。）」を「変更認定」に改め、「（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）」及び「（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「法第35条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「性能向上基準」という。）」を「性能向上基準」に、「法第34条第1項の認定若しくは変更認定（以下この条において「認定等」という。）」を「認定等」に改め、「（次表備考第1項に規定す

る床面積の合計をいう。)」を削り、「限る。)にあつては、同表」を「係るものに限る。)にあつては、次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額	
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価手法	床面積の合計		
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円	
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円	
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	101,000円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円
				50,000平方メートル以上のもの	651,600円
		その他のもの	その他のもの	300平方メートル未満のもの	263,400円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	748,300円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円				
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円				
50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円				
2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	—	5,900円	
			—		
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
				200平方メートル以上のもの	22,100円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
				200平方メートル以上のもの	33,000円
その他のもの	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円		
		200平方メートル以上のもの	44,600円		
3	共同住宅等	登録建築物エネルギー	300平方メートル未満のもの	11,300円	

		一消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円	
			50,000平方メートル以上のもの	343,100円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
			50,000平方メートル以上のもの	982,600円	
			誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円	
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		640,100円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		1,131,900円	
		50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円		
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額	

備考 床面積の合計は、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積を合計して算定する。ただし、変更認定の申請（当該変更認定

の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限り。) をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

第3条第4項の表以外の部分中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「次表」を「次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、「(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。))を要するもの手数料の徴収は、建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書(以下この条において「適合判定通知書」という。))の提出がない場合及び建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定による建築主事の審査(以下この条において「構造計算適合性審査」という。))を行わない場合に限り。))」を削り、同項の表を次のように改める。

床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	38,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	50,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	130,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	307,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	524,000円
50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、建築基準法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定に係る建築物にあつては、その算定した面積に0.5を乗じて得た面積とする。

- (1) 建築物の建築(移転を含む。以下この備考において同じ。)をする場合(この備考第2号に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積の合計
- (2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限り。) 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積
- (3) 大規模修繕等又は建築物の用途の変更(以下「用途変更」という。)をする場合 当該大規模修繕等又は用途変更に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該大規模修繕等又は用途変更に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物の建築、大規模修繕等又は用途変更をする場合 当該計画を変更する部分について池田市建築基準法施行条例(平成13年池田市条例第22号)別表付表1備考第1項第4号の規定の例により算定した床面積の合計に0.5を乗じて得た面積

第3条第5項の表以外の部分中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「一の」を「1の」に、「建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。)に次表」を「建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)に次の表」に、「合算して申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、同項の表備考中「床面積の合計」とは)を「床面積の合計は)に、「の合計をいう)を「を合計して算定する)に改め、同表備考ただし書中「第35条第5項」を「第30条第5項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替)を「の建築又は大規模修繕等)に改め、同条第6項の表以外の部分中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「1)の規定による申出)の次に「(申出の際に適合判定通知書の提出がない場合に限り。))」を、「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「一の」を「1の」に、「建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。)に次表」を「建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)に次の表」に改め、「掲げる金額」の次に「に3,300円を加えた金額)を加え、「合算して申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、「(適合判定通知書の提出がない場合に限り。))」を削り、同項の表備考を次のように改める。

備考 床面積の合計は、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第30条第5項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して建築物の建築又は大規模修繕等をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計(床面積の合計の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。

第3条第7項中「建築基準法第87条の4に規定する昇降機)を「昇降機(建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げるもの)に限り。以下同じ。))又は小荷物専用昇降機(同項第2号に掲げるもの)に限り。以下同じ。))」に、「第35条第2項)を「第30条第2項」に、「第36条第2項)を「第31条第2項」に、「前4項)を「第3項から前項まで)に改め、「含む場合)の次に

「に係るもの」を加え、「一の」を「1の」に、「次表」を「次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	金額
昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	24,000円
確認済証の交付があった昇降機の計画（法第30条第5項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	13,000円
確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画（法第30条第5項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 この表に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

第3条第8項中「申請にあつては、次表」を「申請」に改め、「（同表備考第1項に規定する変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。）」を削り、「を除く。）」を「に係るものを除く。）」にあつては、次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額	
	変更認定の申請に係る建築物	変更認定に係る評価手法	変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計		
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円	
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円	
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円
	その他のもの	その他のもの	300平方メートル未満のもの	132,400円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円	
			50,000平方メートル以上のもの	629,700円	
	2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関	—	3,700円

		等が性能向上基準に適合すると認めたもの			
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,000円	
			200平方メートル以上のもの	11,800円	
		誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	15,700円	
			200平方メートル以上のもの	17,200円	
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円	
			200平方メートル以上のもの	23,000円	
3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円	
			50,000平方メートル以上のもの	172,200円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円
				50,000平方メートル以上のもの	492,000円
	誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	30,400円		
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円		
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円		
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円		
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円		
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円		
		50,000平方メートル以上のもの	766,200円		
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,800円		
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円		
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	114,300円		
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,400円		
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700円		
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	566,600円		
50,000平方メートル以上のもの		1,040,700円			
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部	

		分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
--	--	--

第3条第9項中「第29条」を「第28条」に、「第26条」を「第25条」に改め、「場合」の次に「に係るもの」を加え、「次表」を「次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額	
	書面の交付に係る建築物	書面の交付に係る評価手法	書面の交付の申請に係る建築物の床面積の合計		
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更に応当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円	
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円	
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円
				50,000平方メートル以上のもの	326,500円
		その他のもの	その他のもの	300平方メートル未満のもの	132,400円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
				50,000平方メートル以上のもの	629,700円
2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更に応当すると認めたもの	—	3,700円	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,000円
			200平方メートル以上のもの	11,800円	

		もの	誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	15,700円
				200平方メートル以上のもの	17,200円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円
				200平方メートル以上のもの	23,000円
3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更該当すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	6,400円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円
				50,000平方メートル以上のもの	172,200円
			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			33,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			60,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの			91,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの			166,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの			280,900円
		50,000平方メートル以上のもの			492,000円
		誘導基準併用法によるもの			300平方メートル未満のもの
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円	
			50,000平方メートル以上のもの	766,200円	
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,800円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		67,500円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		114,300円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		163,400円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		320,700円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		566,600円	
		50,000平方メートル以上のもの		1,040,700円	
4	複合建築物				

		それぞれ右欄に定める金額を加算した額
--	--	--------------------

第3条第10項中「第29条」を「第28条」に改め、「場合」の次に「に係るもの」を加え、「次表」を「次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額	
	書面の交付に係る建築物	書面の交付に係る評価手法	書面の交付の申請に係る建築物の床面積の合計		
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更に応ずると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円	
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円	
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円	
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	101,000円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円
				50,000平方メートル以上のもの	651,600円
		その他のもの	その他のもの	300平方メートル未満のもの	263,400円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	748,300円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円
				50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円
2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更に応ずると認めたもの	—	5,900円	
			—	—	
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
				200平方メートル以上のもの	22,100円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
				200平方メートル以上のもの	33,000円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円
				200平方メートル以上のもの	44,600円

3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更に応ずると認められたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円
			50,000平方メートル以上のもの	343,100円
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
			50,000平方メートル以上のもの	982,600円
		誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円	
		50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円	
4	複合建築物		住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額	

第3条第11項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第18号

池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例（令和6年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち池田市水道事業給水条例（平成9年池田市条例第38号）第42条に1号を加える改正規定及び同条例第43条に2号を加える改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

池田市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第19号

池田市下水道条例の一部を改正する条例

池田市下水道条例（昭和42年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「専属の」を「前号の営業所ごとに」に、「有する」を「選任している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、大阪府内における他の営業所については、兼任することを妨げない。

第10条の2第2項中「の各号」を削り、同項第10号中「又は臭気」を削り、「こと」を「こと。」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10条の2第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

---

池田市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第20号

池田市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

池田市立歴史民俗資料館条例（昭和55年池田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市史の編纂<sup>きん</sup>に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第21号

池田市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例

池田市ラブホテル建築規制条例（昭和58年池田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、第3項及び第4項」を「に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項」に、「もの」を「簡易宿所営業」に改める。

第5条中「の各号」を削り、同条第1号中「第8条第1項」を「第8条第1項第1号」に、「及び準工業地域」を「、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域」に改め、同条第2号中「第43条第1項第6号イ及びロ」を「第7条第1項」に、「土地」を「市街化調整区域」に改め、同条第3号中「その他」を削り、「地域又は区域に該当するものは」を「区域を」に改める。

第6条中「前条の建築禁止区域」を「禁止区域」に、「地域」を「区域」に改める。  
 第14条中「法人のその」を「法人又は人の」に、「対しても前条」を「対しても、同条」に改める。  
 附則第2項中「第5条に規定する禁止区域内において」を「現に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第22号

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例

(池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年池田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の15」を「100分の12」に改める。

第8条第2項第1号ただし書中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員 次に掲げる者の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である者 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である者 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である者 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である者 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である者 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である者 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である者 18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である者 21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である者 24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である者 26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である者 28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である者 29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である者 31,600円

第8条第2項第3号中「1か月」を「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1か月」に、「が55,000円」を「が150,000円」に、「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円」を「150,000円」に、「額」を「額」に改める。

第14条第2項及び第26条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第32条各号中「100分の102.5」を「100分の105」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

フルタイム会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
	円	円	円	円
1	151,200	171,200	199,500	207,300
2	152,200	172,300	201,300	209,800
3	153,200	173,500	203,200	212,600
4	154,200	174,600	205,000	215,300
5	155,400	175,600	206,700	218,200
6	156,500	177,100	208,500	221,000
7	157,600	178,400	210,300	223,900
8	158,700	179,700	212,100	226,800
9	159,600	181,000	213,700	229,700
10	160,700	182,500	215,500	232,200
11	161,800	184,000	217,200	234,900
12	163,000	185,700	218,800	237,300
13	163,900	186,800	220,300	239,500
14	165,000	188,300	222,200	241,200

15	166,300	189,700	223,900	242,900
16	167,400	191,100	225,700	244,500
17	168,500	192,500	227,200	246,200
18	170,000	194,800	228,700	247,500
19	171,300	197,100	230,300	248,800
20	172,500	199,400	231,800	250,000
21	173,700	201,600	233,100	251,800
22	174,900	203,400	234,500	253,600
23	176,100	204,900	235,900	255,500
24	177,400	206,400	237,400	257,200
25	178,500	208,000	238,800	258,900
26	180,000	209,400	240,500	260,700
27	181,600	210,900	242,000	262,700
28	183,100	212,300	243,400	264,500
29	184,600	213,700	244,700	266,100
30	186,000		246,300	267,800
31	187,500		247,900	269,400
32	189,100		249,300	271,100
33	190,500		250,300	272,700
34	192,300		251,900	274,400
35	194,000		253,200	275,900
36	195,800		254,400	277,200
37	197,500		255,600	278,300
38	198,600		256,600	279,700
39	200,100		257,500	281,200
40	201,200		258,400	282,600
41	202,200		259,400	283,900
42	203,700		260,300	285,100
43	204,900		261,100	286,000
44	206,100		261,900	286,800
45	207,700		262,700	287,700
46	208,700		263,800	288,600
47	209,600		265,000	289,200
48	210,800		266,100	289,900
49	211,900		267,400	290,600
50	212,900		268,600	291,100
51			269,700	291,500
52			270,900	292,000
53			272,000	292,600
54			273,100	293,100
55			274,300	293,600
56			275,300	294,100
57			276,300	294,600
58			277,300	295,500
59			278,400	296,500
60			279,300	297,500
61			280,200	298,400
62			281,200	299,600
63			282,100	300,700
64			283,000	301,700
65			283,900	302,600
66			284,900	303,600
67			285,800	304,500
68			286,700	305,500
69			287,700	306,200
70			288,800	306,900
71			289,700	307,700
72			290,600	308,400
73			291,100	309,100
74			291,800	310,000
75			292,600	311,000
76			293,500	311,800

77		294,500	312,500
78		295,300	313,300
79		296,200	314,100
80		297,000	315,000
81		297,700	315,700
82		298,200	316,500
83		298,600	317,300
84		299,000	318,100
85		299,200	318,600
86		299,500	319,300
87		299,800	320,000
88		300,100	320,900
89		300,300	321,800
90			322,700
91			323,400
92			324,100
93			324,700
94			325,400
95			326,100
96			326,700
97			327,100
98			327,500
99			327,900
100			328,200
101			328,500
102			328,800
103			329,100
104			329,400
105			329,900
106			330,400
107			330,900
108			331,300
109			331,700
110			332,200
111			332,600
112			333,100
113			333,500
114			334,000
115			334,400
116			334,800
117			335,100
118			335,500
119			336,000
120			336,500
121			336,700
122			337,200
123			337,700
124			338,000
125			338,200
126			338,500
127			339,000
128			339,400
129			339,600
130			340,000
131			340,500
132			341,000
133			341,200
134			341,600
135			342,100
136			342,400
137			342,700
138			343,100

139				343,500
140				343,900
141				344,300

別表第3を次のように改める。

別表第3（第19条、第24条関係）

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
	円	円	円	円
1	169,344	191,744	223,440	232,176
2	170,464	192,976	225,456	234,976
3	171,584	194,320	227,584	238,112
4	172,704	195,552	229,600	241,136
5	174,048	196,672	231,504	244,384
6	175,280	198,352	233,520	247,520
7	176,512	199,808	235,536	250,768
8	177,744	201,264	237,552	254,016
9	178,752	202,720	239,344	257,264
10	179,984	204,400	241,360	260,064
11	181,216	206,080	243,264	263,088
12	182,560	207,984	245,056	265,776
13	183,568	209,216	246,736	268,240
14	184,800	210,896	248,864	270,144
15	186,256	212,464	250,768	272,048
16	187,488	214,032	252,784	273,840
17	188,720	215,600	254,464	275,744
18	190,400	218,176	256,144	277,200
19	191,856	220,752	257,936	278,656
20	193,200	223,328	259,616	280,000
21	194,544	225,792	261,072	282,016
22	195,888	227,808	262,640	284,032
23	197,232	229,488	264,208	286,160
24	198,688	231,168	265,888	288,064
25	199,920	232,960	267,456	289,968
26	201,600	234,528	269,360	291,984
27	203,392	236,208	271,040	294,224
28	205,072	237,776	272,608	296,240
29	206,752	239,344	274,064	298,032
30	208,320		275,856	299,936
31	210,000		277,648	301,728
32	211,792		279,216	303,632
33	213,360		280,336	305,424
34	215,376		282,128	307,328
35	217,280		283,584	309,008
36	219,296		284,928	310,464
37	221,200		286,272	311,696
38	222,432		287,392	313,264
39	224,112		288,400	314,944
40	225,344		289,408	316,512
41	226,464		290,528	317,968
42	228,144		291,536	319,312
43	229,488		292,432	320,320
44	230,832		293,328	321,216
45	232,624		294,224	322,224
46	233,744		295,456	323,232
47	234,752		296,800	323,904
48	236,096		298,032	324,688
49	237,328		299,488	325,472
50	238,448		300,832	326,032
51			302,064	326,480

52		303, 408	327, 040
53		304, 640	327, 712
54		305, 872	328, 272
55		307, 216	328, 832
56		308, 336	329, 392
57		309, 456	329, 952
58		310, 576	330, 960
59		311, 808	332, 080
60		312, 816	333, 200
61		313, 824	334, 208
62		314, 944	335, 552
63		315, 952	336, 784
64		316, 960	337, 904
65		317, 968	338, 912
66		319, 088	340, 032
67		320, 096	341, 040
68		321, 104	342, 160
69		322, 224	342, 944
70		323, 456	343, 728
71		324, 464	344, 624
72		325, 472	345, 408
73		326, 032	346, 192
74		326, 816	347, 200
75		327, 712	348, 320
76		328, 720	349, 216
77		329, 840	350, 000
78		330, 736	350, 896
79		331, 744	351, 792
80		332, 640	352, 800
81		333, 424	353, 584
82		333, 984	354, 480
83		334, 432	355, 376
84		334, 880	356, 272
85		335, 104	356, 832
86		335, 440	357, 616
87		335, 776	358, 400
88		336, 112	359, 408
89		336, 336	360, 416
90			361, 424
91			362, 208
92			362, 992
93			363, 664
94			364, 448
95			365, 232
96			365, 904
97			366, 352
98			366, 800
99			367, 248
100			367, 584
101			367, 920
102			368, 256
103			368, 592
104			368, 928
105			369, 488
106			370, 048
107			370, 608
108			371, 056
109			371, 504
110			372, 064
111			372, 512
112			373, 072

113				373,520
114				374,080
115				374,528
116				374,976
117				375,312
118				375,760
119				376,320
120				376,880
121				377,104
122				377,664
123				378,224
124				378,560
125				378,784
126				379,120
127				379,680
128				380,128
129				380,352
130				380,800
131				381,360
132				381,920
133				382,144
134				382,592
135				383,152
136				383,488
137				383,824
138				384,272
139				384,720
140				385,168
141				385,616

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第8条の2第1項の表1の項中「380,000円」を「392,000円」に改め、同表2の項中「427,000円」を「440,000円」に改め、同表3の項中「477,000円」を「492,000円」に改め、同表4の項中「539,000円」を「555,000円」に改める。

第20条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項第6号中「者」の次に「(前各号に該当する者を除く。)」を加え、同号を同項第5号とし、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円とし、同項第2号から第5号」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))」、「(以下「行政職7級職員等」という。))」及び「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」を削り、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第22条第2項中「100分の15」を「100分の12」に改める。

第29条の2第2項第1号ただし書中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。))にあつては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額

- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29, 800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（当該合計額が150,000円を超えるときは、150,000円）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

第29条の3第1項本文中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第31条第2項中「、第21条、第22条の2」を削る。

第31条の2第1項中「、第21条」を削り、「、第25条」を「及び第25条」に改め、「及び第34条」を削り、同条第3項中「、第21条」を削る。

第33条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改め、同条第4項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第34条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項の職員のうち特定任期付職員 当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の103.75を乗じて得た額の総額  
第34条の2を削る。

附則別表第7を次のように改める。

附則別表第7（附則第16項関係）

号給	給料月額						
	円	31	312,300	62	360,800	93	381,000
1	263,300	32	313,900	63	361,800	94	381,600
2	265,300	33	315,400	64	362,800	95	382,100
3	267,300	34	317,000	65	363,700	96	382,400
4	269,300	35	318,600	66	364,800	97	382,800
5	271,200	36	320,200	67	365,700	98	383,300
6	273,100	37	321,700	68	366,700	99	383,700
7	275,200	38	323,400	69	367,600	100	384,100
8	277,200	39	325,000	70	368,300	101	384,500
9	279,100	40	326,600	71	369,000	102	385,000
10	281,200	41	328,000	72	369,600	103	385,400
11	283,200	42	329,700	73	370,000	104	385,800
12	285,200	43	331,400	74	370,600	105	386,100
13	287,300	44	333,000	75	371,300	106	386,500
14	288,900	45	334,200	76	372,000	107	386,900
15	290,400	46	336,100	77	372,300	108	387,300
16	291,900	47	337,800	78	373,000	109	387,700
17	293,400	48	339,400	79	373,700	110	388,100
18	294,900	49	340,900	80	374,300	111	388,600
19	296,300	50	342,500	81	374,600	112	389,000
20	297,600	51	344,100	82	375,100	113	389,400
21	298,800	52	345,700	83	375,700	114	389,800
22	300,300	53	347,400	84	376,300	115	390,300
23	301,800	54	349,200	85	376,600	116	390,700
24	303,200	55	351,000	86	377,200	117	391,100
25	304,600	56	352,800	87	377,900	118	391,500
26	305,700	57	354,300	88	378,500	119	392,000
27	306,700	58	355,700	89	378,900	120	392,400
28	307,900	59	357,100	90	379,400	121	392,800
29	309,100	60	358,500	91	380,000		
30	310,700	61	360,000	92	380,500		

別表第1（備考を除く。）を次のように改める。

別表第1（第8条、第13条、第20条、第33条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,000	220,000	239,600	292,100	335,000	373,400	415,600
	2	189,700	221,700	241,500	294,300	336,900	376,000	418,000
	3	191,300	223,000	243,400	296,500	338,700	378,300	420,500
	4	192,900	224,300	245,300	298,700	340,500	380,500	422,900
	5	194,500	225,600	247,100	300,800	342,200	382,400	424,800
	6	196,200	226,700	249,000	303,000	343,900	384,700	426,900
	7	197,800	227,800	250,900	305,300	345,500	386,800	429,000
	8	199,400	228,900	252,800	307,500	347,200	388,800	431,200
	9	201,000	230,000	254,500	309,800	348,800	390,800	433,100
	10	202,700	231,500	256,400	311,500	350,500	393,100	435,200
	11	204,400	233,000	258,000	313,200	352,100	395,300	437,300
	12	206,100	234,500	259,600	314,700	353,700	397,500	439,200
	13	207,400	236,000	261,300	316,100	355,200	399,700	440,900
	14	209,000	237,500	262,300	317,400	356,900	402,000	442,700
	15	210,600	239,000	263,300	318,700	358,500	404,200	444,600
	16	212,100	240,500	264,300	320,000	360,100	406,500	446,500
	17	213,600	242,000	265,300	321,300	361,700	408,300	448,300
	18	215,200	243,400	266,300	323,100	363,500	410,200	450,100
	19	216,800	244,800	267,300	324,900	365,000	412,100	451,900
	20	218,400	246,200	268,300	326,600	366,600	413,900	453,600
	21	220,000	247,400	269,300	328,300	368,000	415,700	455,400
	22	221,700	248,600	270,300	330,000	369,600	417,500	456,900
	23	223,000	249,800	271,300	331,700	371,200	419,300	458,300
	24	224,300	251,000	272,300	333,400	372,700	421,100	459,800
	25	225,600	252,100	273,300	335,000	374,600	422,700	461,200
	26	226,700	253,200	274,300	336,700	376,500	424,200	462,500
	27	227,800	254,300	275,300	338,400	378,400	425,700	463,800
	28	228,900	255,400	276,400	340,000	380,200	427,200	465,000
	29	230,000	256,400	277,400	341,500	381,700	428,700	466,000
	30	231,100	257,400	278,700	343,100	383,500	430,000	466,700
	31	232,200	258,400	280,000	344,700	385,200	431,300	467,400
	32	233,300	259,400	281,200	346,200	386,800	432,500	468,100
	33	234,400	260,400	282,500	347,600	388,500	433,700	468,800
	34	235,400	261,300	283,800	349,300	389,900	435,000	469,500
	35	236,400	262,200	285,000	350,900	391,300	436,300	470,100
	36	237,300	263,100	286,200	352,500	392,700	437,500	470,700
	37	238,200	263,900	287,300	353,700	394,100	438,700	471,200
	38	239,100	264,700	288,500	355,200	395,300	439,500	471,800
	39	239,900	265,500	289,800	356,700	396,500	440,300	472,400
	40	240,700	266,300	291,100	358,200	397,500	441,100	473,000
	41	241,400	267,000	292,400	359,900	398,600	441,700	473,500
	42	242,000	267,800	293,400	361,700	399,800	442,300	474,000
	43	242,600	268,600	294,400	363,400	400,900	442,900	474,400
	44	243,200	269,300	295,500	365,100	402,000	443,500	474,700
	45	243,800	270,000	296,600	366,500	402,700	444,200	475,000
	46	244,400	270,800	297,800	367,800	403,400	445,000	
	47	245,000	271,600	298,900	369,000	404,100	445,400	
	48	245,500	272,300	300,100	370,400	404,800	446,100	
	49	246,000	273,000	301,300	371,500	405,400	446,600	
	50	246,400	273,800	302,600	372,400	406,000	447,000	
	51	246,700	274,600	303,900	373,400	406,500	447,400	
	52	247,000	275,300	305,200	374,500	406,900	447,800	
	53	247,300	276,000	306,500	375,300	407,300	448,200	
	54	247,600	276,700	307,800	376,200	407,500	448,600	
	55	247,900	277,400	309,100	377,100	407,800	449,000	
	56	248,200	278,100	310,400	377,900	408,100	449,300	
57	248,500	278,800	311,700	378,700	408,400	449,600		

58	248,800	279,500	313,000	379,500	408,700	450,000
59	249,100	280,200	314,300	380,300	409,000	450,300
60	249,400	280,900	315,400	381,000	409,300	450,600
61	249,700	281,500	316,300	381,700	409,500	450,900
62	250,000	282,200	317,600	382,400	409,800	451,200
63	250,300	282,800	318,900	383,100	410,100	451,500
64	250,600	283,500	320,200	383,800	410,400	451,800
65	250,900	284,100	321,400	384,300	410,600	452,100
66	251,200	284,800	322,700	384,900	410,900	
67	251,500	285,400	323,900	385,500	411,200	
68	251,800	286,100	325,100	385,800	411,500	
69	252,100	286,700	326,400	386,100	411,700	
70	252,400	287,400	327,500		412,000	
71	252,700	288,000	328,600		412,300	
72	253,000	288,500	329,700		412,500	
73	253,300	289,000	330,400		412,700	
74	253,600	289,600	331,300		413,000	
75	253,900	290,100	332,000		413,300	
76	254,200	290,700	332,800		413,500	
77	254,500	291,200	333,600		413,700	
78	254,800	291,700	334,000		414,000	
79	255,100	292,300	334,600		414,300	
80	255,400	292,900	335,300		414,500	
81	255,700	293,400	336,100		414,700	
82	256,000	293,900	336,800		415,000	
83	256,300	294,300	337,500		415,300	
84	256,600	294,600	338,100		415,500	
85	256,900	294,800	338,600		415,700	
86	257,200	295,100	339,200			
87	257,500	295,300	339,700			
88	257,800	295,600	340,300			
89	258,100	295,800	340,600			
90			341,100			
91			341,500			
92			341,900			
93			342,300			
94			342,800			
95			343,300			
96			343,800			
97			344,100			
98			344,500			
99			344,900			
100			345,300			
101			345,600			
102			346,000			
103			346,400			
104			346,800			
105			347,000			
106			347,400			
107			347,800			
108			348,200			
109			348,400			
110			348,800			
111			349,200			
112			349,500			
113			349,800			
114			350,200			
115			350,600			
116			351,000			
117			351,500			
118			351,900			
119			352,300			
120			352,700			
121			353,200			
122			353,600			
123			353,900			

	124			354,200				
	125			354,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	249,600	294,900	320,600	362,700	396,200

別表第2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2（第8条、第13条、第20条、附則第18項関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	219,800	231,600	259,300	269,500	325,000	364,800	393,500	430,500
	2	221,600	233,500	261,200	271,600	327,200	366,500	395,300	432,300
	3	223,300	235,500	263,000	273,700	329,400	368,200	397,000	434,200
	4	224,900	237,500	264,900	275,800	331,600	369,900	398,700	436,100
	5	226,700	239,600	267,000	277,900	333,800	371,600	400,300	437,500
	6	228,500	241,500	268,800	280,000	335,900	373,200	401,800	439,100
	7	230,500	243,500	270,800	282,100	338,000	374,800	403,300	440,700
	8	232,600	245,600	272,700	284,200	340,100	376,400	404,800	442,100
	9	234,800	247,700	274,700	286,300	342,400	377,900	406,200	443,500
	10	237,000	249,800	276,600	288,400	344,100	379,500	407,800	445,200
	11	239,200	251,600	278,500	290,500	345,700	381,100	409,400	446,800
	12	241,400	253,500	280,400	292,600	347,300	382,600	410,900	448,200
	13	243,400	255,500	282,400	294,700	348,900	384,100	412,400	449,100
	14	245,400	257,500	284,300	296,800	350,000	385,800	414,500	450,700
	15	247,200	259,700	286,300	298,800	351,100	387,500	416,500	452,500
	16	249,000	261,900	288,300	301,000	352,200	389,200	418,600	454,300
	17	250,700	264,000	290,400	303,000	353,300	390,700	420,300	455,800
	18	252,400	265,300	291,700	305,100	355,000	392,300	421,900	457,600
	19	253,800	266,600	293,000	307,300	356,700	393,900	423,500	459,400
	20	255,200	267,900	294,200	309,400	358,300	395,500	425,000	461,100
	21	257,000	269,200	295,400	311,400	359,900	397,100	426,500	462,700
	22	258,400	270,500	296,400	313,500	361,600	398,700	428,100	464,400
	23	259,900	271,800	297,400	315,700	363,200	400,300	429,500	466,000
	24	261,400	273,100	298,300	317,700	364,800	401,900	430,900	467,800
	25	262,600	274,400	298,900	320,000	366,400	403,400	432,000	469,300
	26	263,800	275,600	299,600	321,700	368,000	405,400	433,400	470,700
	27	264,900	276,700	300,300	323,400	369,600	407,400	434,900	472,200
	28	266,200	278,200	301,000	325,100	371,200	409,400	436,400	473,500
	29	267,400	279,500	301,700	326,600	372,800	410,900	437,700	474,700
	30	268,700	280,800	302,400	328,000	374,400	412,600	439,400	475,400
	31	270,000	282,100	303,100	329,300	376,000	414,200	441,000	476,100
	32	271,400	283,300	303,700	330,600	377,600	415,900	442,600	476,700
	33	272,800	284,500	304,400	331,900	379,200	417,500	444,000	477,200
	34	274,100	285,100	305,200	333,400	380,800	419,000	445,700	477,900
	35	275,400	285,700	305,900	334,900	382,400	420,500	447,400	478,500
	36	276,400	286,300	306,700	336,400	384,000	421,900	449,000	479,100
	37	277,700	286,800	307,400	337,900	385,600	423,100	450,400	479,400
	38	279,000	287,400	308,200	339,300	387,200	424,600	451,100	480,000
	39	280,200	288,000	309,200	340,600	388,900	426,100	451,800	480,500
	40	281,400	288,500	310,100	341,900	390,600	427,500	452,500	481,000
	41	282,000	289,000	311,000	343,200	392,300	429,000	452,900	481,500
	42	282,600	289,600	312,300	344,800	394,300	430,300	453,400	481,900
	43	283,200	290,100	313,600	346,400	396,200	431,500	454,000	482,300
	44	283,700	290,600	314,900	348,000	398,100	432,700	454,600	482,700
	45	284,300	291,100	316,200	349,500	399,800	433,700	455,200	483,000
	46	284,900	291,700	317,700	351,100	401,200	434,400	455,900	
	47	285,500	292,200	319,000	352,700	402,400	435,200	456,400	
48	286,000	292,700	320,100	354,200	403,700	435,900	456,900		

49	286,600	293,200	321,100	355,700	404,700	436,400	457,400
50	287,200	293,800	322,300	357,300	405,800	436,800	457,700
51	287,700	294,400	323,500	358,900	406,800	437,200	458,000
52	288,200	295,000	324,600	360,400	407,800	437,500	458,400
53	288,700	295,700	325,700	361,900	408,900	437,800	458,800
54	289,200	296,400	326,900	363,500	410,100	438,100	459,000
55	289,700	297,100	328,100	365,100	411,200	438,400	459,300
56	290,300	297,800	329,200	366,700	412,300	438,700	459,500
57	290,800	298,400	330,300	368,100	413,500	438,900	459,900
58	291,400	299,300	331,500	369,800	414,300	439,200	460,100
59	292,000	300,100	332,700	371,500	415,100	439,500	460,300
60	292,600	300,900	333,900	373,100	415,700	439,800	460,500
61	293,300	301,700	335,100	374,700	416,200	440,100	460,900
62	294,000	302,800	336,300	376,300	416,900	440,400	461,100
63	294,700	303,900	337,500	377,900	417,600	440,700	461,300
64	295,300	304,900	338,700	379,600	418,200	441,000	461,600
65	296,200	305,900	339,900	381,300	418,900	441,200	461,900
66	297,000	307,000	341,200	383,300	419,300	441,500	
67	297,800	308,000	342,400	385,300	419,900	441,800	
68	298,600	309,100	343,600	387,300	420,500	442,100	
69	299,500	310,100	344,800	389,000	420,900	442,300	
70	300,400	311,200	346,200	390,700	421,300	442,600	
71	301,300	312,300	347,500	392,200	421,800	442,900	
72	302,100	313,400	348,800	393,700	422,300	443,100	
73	303,000	314,400	349,700	394,900	422,800	443,300	
74	303,800	315,500	351,000	395,900	423,400	443,600	
75	304,600	316,600	352,200	396,900	423,800	443,900	
76	305,500	317,700	353,400	397,900	424,200	444,200	
77	306,400	318,700	354,600	399,000	424,600	444,400	
78	307,300	319,800	356,000	400,100	424,900	444,700	
79	308,200	320,900	357,400	401,200	425,200	445,000	
80	309,000	322,000	358,800	402,300	425,500	445,300	
81	309,900	323,000	360,100	403,600	425,800	445,500	
82	310,800	324,200	361,600	404,400	426,100	445,800	
83	311,600	325,400	363,100	405,200	426,400	446,100	
84	312,300	326,600	364,500	405,800	426,600	446,400	
85	313,200	327,300	365,700	406,300	426,800	446,600	
86	314,100	328,600	367,100	407,000	427,100		
87	315,100	329,900	368,400	407,700	427,400		
88	316,000	331,200	369,800	408,400	427,600		
89	317,100	332,500	370,900	408,700	427,800		
90	318,100	333,900	372,100	409,400	428,100		
91	319,100	335,300	373,300	410,100	428,400		
92	320,000	336,700	374,500	410,600	428,600		
93		338,000	375,800	411,000	428,800		
94		339,600	377,000	411,400	429,100		
95		341,100	378,200	411,900	429,400		
96		342,600	379,300	412,400	429,600		
97		344,000	380,400	412,900	429,800		
98				413,300	430,100		
99				413,800	430,400		
100				414,300	430,600		
101				414,800	430,800		
102				415,300			
103				415,900			
104				416,400			
105				416,800			
106				417,400			
107				417,900			
108				418,100			
109				418,400			
110				418,900			
111				419,200			
112				419,500			
113				419,800			
114				420,200			

	115				420,600				
	116				421,000				
	117				421,300				
	118				421,700				
	119				422,100				
	120				422,400				
	121				422,800				
	122				423,200				
	123				423,600				
	124				423,900				
	125				424,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		246,200	262,200	270,500	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

別表第3（備考を除く。）を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

技能職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
	37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
	38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
	39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
	40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200	

42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	
71	238,400	261,700	290,300	316,500	
72	238,700	261,900	290,800	317,000	
73	238,900	262,100	291,300	317,300	
74	239,200	262,400	291,800	317,800	
75	239,500	262,700	292,200	318,300	
76	239,700	262,900	292,600	318,700	
77	239,900	263,100	293,000	318,900	
78	240,200	263,400	293,400	319,200	
79	240,500	263,700	293,800	319,400	
80	240,700	263,900	294,200	319,700	
81	240,900	264,100	294,600	320,000	
82	241,200	264,400	295,000	320,300	
83	241,500	264,700	295,400	320,600	
84	241,700	264,900	295,900	320,800	
85	241,900	265,100	296,200	321,000	
86	242,200	265,300	296,700	321,300	
87	242,500	265,600	297,200	321,600	
88	242,700	265,900	297,700	321,800	
89	242,900	266,100	298,000	322,000	
90	243,200	266,300	298,500	322,300	
91	243,500	266,600	299,000	322,600	
92	243,700	266,800	299,300	322,900	
93	243,900	267,100	299,700	323,100	
94	244,200	267,400	300,200	323,400	
95	244,500	267,700	300,700	323,700	
96	244,700	267,900	301,200	323,900	
97	244,900	268,100	301,500	324,100	
98	245,200	268,400	301,900	324,400	
99	245,400	268,600	302,400	324,700	
100	245,700	268,900	302,900	324,900	
101	245,900	269,100	303,300	325,100	
102	246,100	269,300	303,700	325,400	
103	246,400	269,600	304,000	325,700	
104	246,700	269,900	304,300	325,900	
105	246,900	270,100	304,600	326,100	
106	247,200	270,300	305,000	326,400	
107	247,500	270,600	305,300	326,700	

	108	247,700	270,800	305,700	326,900	
	109	247,900	271,100	306,000	327,100	
	110	248,200	271,400	306,400	327,400	
	111	248,500	271,700	306,800	327,700	
	112	248,700	271,900	307,100	327,900	
	113	248,900	272,100	307,300	328,100	
	114	249,200	272,400	307,600	328,400	
	115	249,500	272,600	307,900	328,700	
	116	249,700	272,800	308,100	328,900	
	117	249,900	273,100	308,300	329,100	
	118	250,200	273,400	308,600	329,400	
	119	250,500	273,700	308,900	329,700	
	120	250,700	273,900	309,100	329,900	
	121	250,900	274,100	309,300	330,100	
	122		274,300	309,600	330,400	
	123		274,600	309,900	330,700	
	124		274,900	310,100	330,900	
	125		275,100	310,300	331,100	
	126		275,300	310,600	331,400	
	127		275,600	310,900	331,700	
	128		275,900	311,100	331,900	
	129		276,100	311,300	332,100	
	130		276,300	311,600	332,400	
	131		276,600	311,900	332,700	
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

別表第4を次のように改める。

別表第4（第8条の3関係）

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	207,400	220,000	230,000	239,600	265,300
2	209,000	221,700	231,500	241,500	266,300
3	210,600	223,000	233,000	243,400	267,300
4	212,100	224,300	234,500	245,300	268,300
5	213,600	225,600	236,000	247,100	269,300
6	215,200	226,700	237,500	249,000	270,300
7	216,800	227,800	239,000	250,900	271,300
8	218,400	228,900	240,500	252,800	272,300
9	220,000	230,000	242,000	254,500	273,300
10	221,700	231,100	243,400	256,400	274,300
11	223,000	232,200	244,800	258,000	275,300
12	224,300	233,300	246,200	259,600	276,400
13	225,600	234,400	247,400	261,300	277,400
14	226,700	235,400	248,600	262,300	278,700
15	227,800	236,400	249,800	263,300	280,000
16	228,900	237,300	251,000	264,300	281,200
17	230,000	238,200	252,100	265,300	282,500
18	231,100	239,100	253,200	266,300	283,800
19	232,200	239,900	254,300	267,300	285,000
20	233,300	240,700	255,400	268,300	286,200
21	234,400	241,400	256,400	269,300	287,300
22	235,400	242,000	257,400	270,300	

23	236,400	242,600	258,400	271,300
24	237,300	243,200	259,400	272,300
25	238,200	243,800	260,400	273,300
26				274,300
27				275,300
28				276,400
29				277,400
30				278,700
31				280,000
32				281,200
33				282,500

第3条 池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の232.5」を「100分の123.75」に改める。

第34条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(令和2年池田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「及び次条」を削り、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号」を「に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円とし、同項第2号から第5号」に改め、「とし、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条第2項中「100分の15」を「100分の12」に改める。

第19条第2項第1号ただし書中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。))にあつては、その額からその額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

第19条第2項第3号中「1か月」を「支給単位期間につき、1か月」に、「55,000円」を「150,000円」に改め、「その者の」を削る。

第21条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「1

00分の61.25」に改める。

第36条中「第15条、第16条及び第18条」を「及び第15条」に改める。

別表第1（備考を除く。）を次のように改める。

別表第1（第6条、第12条、附則第19項関係）

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	188,000	220,000	239,600	292,100	335,000	373,400
	2	189,700	221,700	241,500	294,300	336,900	376,000
	3	191,300	223,000	243,400	296,500	338,700	378,300
	4	192,900	224,300	245,300	298,700	340,500	380,500
	5	194,500	225,600	247,100	300,800	342,200	382,400
	6	196,200	226,700	249,000	303,000	343,900	384,700
	7	197,800	227,800	250,900	305,300	345,500	386,800
	8	199,400	228,900	252,800	307,500	347,200	388,800
	9	201,000	230,000	254,500	309,800	348,800	390,800
	10	202,700	231,500	256,400	311,500	350,500	393,100
	11	204,400	233,000	258,000	313,200	352,100	395,300
	12	206,100	234,500	259,600	314,700	353,700	397,500
	13	207,400	236,000	261,300	316,100	355,200	399,700
	14	209,000	237,500	262,300	317,400	356,900	402,000
	15	210,600	239,000	263,300	318,700	358,500	404,200
	16	212,100	240,500	264,300	320,000	360,100	406,500
	17	213,600	242,000	265,300	321,300	361,700	408,300
	18	215,200	243,400	266,300	323,100	363,500	410,200
	19	216,800	244,800	267,300	324,900	365,000	412,100
	20	218,400	246,200	268,300	326,600	366,600	413,900
	21	220,000	247,400	269,300	328,300	368,000	415,700
	22	221,700	248,600	270,300	330,000	369,600	417,500
	23	223,000	249,800	271,300	331,700	371,200	419,300
	24	224,300	251,000	272,300	333,400	372,700	421,100
	25	225,600	252,100	273,300	335,000	374,600	422,700
	26	226,700	253,200	274,300	336,700	376,500	424,200
	27	227,800	254,300	275,300	338,400	378,400	425,700
	28	228,900	255,400	276,400	340,000	380,200	427,200
	29	230,000	256,400	277,400	341,500	381,700	428,700
	30	231,100	257,400	278,700	343,100	383,500	430,000
	31	232,200	258,400	280,000	344,700	385,200	431,300
	32	233,300	259,400	281,200	346,200	386,800	432,500
	33	234,400	260,400	282,500	347,600	388,500	433,700
	34	235,400	261,300	283,800	349,300	389,900	435,000
	35	236,400	262,200	285,000	350,900	391,300	436,300
	36	237,300	263,100	286,200	352,500	392,700	437,500
	37	238,200	263,900	287,300	353,700	394,100	438,700
	38	239,100	264,700	288,500	355,200	395,300	439,500
	39	239,900	265,500	289,800	356,700	396,500	440,300
	40	240,700	266,300	291,100	358,200	397,500	441,100
	41	241,400	267,000	292,400	359,900	398,600	441,700
	42	242,000	267,800	293,400	361,700	399,800	442,300
	43	242,600	268,600	294,400	363,400	400,900	442,900
	44	243,200	269,300	295,500	365,100	402,000	443,500
	45	243,800	270,000	296,600	366,500	402,700	444,200
	46	244,400	270,800	297,800	367,800	403,400	445,000
	47	245,000	271,600	298,900	369,000	404,100	445,400
	48	245,500	272,300	300,100	370,400	404,800	446,100
	49	246,000	273,000	301,300	371,500	405,400	446,600
	50	246,400	273,800	302,600	372,400	406,000	447,000
	51	246,700	274,600	303,900	373,400	406,500	447,400
	52	247,000	275,300	305,200	374,500	406,900	447,800
53	247,300	276,000	306,500	375,300	407,300	448,200	

54	247,600	276,700	307,800	376,200	407,500	448,600
55	247,900	277,400	309,100	377,100	407,800	449,000
56	248,200	278,100	310,400	377,900	408,100	449,300
57	248,500	278,800	311,700	378,700	408,400	449,600
58	248,800	279,500	313,000	379,500	408,700	450,000
59	249,100	280,200	314,300	380,300	409,000	450,300
60	249,400	280,900	315,400	381,000	409,300	450,600
61	249,700	281,500	316,300	381,700	409,500	450,900
62	250,000	282,200	317,600	382,400	409,800	451,200
63	250,300	282,800	318,900	383,100	410,100	451,500
64	250,600	283,500	320,200	383,800	410,400	451,800
65	250,900	284,100	321,400	384,300	410,600	452,100
66	251,200	284,800	322,700	384,900	410,900	
67	251,500	285,400	323,900	385,500	411,200	
68	251,800	286,100	325,100	385,800	411,500	
69	252,100	286,700	326,400	386,100	411,700	
70	252,400	287,400	327,500		412,000	
71	252,700	288,000	328,600		412,300	
72	253,000	288,500	329,700		412,500	
73	253,300	289,000	330,400		412,700	
74	253,600	289,600	331,300		413,000	
75	253,900	290,100	332,000		413,300	
76	254,200	290,700	332,800		413,500	
77	254,500	291,200	333,600		413,700	
78	254,800	291,700	334,000		414,000	
79	255,100	292,300	334,600		414,300	
80	255,400	292,900	335,300		414,500	
81	255,700	293,400	336,100		414,700	
82	256,000	293,900	336,800		415,000	
83	256,300	294,300	337,500		415,300	
84	256,600	294,600	338,100		415,500	
85	256,900	294,800	338,600		415,700	
86	257,200	295,100	339,200			
87	257,500	295,300	339,700			
88	257,800	295,600	340,300			
89	258,100	295,800	340,600			
90			341,100			
91			341,500			
92			341,900			
93			342,300			
94			342,800			
95			343,300			
96			343,800			
97			344,100			
98			344,500			
99			344,900			
100			345,300			
101			345,600			
102			346,000			
103			346,400			
104			346,800			
105			347,000			
106			347,400			
107			347,800			
108			348,200			
109			348,400			
110			348,800			
111			349,200			
112			349,500			
113			349,800			
114			350,200			
115			350,600			
116			351,000			
117			351,500			
118			351,900			
119			352,300			

	120			352,700			
	121			353,200			
	122			353,600			
	123			353,900			
	124			354,200			
	125			354,700			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	249,600	294,900	320,600	362,700

第5条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年池田市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条第2項中「の各号」を削り、第1号を削り、同項第2号中「及び孫」を削り、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第6条第2項第5号中「者」の次に「(前各号に該当する者を除く。)」を加える。

第14条の3を削る。

第19条中「、第6条の3」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は任期付職員採用法第5条又は育児休業法第18条第1項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「任期付職員採用法」という。)第5条又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第19条の2中「、第12条及び第14条の2」を「及び第12条」に改め、「規定は、」の次に「任期付職員採用法第7条第1項に規定する」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定(池田市一般職の職員の給与に関する条例第7条第1項並びに第20条第2項及び第3項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同条例第21条、第22条第2項、第29条の2第2項、第29条の3第1項、第31条第2項並びに第31条の2第1項及び第3項の改正規定、同条例第34条第2項に1号を加える改正規定並びに同条例第34条の2を削る改正規定を除く。次項及び附則第3項において同じ。)及び第4条の規定(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例第15条第2項及び第3項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに同条例第16条、第17条第2項、第19条第2項及び第36条の改正規定を除く。次項及び附則第3項において同じ。)並びに次項並びに附則第3項及び第9項の規定は、公布の日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「改正一般職給与条例」という。)第8条の2第1項、附則別表第7及び別表第1から別表第4までの規定並びに第4条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「改正教育職員給与条例」という。)別表第1の規定は令和6年4月1日からの給与について、改正一般職給与条例第33条第2項から第4項まで及び第34条第2項の規定並びに改正教育職員給与条例第21条第2項及び第3項並びに第24条第2項の規定は令和6年12月1日からの給与について適用する。

(給与の内払)

3 前項の場合において、第2条の規定による改正前の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第4条の規定による改正前の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正一般職給与条例の規定及び改正教育職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(地域手当に関する特例)

4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正会計年度任用職員給与条例」という。)第7条第2項、第2条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例(以下「第2条改正一般職給与条例」という。)第22条第2項及び第4条の規定による改正後の池田市立

幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（以下「第4条改正教育職員給与条例」という。）第17条第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の12」とあるのは、「100分の14」とする。

- 5 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、改正会計年度任用職員給与条例第7条第2項、第2条改正一般職給与条例第22条第2項及び第4条改正教育職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の12」とあるのは、「100分の13」とする。

（パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表に関する特例）

- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、改正会計年度任用職員給与条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表（別表第3）」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表（人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年池田市条例第22号）附則別表第1）」とする。

- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、改正会計年度任用職員給与条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表（別表第3）」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表（人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年池田市条例第22号）附則別表第2）」とする。

（扶養手当に関する特例）

- 8 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第2条改正一般職給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「次」とあるのは「次の各号（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、第5号を除く。）」とし、同項、第4条改正教育職員給与条例第15条第2項及び第6条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第2項の規定の適用については、これらの規定中「(5) 身体又は精神に障害を有する者（前各号に該当する者を除く。）」とあるのは「(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）（6) 身体又は精神に障害を有する者（前各号に該当する者を除く。）」とし、第2条改正一般職給与条例第20条第3項及び第4条改正教育職員給与条例第15条第3項の規定の適用については、これらの規定中「13,000円とし、同項第2号から第5号まで」とあるのは「11,500円とし、同項第2号から第4号まで及び第6号」と、「とする」とあるのは「とし、同項第5号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（委任）

- 9 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則別表第1（附則第6項関係）

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	172,368	195,168	227,430	236,322
2	173,508	196,422	229,482	239,172
3	174,648	197,790	231,648	242,364
4	175,788	199,044	233,700	245,442
5	177,156	200,184	235,638	248,748
6	178,410	201,894	237,690	251,940
7	179,664	203,376	239,742	255,246
8	180,918	204,858	241,794	258,552
9	181,944	206,340	243,618	261,858
10	183,198	208,050	245,670	264,708
11	184,452	209,760	247,608	267,786
12	185,820	211,698	249,432	270,522
13	186,846	212,952	251,142	273,030
14	188,100	214,662	253,308	274,968
15	189,582	216,258	255,246	276,906
16	190,836	217,854	257,298	278,730
17	192,090	219,450	259,008	280,668
18	193,800	222,072	260,718	282,150
19	195,282	224,694	262,542	283,632
20	196,650	227,316	264,252	285,000
21	198,018	229,824	265,734	287,052
22	199,386	231,876	267,330	289,104
23	200,754	233,586	268,926	291,270
24	202,236	235,296	270,636	293,208
25	203,490	237,120	272,232	295,146
26	205,200	238,716	274,170	297,198

27	207,024	240,426	275,880	299,478
28	208,734	242,022	277,476	301,530
29	210,444	243,618	278,958	303,354
30	212,040		280,782	305,292
31	213,750		282,606	307,116
32	215,574		284,202	309,054
33	217,170		285,342	310,878
34	219,222		287,166	312,816
35	221,160		288,648	314,526
36	223,212		290,016	316,008
37	225,150		291,384	317,262
38	226,404		292,524	318,858
39	228,114		293,550	320,568
40	229,368		294,576	322,164
41	230,508		295,716	323,646
42	232,218		296,742	325,014
43	233,586		297,654	326,040
44	234,954		298,566	326,952
45	236,778		299,478	327,978
46	237,918		300,732	329,004
47	238,944		302,100	329,688
48	240,312		303,354	330,486
49	241,566		304,836	331,284
50	242,706		306,204	331,854
51			307,458	332,310
52			308,826	332,880
53			310,080	333,564
54			311,334	334,134
55			312,702	334,704
56			313,842	335,274
57			314,982	335,844
58			316,122	336,870
59			317,376	338,010
60			318,402	339,150
61			319,428	340,176
62			320,568	341,544
63			321,594	342,798
64			322,620	343,938
65			323,646	344,964
66			324,786	346,104
67			325,812	347,130
68			326,838	348,270
69			327,978	349,068
70			329,232	349,866
71			330,258	350,778
72			331,284	351,576
73			331,854	352,374
74			332,652	353,400
75			333,564	354,540
76			334,590	355,452
77			335,730	356,250
78			336,642	357,162
79			337,668	358,074
80			338,580	359,100
81			339,378	359,898
82			339,948	360,810
83			340,404	361,722
84			340,860	362,634
85			341,088	363,204
86			341,430	364,002

87			341, 772	364, 800
88			342, 114	365, 826
89			342, 342	366, 852
90				367, 878
91				368, 676
92				369, 474
93				370, 158
94				370, 956
95				371, 754
96				372, 438
97				372, 894
98				373, 350
99				373, 806
100				374, 148
101				374, 490
102				374, 832
103				375, 174
104				375, 516
105				376, 086
106				376, 656
107				377, 226
108				377, 682
109				378, 138
110				378, 708
111				379, 164
112				379, 734
113				380, 190
114				380, 760
115				381, 216
116				381, 672
117				382, 014
118				382, 470
119				383, 040
120				383, 610
121				383, 838
122				384, 408
123				384, 978
124				385, 320
125				385, 548
126				385, 890
127				386, 460
128				386, 916
129				387, 144
130				387, 600
131				388, 170
132				388, 740
133				388, 968
134				389, 424
135				389, 994
136				390, 336
137				390, 678
138				391, 134
139				391, 590
140				392, 046
141				392, 502

附則別表第2（附則第7項関係）

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円

1	170, 856	193, 456	225, 435	234, 249
2	171, 986	194, 699	227, 469	237, 074
3	173, 116	196, 055	229, 616	240, 238
4	174, 246	197, 298	231, 650	243, 289
5	175, 602	198, 428	233, 571	246, 566
6	176, 845	200, 123	235, 605	249, 730
7	178, 088	201, 592	237, 639	253, 007
8	179, 331	203, 061	239, 673	256, 284
9	180, 348	204, 530	241, 481	259, 561
10	181, 591	206, 225	243, 515	262, 386
11	182, 834	207, 920	245, 436	265, 437
12	184, 190	209, 841	247, 244	268, 149
13	185, 207	211, 084	248, 939	270, 635
14	186, 450	212, 779	251, 086	272, 556
15	187, 919	214, 361	253, 007	274, 477
16	189, 162	215, 943	255, 041	276, 285
17	190, 405	217, 525	256, 736	278, 206
18	192, 100	220, 124	258, 431	279, 675
19	193, 569	222, 723	260, 239	281, 144
20	194, 925	225, 322	261, 934	282, 500
21	196, 281	227, 808	263, 403	284, 534
22	197, 637	229, 842	264, 985	286, 568
23	198, 993	231, 537	266, 567	288, 715
24	200, 462	233, 232	268, 262	290, 636
25	201, 705	235, 040	269, 844	292, 557
26	203, 400	236, 622	271, 765	294, 591
27	205, 208	238, 317	273, 460	296, 851
28	206, 903	239, 899	275, 042	298, 885
29	208, 598	241, 481	276, 511	300, 693
30	210, 180		278, 319	302, 614
31	211, 875		280, 127	304, 422
32	213, 683		281, 709	306, 343
33	215, 265		282, 839	308, 151
34	217, 299		284, 647	310, 072
35	219, 220		286, 116	311, 767
36	221, 254		287, 472	313, 236
37	223, 175		288, 828	314, 479
38	224, 418		289, 958	316, 061
39	226, 113		290, 975	317, 756
40	227, 356		291, 992	319, 338
41	228, 486		293, 122	320, 807
42	230, 181		294, 139	322, 163
43	231, 537		295, 043	323, 180
44	232, 893		295, 947	324, 084
45	234, 701		296, 851	325, 101
46	235, 831		298, 094	326, 118
47	236, 848		299, 450	326, 796
48	238, 204		300, 693	327, 587
49	239, 447		302, 162	328, 378
50	240, 577		303, 518	328, 943
51			304, 761	329, 395
52			306, 117	329, 960
53			307, 360	330, 638
54			308, 603	331, 203
55			309, 959	331, 768
56			311, 089	332, 333
57			312, 219	332, 898
58			313, 349	333, 915
59			314, 592	335, 045
60			315, 609	336, 175

61		316, 626	337, 192
62		317, 756	338, 548
63		318, 773	339, 791
64		319, 790	340, 921
65		320, 807	341, 938
66		321, 937	343, 068
67		322, 954	344, 085
68		323, 971	345, 215
69		325, 101	346, 006
70		326, 344	346, 797
71		327, 361	347, 701
72		328, 378	348, 492
73		328, 943	349, 283
74		329, 734	350, 300
75		330, 638	351, 430
76		331, 655	352, 334
77		332, 785	353, 125
78		333, 689	354, 029
79		334, 706	354, 933
80		335, 610	355, 950
81		336, 401	356, 741
82		336, 966	357, 645
83		337, 418	358, 549
84		337, 870	359, 453
85		338, 096	360, 018
86		338, 435	360, 809
87		338, 774	361, 600
88		339, 113	362, 617
89		339, 339	363, 634
90			364, 651
91			365, 442
92			366, 233
93			366, 911
94			367, 702
95			368, 493
96			369, 171
97			369, 623
98			370, 075
99			370, 527
100			370, 866
101			371, 205
102			371, 544
103			371, 883
104			372, 222
105			372, 787
106			373, 352
107			373, 917
108			374, 369
109			374, 821
110			375, 386
111			375, 838
112			376, 403
113			376, 855
114			377, 420
115			377, 872
116			378, 324
117			378, 663
118			379, 115
119			379, 680
120			380, 245
121			380, 471

122				381,036
123				381,601
124				381,940
125				382,166
126				382,505
127				383,070
128				383,522
129				383,748
130				384,200
131				384,765
132				385,330
133				385,556
134				386,008
135				386,573
136				386,912
137				387,251
138				387,703
139				388,155
140				388,607
141				389,059

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第23号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「年度ごと」を「年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)ごと」に改める。

第12条第1項中「定める者」の次に「(第14条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第14条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第14条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(介護との両立に係る勤務環境の整備に関する措置)

第14条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第15条中「非常勤職員」を「前2条に定めるものを除くほか、非常勤職員」に、「前条」を「第14条」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和2年池田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「定める者」の次に「(第16条第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

本則に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければなら

らない。

- 2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(介護との両立に係る勤務環境の整備に関する措置)

第17条 教育委員会は、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第24号

池田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、池田市議会議員（以下「議員」という。）が本市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員（本市に対し請負をする者又はその支配人である者に限る。次項において同じ。）は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度（地方自治法第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の前会計年度（議員であった期間に限る。以下「対象期間」という。）における本市に対する請負（対象期間において対価の支払を受けたものに限る。以下同じ。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項
  - ア 請負の対象とする役務、物件等
  - イ 契約締結日
  - ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
  - エ 対象期間において支払を受けた対価の合計額
- (2) 前号エに掲げる合計額の総額

2 議員は、前項の規定による報告に係る事項を訂正する必要があるときは、議長に対し、当該訂正の内容を報告しなければならない。

(報告事項等の公表等)

第3条 議長は、前条各項の規定による報告があつたときは、当該報告に係る事項を公表するとともに、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日までこれを保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

---

池田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第25号

池田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

池田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2

条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第45条第1項中「除き、」の次に「池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年池田市条例第3号）に規定する」を加える。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

#### 附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定、同条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第2項、第27条第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項、第45条第1項、第47条並びに第48条の改正規定は公布の日から施行する。

---

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第26号

#### 池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第94条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第99条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第94条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第100条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第13条第2項中「、第32項、第34項、第38項、第42項若しくは第45項」を「から第33項まで、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附則第13条の2第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第16項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第14条中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第94条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

---

## 規 則

---

池田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月6日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第1号

池田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

池田市都市計画法施行細則（平成16年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第14号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間、新様式による書類として使用することができる。

---

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月6日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第2号

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

池田市建築基準法施行細則（平成14年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第21号を次のように改める。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間、新様式による書類として使用することができる。

---

池田市環境問題調整委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月6日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第3号

池田市環境問題調整委員会規則の一部を改正する規則

池田市環境問題調整委員会規則（昭和53年池田市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（調整の申立て）

第7条 池田市環境保全条例第76条第2項の規定による調整の申立ては、環境問題調整申立依頼書（別記様式）により市長に依頼して行うものとする。

別記様式を次のように改める。

（様式 略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間、新様式による書類として使用することができる。

---

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月17日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第4号

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年池田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第172条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第5号

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例施行規則（昭和35年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「国民健康保険精神・結核医療給付金支給申請書兼請求書」を「精神・結核医療給付金支給申請書兼請求書」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「氏名 \_\_\_\_\_ 印」を \_\_\_\_\_ ※自署でない場合

\_\_\_\_\_ に改める。  
は、押印してください。」

様式第4号中「氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「氏名 \_\_\_\_\_ 印」を \_\_\_\_\_ ※自署でない場合は、押印してください。」

改める。

様式第17号中「氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「氏名 \_\_\_\_\_ 印」を \_\_\_\_\_ ※自署でない場合は、押印してください。」

改める。

様式第20号を次のように改める。

（様式 略）

様式第26号中「世帯主氏名 \_\_\_\_\_ 印」を「世帯主氏名 \_\_\_\_\_ 印」を \_\_\_\_\_ ※自署でない場合は、押印してください。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式による書類は、この規則による改正後の様式により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の様式による書類として使用することができる。

---

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第6号

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

(池田市公益活動促進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 池田市公益活動促進に関する条例施行規則(平成13年池田市規則第29号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第4号中「禁錮」を「拘禁刑(禁錮)」に改める。

(池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年池田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成19年池田市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年池田市規則第37号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第5条 期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和46年池田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

様式第3中「罪条」を「罰条」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第4その1及び様式第4その2中「罪条」を「罰条」に改める。

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 職員の退職手当に関する条例施行規則(平成6年池田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第6号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(池田市職員退隠料及び遺族扶助料条例施行細則の一部改正)

第7条 池田市職員退隠料及び遺族扶助料条例施行細則(昭和24年池田市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(池田市自動車臨時運行許可規則の一部改正)

第8条 池田市自動車臨時運行許可規則(昭和29年池田市規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(様式の改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、この規則による改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

(池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの規則(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した罪につき懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執

行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されている者は、第2条の規定による改正後の池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号の規定の適用については、拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。

(池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪につき懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、第3条の規定による改正後の池田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第1条第1号の規定の適用については、拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。

---

池田市みんなでつくるまちの寄付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第7号

池田市みんなでつくるまちの寄付条例施行規則の一部を改正する規則

池田市みんなでつくるまちの寄付条例施行規則(平成20年池田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「寄付金は、池田市寄付申込書(様式第1号)」を「池田市みんなでつくるまちの寄付金(以下「寄付金」という。)は、市長が別に定める申込書の提出、本市が委託した事業者が管理及び運営をするポータルサイトに設置した所定の入力フォームによる申込みその他市長が適当と認める方法」に改め、同項ただし書を削る。

第3条の見出しを「(寄付金の記録)」に改め、同条中「市長は、」の次に「贈られた」を加え、「寄付金台帳(様式第2号)を作成するものとする」を「寄付金を受領した年月日、寄付者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び所在地)、寄付金の額、条例第4条第1項の規定により指定された事業(条例第2条第2項に規定する企業版ふるさと納税寄付金(以下「企業版ふるさと納税寄付金」という。)にあつては、その寄付について指定された同項に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業)その他必要な事項を記録しておかなければならない」に改める。

第4条を次のように改める。

(他の基金による管理運用)

第4条 条例第3条第2項の規定による他の基金(同項に規定する「他の基金」をいう。)による寄付金の管理運用は、次に掲げる基金のうち、その設置目的と当該寄付金について条例第4条の規定により指定された事業の目的が同様であると認めるものにおいて行うものとする。ただし、当該基金が2以上ある場合は、当該2以上の基金のうちから最も適当と市長が認める基金によるものとする。

- (1) 池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり基金条例(平成22年池田市条例第2号)第1条に規定する池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり基金
- (2) 竹安災害対策基金条例(平成23年池田市条例第24号)第1条に規定する竹安災害対策基金
- (3) 池田市公益活動促進に関する条例(平成13年池田市条例第14号)第12条に規定する池田市公益活動促進基金
- (4) 池田市文化振興基金条例(昭和61年池田市条例第16号)第1条に規定する池田市文化振興基金
- (5) 池田市音楽教育振興基金条例(平成元年池田市条例第18号)第1条に規定する池田市音楽教育振興基金
- (6) 池田市環境基金条例(平成19年池田市条例第23号)第1条に規定する池田市環境基金
- (7) 池田市緑化基金条例(昭和57年池田市条例第5号)第1条に規定する池田市緑化基金
- (8) 池田市福祉基金条例(昭和52年池田市条例第14号)第1条に規定する池田市福祉基金
- (9) 池田市アクティブシニア応援基金条例(平成30年池田市条例第5号)第1条に規定する池田市アクティブシニア応援基金
- (10) 池田市子ども・子育て基金条例(平成23年池田市条例第19号)第1条に規定する池田市子ども・子育て基金
- (11) 池田市公共施設整備基金条例(昭和60年池田市条例第18号)第1条に規定する池田市公共施設整備基金
- (12) 池田市奨学基金条例(昭和45年池田市条例第5号)第1条に規定する池田市奨学基金
- (13) 池田市教育振興基金条例(平成17年池田市条例第5号)第1条に規定する池田市教育振興基金
- (14) 池田市スポーツ振興条例(平成28年池田市条例第38号)第15条第1項に規定する池田市スポーツ振興基金

第5条の見出しを「(推進基金の運用状況)」に改め、同条第1項中「推進基金」を「池田市みんなでつくるまち推進基金(以下「推進基金」という。)」に、「様式第3号」を「様式第1号」に改め、同条第2項中「様式第4号」を「様式第2号」に改める。

第6条本文中「市長は、前年度の」を「寄付金(企業版ふるさと納税寄付金を除く。以下この項において同じ。)に係る条例第11条の規定による公表は、」に、「並びに」を「及び」に、「及び寄付の内容」を「(法人その他の団体にあつては、名称。以下この項において同じ。)」に、「公表する」を「行う」に改め、同条ただし書を次のとおり改める。

ただし、寄付者から匿名の希望があった場合は、その寄付者の氏名は公表しない。

第6条に次の1項を加える。

2 企業版ふるさと納税寄付金に係る条例第11条の規定による公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を様式第1号とし、様式第4号を様式第2号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第8号

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオまでとし、同条第3項第4号中ノをハとし、クからネまでをケからノまでとし、キの次に次のように加える。

ク 平和施策に係る関係機関との連絡調整その他平和施策に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第9号

池田市事務決裁規則の一部を改正する規則

池田市事務決裁規則（昭和38年池田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の13の項部長の欄及び課長の欄を次のように改める。

	○
--	---

別表の15の項部長の欄及び課長の欄を次のように改める。

差押え、参加差押え、 公売、捜索、滞納処分 の停止	部長の欄に掲げるもの 以外のもの
---------------------------------	---------------------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第10号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成5年池田市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を開始日とするこの規則による改正後の第4条の2第2項の規定による超過勤務の制限の請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

---

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第11号

#### 池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和2年池田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「次条第2項第9号」を「次条第1項第14号」に改める。

第9条第1項中「であって、6か月以上の任期が定められているもの又は6か月以上継続して勤務しているもの、第13号」を「第13号及び第14号」に改め、同項第6号中「の親族欄」を削り、「限る」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「の区分に応じ、同表の日数欄に掲げる連続する暦日数」を「が死亡した日（当該日が不明の場合にあつては、親族が死亡した事実を非常勤職員が知った日）から起算して7日以内の日のうちから非常勤職員が指定した日から、当該指定した日から起算して死亡した親族の区分に応じて別表第3に定める日数」に改め、「日数」の次に「が経過する日までの間」を加え、同項に次の1号を加える。

（14）非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項第6号から第8号までに掲げる場合を除く。）1の年度において週の勤務日数の区分に応じて別表第4に定める日数

第9条第2項中「であって、6か月以上の任期が定められているもの又は6か月以上継続して勤務しているもの」及び「第9号に掲げる場合による休暇にあつては6か月以上の任期が定められている非常勤職員又は6か月以上継続して勤務している非常勤職員（週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）」を削り、同項第2号中「小学校就学の始期に達するまで」を「小学校修了前」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「を行うこと、疾病」に、「必要なものとしてその」を「予防接種若しくは健康診断を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものに伴い」に、「ことを」を「こと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園、入学若しくは卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をすることを」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第9条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、非常勤職員の親族（同号に規定する親族に限る。以下同じ。）が死亡した日（当該日が不明の場合にあつては、親族が死亡した事実を非常勤職員が知った日。以下同じ。）がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である場合について適用し、非常勤職員の親族が死亡した日が施行日前の日である場合については、なお従前の例による。

---

池田市職員休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第12号

##### 池田市職員休暇規則の一部を改正する規則

池田市職員休暇規則（昭和50年池田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「（看護等休暇）」に改め、同条第1項中「小学生以下」を「小学校修了前」に、「を看護」を「の看護等」に、「又は疾病」を「を行うこと、疾病」に、「当該子に予防接種又は」を「当該子に予防接種若しくは」に改め、「受けさせること」の次に「、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものに伴い子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園、入学若しくは卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をすることを」を加え、「する場合」を「のため勤務しないことが相当であると認められる場合」に、「看護休暇」を「看護等休暇」に改め、同条第2項中「職員は、看護休暇を請求しようとするときは」を「任命権者は、看護等休暇を請求された場合は、必要により」に、「の看護」を「の看護等」に、「任命権者に提出しなければならない」を「提出させることができる」に改め、同条第3項中「看護休暇」を「看護等休暇」に改める。

第21条第1項中「親族」の次に「（別表第2に掲げる親族に限る。次項において同じ。）」を加え、「別表第2の区分により」を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の休暇の期間は、親族が死亡した日（当該日が不明の場合にあつては、親族が死亡した事実を職員が知った日）から起算して7日以内の日のうちから職員が指定した日から、当該指定した日から起算して死亡した親族の区分に応じて別表第2に定める日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加算した日数）が経過する日までの間の範囲内とする。

第31条第1項及び第32条中「看護休暇」を「看護等休暇」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第21条の規定は、職員の親族（同条第1項に規定する親族に限る。以下同じ。）が死亡した日（当該

日が不明の場合にあつては、親族が死亡した事実を職員が知った日。以下同じ。)がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日である場合について適用し、職員の親族が死亡した日が施行日前の日である場合については、なお従前の例による。

---

池田市職員の職の名称に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第13号

池田市職員の職の名称に関する規則の一部を改正する規則

池田市職員の職の名称に関する規則(昭和50年池田市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「検査監」の次に「、ダイバーシティ推進監」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(池田市行政組織及び事務分掌規則の一部改正)
- 2 池田市行政組織及び事務分掌規則(昭和58年池田市規則第21号)の一部を次のように改正する。  
第5条第2項中「検査監」の次に「、ダイバーシティ推進監」を加える。  
(池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和33年池田市規則第8号)の一部を次のように改正する。  
別表第1の6級の項中「検査監」の次に「、ダイバーシティ推進監」を加える。

---

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第14号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年池田市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

第8条第2項第1号中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第2号中「同号」を「同項第2号」に、「55,000円」を「150,000円」に改める。

別表第1の3級の項中「障がい児相談支援専門員」の次に「、保育施設等指導監査員」を、「地域防災マネージャー」の次に「、主任児童家庭相談専門員」を加え、同表の4級の項中「メディアセンター員」の次に「、不登校支援員」を加える。

別表第2障がい児相談支援専門員の項の次に次のように加える。

保育施設等指導監査員	3級	35
------------	----	----

別表第2地域防災マネージャーの項の次に次のように加える。

主任児童家庭相談専門員	3級	80
-------------	----	----

別表第2メディアセンター員の項の次に次のように加える。

不登校支援員	4級	1
--------	----	---

様式第1号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第1号による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の様式第1号による書類として使用することができる。

---

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

## 池田市規則第15号

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年池田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 新たに条例第20条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、次に掲げる書類により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

- (1) 扶養手当認定申請書（様式第1号）
- (2) 本人及び扶養親族の戸籍謄本及び住民票記載事項証明書又はこれらに代わるべき証明書
- (3) 扶養親族が身体又は精神に障害を有する者である場合は医師の診断書

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条の3を削る。

第8条の2第3項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第4項中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第20条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第8条の4を次のように改める。

第8条の4 条例第29条第1項ただし書の規則で定める額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額22,000円とし、その期間において勤務した日数がその期間の2分の1以下の場合にあっては月額11,000円とする。ただし、その者が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は支給しない。

第10条の2第7項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

第10条の3を削る。

様式第1号を次のように改める。

（様式 略）

様式第2号を削る。

様式第3号中「第8条の2」を「第8条の3」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「第8条の2」を「第8条の3」に改め、同様式を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年池田市条例第22号）附則第8項の規定により読み替えて適用する池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）第20条第2項第5号に掲げる扶養親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の関係にある者に限る。）がある職員に対するこの規則による改正後の第8条第1項の規定の適用については、同項中「(3) 扶養親族が身体又は精神に障害を有する者である場合は医師の診断書」とあるのは、「(3) 扶養親族が身体又は精神に障害を有する者である場合は医師の診断書」とし、(4) 婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の関係にある者について、その証明書」とする。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第1号及び様式第2号による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の様式第1号による書類として使用することができる。

---

通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第16号

#### 通勤手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則（昭和33年池田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「池田市一般職の職員の給与に関する条例（」の次に「昭和32年池田市条例第19号。」を加え、「第29条の2第3項」を「第29条の2」に、「基づき、」を「よる」に改める。

第2条第5号を削る。

第4条の2を次のように改める。

第4条の2 条例第29条の2第2項第2号の規則で定める職員は、1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

2 条例第29条の2第2項第2号の規則で定める割合は、100分の50とする。

第4条の3を削る。

第6条の2第4項第1号中「運賃等相当額等が55,000円」を「運賃等相当額が150,000円」に改め、同項第2号中「第29条の2第2項第1号及び第2号」を「第29条の2第2項第3号」に、「同号」を「同項第2号」に、「が55,000円」を「（以下「運賃等相当額等」という。）が150,000円」に改める。

第7条の2第1項第3号中「おいて法」を「おいて地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改め、同条第2項各号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第17号

##### 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（平成6年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第7条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号）第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により同条第1項に規定する職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつてこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

---

池田市官民連携まちなか広場条例施行規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第18号

##### 池田市官民連携まちなか広場条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市官民連携まちなか広場条例（令和6年池田市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（区域）

第2条 池田市官民連携まちなか広場（以下「広場」という。）の区域は、別図のとおりとする。

（指定管理者の指定の申請）

第3条 広場の指定管理者の指定の申請は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

2 条例第6条の規定による申請は、池田市官民連携まちなか広場指定管理者指定申請書（様式第1号）により行わなければならない。

(指定管理者の候補者の選定)

第4条 条例第7条に規定する指定管理者の候補者は、次に掲げる要件を満たすものについて選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画に沿った管理が、条例第1条に規定する広場の設置目的に照らし効果的かつ効率的なものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の通知)

第5条 条例第7条の規定による指定管理者の指定の通知は、池田市官民連携まちなか広場指定管理者指定書(様式第2号)により行うものとする。

2 指定管理者の不指定の通知は、池田市官民連携まちなか広場指定管理者不指定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第6条 市長は、指定管理者を指定したとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(専用使用の許可の申請)

第7条 条例第10条第1項の規定により広場の専用使用の許可を受けようとする者は、事前に指定管理者と協議した上、池田市官民連携まちなか広場専用使用許可申請書兼同意書(様式第4号)に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による協議をしようとするときは、指定管理者が定めるところにより、指定管理者にその旨を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、次の各号に掲げる専用使用の区分に応じ当該各号に定める日から、広場の専用使用(条例第10条第2項の規定による部分専用使用(以下「深夜用部分専用使用」という。))をする場合にあっては、当該深夜用部分専用使用を除いた専用使用をする日のうち最初の日(以下「使用日」という。)の1月前(第3号又は第4号に掲げる専用使用の場合にあっては、2週間前)までの間において受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 全エリアの専用使用(これに伴う深夜用部分専用使用を含み、第3号に掲げる専用使用を除く。) 使用日の属する月の6月前の月の初日
- (2) エリアごとの専用使用(これに伴う深夜用部分専用使用を含み、次号に掲げる専用使用を除く。) 使用日の属する月の3月前の月の初日
- (3) 1時間使用(条例別表の(1)の表備考第1項第7号に規定する1時間使用をいう。)による全エリア又はエリアごとの専用使用(これに伴う深夜用部分専用使用を含む。) 使用日の属する月の1月前の月の初日
- (4) 部分専用使用(これに伴う深夜用部分専用使用を含む。) 使用日の属する月の1月前の月の初日

(専用使用の許可)

第8条 指定管理者は、前条第1項の規定による広場の専用使用の許可に係る申請があったときは、これを精査し、当該専用使用の許可を決定したときは池田市官民連携まちなか広場専用使用許可書(様式第5号。以下「使用許可書」という。)を、不許可を決定したときは池田市官民連携まちなか広場専用使用不許可通知書(様式第6号)を当該申請をした者に交付する。

(専用使用の許可を受けた事項の変更)

第9条 広場の専用使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、条例第10条第1項後段の規定による許可に係る事項の変更の許可を受けようとするときは、使用日の1週間前までに、事前に指定管理者と協議した上、指定管理者に対し前条の規定により交付された使用許可書を提示して池田市官民連携まちなか広場専用使用許可変更申請書兼同意書(様式第7号)により申請しなければならない。

2 悪天候(市長が別に定める基準に該当するものに限る。以下同じ。)を理由とする前項の規定による変更の許可(現に広場の専用使用をしていない日に係る部分に限る。)にあっては、同項の規定による協議及び申請の期限は、同項の規定にかかわらず、使用日における広場の専用使用の終了時刻(部分専用使用の場合にあっては、午後9時)までとする。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請があった場合は、これを精査し、変更を認めるときは、変更した内容による広場の専用使用の許可を行い、前条の規定により交付した使用許可書と引き換えに変更した内容による使用許可書を交付する。この場合において、当該変更前の内容による広場の専用使用の許可は、取り消されたものとみなす。

4 第1項の規定による協議については、第7条第2項の規定を準用する。

5 第3項の規定による変更の許可を受けた事項について変更の許可を受けようとする場合についても、前各項と同様とする。

(専用使用の許可の取下げ)

第10条 使用者は、その広場の専用使用の許可を取り下げようとするときは、池田市官民連携まちなか広場専用使用許可取下げ届(様式第8号)に、第8条又は前条第3項若しくは第5項の規定により交付された使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 悪天候を理由とする前項の規定による広場の専用使用の許可の取下げ(以下「許可取下げ」という。)にあっては、現にその専用使用をしなかった場合に限り、使用日における広場の専用使用の終了時刻(部分専用使用の場合にあっては、午後9時)までこれを行うことができる。

(工作物等の技術的基準等)

第11条 条例第11条第2項に規定する工作物等の外観及び配置は、できる限り広場の風致及び美観その他広場としての機能を害しないものとしなければならない。

2 工作物等の構造については、倒壊、落下等を防止する措置を講ずることとし、広場及び附属設備の保全又は公衆の広場の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

3 条例第11条第3項に規定する設置することができない工作物等は、講演、演奏、舞踏、演劇その他これらに類する行為を行うために設置する舞台とする。

(使用料の減免)

第12条 条例第12条第2項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる事業を実施するために広場の専用使用をする場合において、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業 使用料の全額

(2) 官公庁が主催する事業（前号に掲げる事業を除く。） 使用料の全額

(3) 市又は教育委員会が後援する事業 使用料の額の100分の50に相当する額

(4) 市内に住所（法人にあっては、事務所の所在地）を有する者が実施する収益を目的としない事業（次号に掲げる事業を除く。） 使用料の額の100分の50に相当する額

(5) 広場の隣地の地権者が実施する事業 使用料の額の100分の90に相当する額

2 使用料の減免を受けようとする者は、第7条第1項又は第9条第1項若しくは第5項の規定による申請の際、池田市官民連携まちなか広場使用料減免申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第13条 条例第13条の規定による納付された使用料の全部又は一部の還付は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない事由により広場の専用使用ができなくなった場合 当該専用使用ができなくなった日に係る使用料の全額

(2) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第10条第2項の規定により広場の専用使用の許可が取り消され、又は広場の専用使用の中止を命じられた場合 当該許可の取消し又は中止の命令をした専用使用に係る使用料の全額

(3) 第9条第2項又は第5項の規定による変更の許可を受けた場合で、当該変更により使用料の額の減少が生じたとき その差額に相当する額

(4) 第10条第2項の規定による許可取下げをした場合 当該許可取下げによる専用使用に係る使用料の全額

(5) 使用日の3月前までに許可取下げをした場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該許可取下げをした専用使用に係る使用料の全額

(6) 使用日の1週間前までに許可取下げをした場合（第4号に掲げる場合を除く。） 当該許可取下げをした専用使用に係る使用料の額の100分の75に相当する額

(7) 使用日の3日前までに許可取下げをした場合（第4号に掲げる場合を除く。） 当該許可取下げをした専用使用に係る使用料の額の100分の50に相当する額

(8) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める場合 市長が定める額

2 条例第13条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、池田市官民連携まちなか広場使用料還付申請書兼請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(工作物等を保管したときの告示事項等)

第14条 条例第15条第5項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 工作物等の名称又は種類

(2) 工作物等の形状及び数量

(3) 保管を開始した日及び保管の期限

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第15条第5項の規定による記録は、保管工作物等一覧簿（様式第11号）によるものとする。

(保管した工作物等の価額の評価の方法)

第15条 条例第15条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第16条 条例第15条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 市長は、保管した工作物等を前項の競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札の日の前日から起算して5日前までに、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 工作物等の名称又は種類
  - (2) 工作物等の形状及び数量
  - (3) 入札の執行の日時及び場所
  - (4) 契約条項の概要
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 市長は、第1項の競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、やむを得ない理由があるときを除き、3以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 4 市長は、第1項ただし書の随意契約により売却しようとするときは、2以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の性質により見積書を徴する必要がないと認めるものについては、この限りでない。
- (工作物等を返還する場合の手続)

第17条 市長は、条例第15条第4項の規定により保管した工作物等（同条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等（同条第5項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法によりその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、受領書（様式第12号）と引換えに返還するものとする。

(過料)

第18条 条例第18条の規定により過料の処分を行うときは、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書（様式第13号）によりその旨を通知する。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
    - (1) 次項の規定 令和7年4月1日
    - (2) 第3条から第6条までの規定 条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日
- (準備行為)
- 2 条例附則第2項の規定により行う広場の専用使用の許可の手続その他の行為は、第7条から第10条まで、第12条及び第13条の規定の例により行うものとする。
  - 3 条例附則第3項の規定により行う指定管理者の指定の手続その他の行為は、第3条から第6条まで及び様式第1号から様式第3号までの規定の例により行うものとする。

(経過措置)

4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第7条第1項から第3項まで、第8条、第9条第1項及び第2項並びに第10条並びに様式第4号、様式第5号、様式第7号及び様式第8号までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とし、様式第6号中「指定管理者 印」とあるのは「池田市長 印」と、「指定管理者を被告として」とあるのは「池田市を被告として（訴訟において池田市を代表する者は、池田市長となります。）」とする。

(別図 略)

(様式 略)

---

池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第19号

池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

池田市消防団員等の公務災害補償に関する補償基礎額等を定める規則（平成8年池田市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第2項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円」を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第3項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12, 500円」を「12, 900円」に、「13, 350円」を「13, 700円」に、「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10, 800円」を「11, 300円」に、「11, 650円」を「12, 100円」に、「12, 500円」を「12, 900円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9, 100円」を「9, 700円」に、「9, 950円」を「10, 500円」に、「10, 800円」を「11, 300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第3条第1項第2号及び第2項並びに別表の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（池田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年池田市条例第18号）第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下これらを「傷病補償年金等」という。）を除く。以下同じ。）及び同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

---

池田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第20号

池田市財務規則の一部を改正する規則

池田市財務規則（昭和39年池田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第24条の次に次の1条を加える。

（請求書における押印）

第24条の2 請求書（支出に係るものに限る。以下この条において同じ。）には、請求者の押印がなければならない。ただし、次の各号に掲げる請求者の区分に応じ、当該各号に定める場合にあつては、請求者の押印を省略することができる。

(1) 自然人 請求書に請求者が自署した場合

(2) 法人 請求書にその発行に係る責任者の氏名及び連絡先が記載され、又はそれらの事項を確認できた場合

2 前項ただし書の規定により請求者の押印が省略された請求書に記載された事項は、訂正することができない。

第31条の4を第31条の5とし、第31条の3の次に次の1条を加える。

（収納に関する事務を委託することができる歳入等）

第31条の4 法第243条の2第1項の規定により収納に関する事務を委託することができる歳入等は、施行令第173条の2第1項各号に掲げる歳入のほか、次に掲げるものとする。

(1) 地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）及び森林環境税（当該森林環境税に係る森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第2条第5号に規定する督促手数料、延滞金及び滞納処分費を含む。）

(2) 保険料

(3) 分担金

(4) 負担金

(5) 過料

(6) 第2号、第3号及び前号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第4号に掲げる歳入に係る遅延損害金

第89条第1項の表第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同表第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同表第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同表第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同表第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第106条第1項中「次の各号」を「行政財産は、次に、「行政財産の」を「法第238条の4第7項の規定によりその」に改め、同項第1号及び第2号中「とき」を「とき。」に改め、同項第4号中「市長」を「、市長」に、「とき」を「とき。」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「、その他」を「その他」に、「とき」を「とき。」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 水道事業、下水道事業、電気事業、電気通信事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するとき。

第106条第2項中「により」を「による」に、「を使用させる期間は1年をこえることができない」を「の使用の許可（以下この条において「使用許可」という。）に係る期間は、1年以内とする」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、電柱の設置、ガス管、水道管等の埋設その他使用許可に係る期間を1年以内とすることが実情に即さないとするものについては、5年以内とする。

第106条第3項中「第1項の規定により行政財産の使用許可をすときは当該許可」を「使用許可を行うときは、当該使用許可」に改め、「の各号」を削り、同項第4号中「前各号」を「前3号」に、「市長」を「、市長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 使用許可に係る期間は、更新することができる。この場合において、当該更新の日から前項に規定する期間を超えることができない。

第107条中「当り」を「当たり法第238条の2第2項の規定により」に、「次」を「、次」に、「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第1号中「第3号」を「第4号」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「使用期間が引続き」を「使用の期間が引き続き」に、「とき」を「とき。」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市庁舎の目的外使用に関する使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第21号

池田市庁舎の目的外使用に関する使用料条例施行規則の一部を改正する規則

池田市庁舎の目的外使用に関する使用料条例施行規則（昭和48年池田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条及び第6条の規定に基づき、」を「の施行に関し」に、「定める」を「定めるものとする」に改める。

第2条から第4条までを削る。

第5条の前の見出しを削り、同条第1項中「に基づき」を「により」に、「を受けた」を「に係る」に改め、「この条において」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「算出された」を「算出した」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前4項」を「前3項」に、「による」を「により算出した」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、同条を第2条とし、同条の前に見出しとして「（使用料）」を付する。

第6条を第3条とし、第7条を第4条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市行政財産の使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第22号

池田市行政財産の使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市行政財産の使用料に関する条例施行規則（平成19年池田市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 上空に設ける通路

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

---

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第23号

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

池田市市税条例施行規則（平成17年池田市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「若しくは金銭」を削る。

第15条第2項第6号イを次のように改める。

イ 賦課期日現在においてその所有する固定資産が、土地及び固定資産課税台帳に登録された現況の延べ床面積が70平方メートル以下の家屋又はそのいずれかであって、次のいずれにも該当するもののみである者（特別障害者（法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者をいう。）、未成年者、寡婦又はひとり親のいずれかに該当し、合計所得金額が住民税均等割非課税限度額以下である者（その者と生計を一にする者がある場合は、その者及び当該その者と生計を一にする者のそれぞれの合計所得金額が住民税均等割非課税限度額以下である場合に限る。）に限る。） 当該固定資産に係る税額の2分の1に相当する額を軽減

(7) 自己居住用であること。

(4) 当該年度の固定資産税及び都市計画税の年税額の合計が5万円以下であること。

第19条第2項の表施行規則第15条の9第1項の部自動車で当該軽自動車にこの項中「自動車で」を「軽自動車で」に改める。

様式一覧の表4の項中「市・府民税減免申請書」を「市民税・府民税・森林環境税減免申請書」に改め、同表6の項中「市・府民税及び法人市民税減免事由消滅申告書」を「市民税・府民税・森林環境税及び法人市民税減免事由消滅申告書」に改め、同表47の項を次のように改める。

47	削除
----	----

様式一覧の表93の項中「附則第14条第7項、第10項、第13項」を「附則第14条第8項、第11項、第14項」に改め、同表94の項中「附則第14条第8項」を「附則第14条第9項」に改め、同表95の項中「附則第14条第9項、第11項」を「附則第14条第10項、第12項」に改め、同表97の項中「附則第14条第4項」を「附則第14条第5項」に改め、同表98の項中「附則第14条第12項」を「附則第14条第13項」に改める。

第1号様式中「池田市長 印」を「池田市長印」に改める。

第2号様式中「池田市長 印」を「池田市長印」に改める。

第4号様式中「市・府民税減免申請書」を「市民税・府民税・森林環境税減免申請書」に、

減免対象額		市
-------	--	---

民税		府民税		期別	期～期	を	減免対象額		市民税		府民
----	--	-----	--	----	-----	---	-------	--	-----	--	----

税		森林環境税		期別	期～期	に改める。
---	--	-------	--	----	-----	-------

第6号様式中「市・府民税及び法人市民税減免事由消滅申告書」を「市民税・府民税・森林環境税及び法人市民税減免事由消滅申告書」に、「市・府民税又は」を「市民税・府民税・森林環境税又は」に改める。

第11号様式中「池田市長 印」を「池田市長印」に改める。

第21号様式中「かかる固定資産税（都市計画税）の納税義務に関する相続人代表者」を「係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

第24号様式（その1）を次のように改める。

（様式 略）

第24号様式（その2）中「**市民税・府民税の決定（変更）通知書**」を「**市民税・府民税・森林環境税の決定（変更）通知書**」に改める。

第24号様式（その3）を次のように改める。

（様式 略）

第24号様式（その5）を次のように改める。

（様式 略）

第25-2号様式中「普徴：市・府民税（普通徴収） 特徴：市・府民税（特別徴収） 固定：固定資産税・都市計画税  
法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割）※平成31年度以前は軽自動車税」を

「普徴：市民税・府民税・森林環境税（普通徴収） 特徴：市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）

固定：固定資産税・都市計画税 法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割）

に改める。

※平成31年度以前の軽自は軽自動車税

※令和5年度以前の普徴は市民税・府民税（普通徴収）、特徴は市民税・府民税（特別徴収）」

第25-3号様式及び第25-4号様式中「普徴：市・府民税（普通徴収） 特徴：市・府民税（特別徴収） 固定：固定資産  
法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割）※平成31年度以前は

「普徴：市民税・府民税・森林環境税（普通徴収） 特徴：市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）

税・都市計画税 固定：固定資産税・都市計画税 法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割）」を

※平成31年度以前の軽自は軽自動車税

※令和5年度以前の普徴は市民税・府民税（普通徴収）、特徴は市民税・府民税（特別徴収）」

に改

める。

第26-2号様式中「普徴：市・府民税（普通徴収） 特徴：市・府民税（特別徴収） 固定：固定資産税・都市計画税  
法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割）※平成31年度以前は軽自動車税」を

「普徴：市民税・府民税・森林環境税（普通徴収） 特徴：市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）

固定：固定資産税・都市計画税 法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割）

に改める。

※平成31年度以前の軽自は軽自動車税

※令和5年度以前の普徴は市民税・府民税（普通徴収）、特徴は市民税・府民税（特別徴収）」

第26-3号様式及び第26-4号様式中「普徴：市・府民税（普通徴収） 特徴：市・府民税（特別徴収） 固定：固定資産  
法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割）※平成31年度以前は

「普徴：市民税・府民税・森林環境税（普通徴収） 特徴：市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）

税・都市計画税 固定：固定資産税・都市計画税 法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割）」を

※平成31年度以前の軽自は軽自動車税

※令和5年度以前の普徴は市民税・府民税（普通徴収）、特徴は市民税・府民税（特別徴収）」

に改

める。

第27-2号様式中 「普徴：市・府民税（普通徴収） 特徴：市・府民税（特別徴収） 固定：固定資産税・都市計画税  
法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割） ※平成31年度以前は軽自動車税 」を

「普徴：市民税・府民税・森林環境税（普通徴収） 特徴：市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）  
固定：固定資産税・都市計画税 法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割）  
※平成31年度以前の軽自は軽自動車税 に改める。  
※令和5年度以前の普徴は市民税・府民税（普通徴収）、特徴は市民税・府民税（特別徴収）」

第27-3号様式及び第27-4号様式中 「普徴：市・府民税（普通徴収） 特徴：市・府民税（特別徴収） 固定：固定資産  
法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割） ※平成31年度以前は

「普徴：市民税・府民税・森林環境税（普通徴収） 特徴：市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）  
税・都市計画税 固定：固定資産税・都市計画税 法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割）  
軽自動車税 」を ※平成31年度以前の軽自は軽自動車税 に改  
※令和5年度以前の普徴は市民税・府民税（普通徴収）、特徴は市民税・府民税（特別徴収）」

める。

第28-2号様式中 「普徴：市・府民税（普通徴収） 特徴：市・府民税（特別徴収） 固定：固定資産税・都市計画税  
法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割） ※平成31年度以前は軽自動車税 」を

「普徴：市民税・府民税・森林環境税（普通徴収） 特徴：市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）  
固定：固定資産税・都市計画税 法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割）  
※平成31年度以前の軽自は軽自動車税 に改める。  
※令和5年度以前の普徴は市民税・府民税（普通徴収）、特徴は市民税・府民税（特別徴収）」

第28-3号様式及び第28-4号様式中 「普徴：市・府民税（普通徴収） 特徴：市・府民税（特別徴収） 固定：固定資産  
法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割） ※平成31年度以前は

「普徴：市民税・府民税・森林環境税（普通徴収） 特徴：市民税・府民税・森林環境税（特別徴収）  
税・都市計画税 固定：固定資産税・都市計画税 法人：法人市民税 軽自：軽自動車税（種別割）  
軽自動車税 」を ※平成31年度以前の軽自は軽自動車税 に改  
※令和5年度以前の普徴は市民税・府民税（普通徴収）、特徴は市民税・府民税（特別徴収）」

める。

第31号様式中 「収入証紙添付」を削り、「市・府民税」を「市民税・府民税・森林環境税」に、「健康保険証」を「個人番

人番号カード」に改め、「\* 納税義務者が法人の場合は、法人の代表者印が必要です。」を削る。

第33号様式中 「収入証紙添付」を削り、「健康保険証」を「個人番号カード」に改め、「\* 納税義務者が法人の場合は、

法人の代表者印が必要です。」を削る。

第37号様式（その1）中「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に、「健康保険証」を「個人番号カード」に改め、「\* 納税義務者が法人の場合は、法人の代表者印が必要です。」を削る。

第37号様式（その2）及び第37号様式（その3）中「池田市長 様」を「（宛先）池田市長」に改め、「※ 申請には、法人の代表者印が必要です。」を削り、「健康保険証」を「個人番号カード」に改める。

第45号様式中「の金融機関名・口座番号等を記入・押印」を「及び請求者の住所・氏名・電話番号をご記入」に、「印 電話番号」を「電話番号」に改める。

第47号様式を次のように改める。

第47号様式 削除

第48号様式を次のように改める。

（様式 略）

第49号様式中

軽 減 前 均 等 割	円	円
均 等 割 軽 減	円	
減 免 前 均 等 割	円	円
均 等 割 減 免	円	円
均 等 割	円	円
市 府 民 税 額	円	円

を

軽 減 免 前 均 等 割	円	円
均 等 割 軽 減 免	円	円
均 等 割	円	円
市 府 民 税 額		円
森 林 環 境 税 額		円
年 税 額		円

に改める。

第54号様式中「池田市長 印」を「池 田 市 長 印」に改める。

第65号様式中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に、「健康保険証」を「個人番号カード」に改める。

第67号様式中「池田市長」を「(宛先)池田市長」に、「健康保険証」を「個人番号カード」に改める。

第69号様式中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に、「健康保険証」を「個人番号カード」に改める。

第76号様式中「第42条第1項 ( )」を「第42条第1項 ( )」に改める。

第80号様式及び第82号様式中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に、「健康保険証」を「個人番号カード」に改める。

第87号様式中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に、「健康保険証」を「個人番号カード」に改める。

第93号様式中「附則第14条第7項、第10項又は第13項」を「附則第14条第8項、第11項又は第14項」に改める。

第94号様式中「健康保険証」を「個人番号カード」に改める。

第95号様式中「附則第14条第9項又は第11項」を「附則第14条第10項又は第12項」に改める。

第97号様式中「附則第14条第4項」を「附則第14条第5項」に改める。

第98号様式中「附則第14条第12項」を「附則第14条第13項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条の2の改正規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市市税条例施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式により提出されている書類は、この規則による改正後の池田市市税条例施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧規則に規定する様式については、所要の修正を加え、当分の間新規則に規定する様式として使用することができる。

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧 澤 智 子

#### 池田市規則第24号

##### 池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

池田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年池田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の4条を加える。

##### (妊婦給付認定の申請)

第1条の2 法第10条の9第1項の規定により同項に規定する認定（以下「妊婦給付認定」という。）を受けようとする者は、妊婦給付認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請と併せて母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出が行われ、又は当該申請の前に当該届出が既に行われているときは、当該申請書に記載すべき事項のうち当該届出に係るものについては、その記載を省略することができる。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、妊婦給付認定をしたときは、妊婦給付認定通知書（様式第1号の2）（当該妊婦給付認定に際して法第10条の12第1項の規定による同項に規定する妊婦支援給付金（以下「妊婦支援給付金」という。）の支給を決定した場合にあっては、妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（様式第1号の3））により当該申請をした者に通知する。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、妊婦給付認定をしないときは、妊婦給付認定申請却下通知書（様式第1号の4）により当該申請をした者に通知する。

(妊婦給付認定の取消し)

第1条の3 市長は、法第10条の10の規定により妊婦給付認定を取り消したときは、妊婦給付認定取消通知書(様式第1号の5)により当該取消しに係る同条に規定する妊婦給付認定者(以下「妊婦給付認定者」という。)に通知するものとする。

(妊婦支援給付金の支給に関する通知)

第1条の4 市長は、法第10条の12第1項の規定により妊婦支援給付金の支給を決定したとき(妊婦給付認定を行うに際して妊婦支援給付金の支給を決定した場合を除く。)は、その内容を妊婦支援給付金支払通知書(様式第1号の6)により当該支給に係る妊婦給付認定者に通知するものとする。

(胎児の数の届出)

第1条の5 法第10条の13第1項の規定による届出は、胎児の数の届出書(様式第1号の7)により行うものとする。

2 前項の届出は、出産予定日の8週間前の日(当該日以前に出生し、又は死産し、若しくは流産した場合は、当該出生し、又は死産し、若しくは流産した日)以後に行うものとする。

第3条第1項中「様式第1号」を「様式第1号の8」に改める。

様式第1号を様式第1号の8とし、様式第1号から様式第1号の7までとして次の7様式を加える。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている申請書は、この規則による改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による申請書については、所要の修正を加え、当分の間新様式による申請書として使用することができる。

---

五月山霊園使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第25号

五月山霊園使用条例施行規則の一部を改正する規則

五月山霊園使用条例施行規則(昭和43年池田市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第2条第1項中「五月山霊園指定管理者申請書」を「五月山霊園指定管理者指定申請書」に改め、同条第2項中「第6条第3項」を「第5条第3項」に改め、同項第3号中「法人にあっては」を削り、「これ」を「、これ」に改める。

第5条中「又は」を「、又は」に改める。

第6条の見出し中「変更」を「指定管理者による変更」に改め、同条中「第7条」を「第6条」に改め、同条第1号中「類する」を「準ずる」に改め、同条第3号中「法人にあっては登録事項証明書」を「登記事項証明書」に、「これ」を「、これ」に改める。

第7条中「第9条に規定により指定管理者の許可」を「第8条第1項の許可(以下「区画墓地使用許可」という。)」に、「五月山霊園使用許可申請書」を「五月山霊園区画墓地使用許可申請書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第23条第1項の許可を受けようとする者は、五月山霊園合葬式墓地合葬室使用許可申請書(様式第5号)のほか、合葬式墓地の記名板を使用しようとする場合にあっては五月山霊園合葬式墓地記名板使用許可申請書(様式第6号)に、指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

第8条を次のように改める。

(使用許可証)

第8条 条例第8条第2項又は第15条第4項の使用許可証は、五月山霊園区画墓地使用許可証(様式第7号)とする。

2 条例第23条第4項の使用許可証は、合葬式墓地の合葬室の使用に係るものにあつては五月山霊園合葬式墓地合葬室使用許可証(様式第8号)とし、合葬式墓地の記名板の使用に係るものにあつては五月山霊園合葬式墓地記名板使用許可証(様式第9号)とする。

3 前2項に規定する使用許可証(前項に規定する使用許可証にあつては、その使用許可に係る焼骨の埋蔵を終えたものを除く。以下この項及び次項において単に「使用許可証」という。)に記載された事項に変更があつたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる使用許可証の区分に応じ当該各号に定める書類に、指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(1) 五月山霊園区画墓地使用許可証 五月山霊園区画墓地使用許可証記載事項変更届(様式第10号)

(2) 五月山霊園合葬式墓地合葬室使用許可証 五月山霊園合葬式墓地合葬室使用許可証記載事項変更届(様式第11号)

(3) 五月山霊園合葬式墓地記名板使用許可証 五月山霊園合葬式墓地記名板使用許可証記載事項変更届 (様式第12号)

4 使用許可証を紛失し、又は汚損したときは、遅滞なく、五月山霊園使用許可証紛失等届 (様式第13号) を指定管理者に提出し、当該使用許可証の再交付を受けなければならない。

第10条を削る。

第9条の見出しを「(墓石等の設置、焼骨の埋蔵等の届出)」に改め、同条中「区画墓地に親族の焼骨を埋蔵しようとする使用者は、五月山霊園埋蔵(埋葬)届(様式第7号)」を「条例第14条第2項の規定による焼骨の埋蔵に係る届出は、五月山霊園区画墓地埋蔵届(様式第16号)」に、「提出しなければならない」を「提出して行うものとする」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

条例第14条第1項の規定による墓石等の設置又は改修等に係る届出は、その工事の着手の5日前までに、五月山霊園区画墓地工事着手届(様式第14号)に位置図、平面図その他指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出して行うものとする。

2 前項の工事を完了したときは、速やかに五月山霊園区画墓地工事完了届(様式第15号)を指定管理者に提出しなければならない。

第9条に次の1項を加える。

4 条例第26条第1項の規定による焼骨の埋蔵に係る届出は、五月山霊園合葬式墓地埋蔵届(様式第17号)に当該焼骨に係る火葬許可証若しくは火葬証明書又は改葬許可証を添えて、指定管理者に提出して行うものとする。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(墓石等の基準)

第9条 条例第12条第4項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 墳墓の設置は、1の区画墓地につき1基とすること。

(2) 区画を明らかにするための囲障を設置すること。

(3) 基準型の区画墓地にあつては、次の条件を具備すること。

ア 墓碑及びこれに類するものの高さは、路面から3メートル以内とすること。

イ 盛土の高さは0.6メートル以内、囲障の高さは1メートル以内とすること。

ウ 植栽は、常に高さ2メートル以内に整形できる樹種を選ぶこと。ただし、隣接する区画墓地又は通路に支障を及ぼさないものは、この限りでない。

エ 墓石等は、区画墓地とその隣接する区画墓地との境界線から1.5センチメートル以上の間隔を空けて設置すること。

(4) 芝生型の区画墓地にあつては、次の条件を具備すること。

ア 洋風式墳墓を造営しないこと。

イ 堂塔、碑石、形像その他これらに類するものとして指定管理者が認めるもの以外のものを建設しないこと。

ウ 工作物、植樹その他の施設の設置にあつては、最小限のものとする。

エ 囲障の設置にあつては、埋納部分の範囲内とすること。

2 相互に隣接し、又は接続していることにより一団の区域を形成し得る2以上の区画墓地は、これらを1の区画墓地として使用することができる。この場合において、前項の規定は、当該2以上の区画墓地を1の区画墓地として適用する。

3 前項の規定により2以上の区画墓地を1の区画墓地として使用する場合は、あらかじめ、当該2以上の区画墓地のそれぞれに係る区画墓地使用許可(条例第15条第1項の承認を含む。)を受けた者(以下「区画墓地使用者」という。)が連名(それぞれの区画墓地に係る区画墓地使用者が同一の場合は、当該区画墓地使用者)において、指定管理者に届け出なければならない。

第11条を次のように改める。

(使用权の承継)

第11条 条例第15条第1項の規則で定める者は、区画墓地に埋蔵されている者(区画墓地使用者が死亡した場合は、区画墓地使用者又は区画墓地に埋蔵されている者)の相続人その他親族とする。

2 条例第15条第2項の規定による届出は、五月山霊園区画墓地使用权承継届(様式第18号)に、現に使用权を有する者とその使用权の承継を受けようとする者との関係を証明する書類その他指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出して行うものとする。

第12条及び第13条を削る。

第14条の見出しを「(使用权の返還及び使用の取りやめに係る届出)」に改め、同条中「第18条の規定により区画墓地を返還しようとする者は、五月山霊園返還届(様式第12号)に許可証」を「第16条の規定による区画墓地の使用权の返還に係る届出は、五月山霊園区画墓地返還届(様式第19号)に使用許可証」に、「提出しなければならない」を「提出して行うものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第27条の規定による合葬式墓地の使用の取りやめに係る届出は、五月山霊園合葬式墓地使用取下届（様式第20号）に使用許可証を添えて、指定管理者に提出して行うものとする。

第14条を第12条とする。

第15条中「第21条ただし書の規定により」を「第19条ただし書の規定による」に、「使用权の返還後速やかに五月山霊園永代使用料還付申請書（様式第13号）」を「前条第1項の規定による届出と併せて五月山霊園永代使用料還付申請書兼請求書（様式第21号）」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項中「第23条の規定により」を「第21条第1項の規定による」に、「及び管理料の」を「又は管理料の」に、「使用者は、五月山霊園使用料等減免申請書（様式第14号）に永代使用料及び管理料を減額又は免除をする事由に該当することを証明する」を「者は、五月山霊園永代使用料等減免申請書（様式第22号）に市長が必要と認める」に改め、同条第2項中「ときは、減額又は免除の適否を決定し、五月山霊園永代使用料等減免承認、不承認決定通知書（様式第15号）により、その旨を使用者」を「場合は、その内容を審査し、減額又は免除の承認を決定したときは五月山霊園永代使用料等減免承認通知書（様式第23号）により、不承認を決定したときは五月山霊園永代使用料等減免不承認通知書（様式第24号）により当該申請をした者」に改め、同条を第14条とする。

第17条の見出しを「（区画墓地使用者が所在不明になった場合の対応）」に改め、「使用者」を「区画墓地使用者」に、「当該使用者の」を「当該区画墓地使用者の使用に係る」に改め、同条を第15条とし、第18条を第16条とする。

様式第1号中「第6条第3項」を「第5条第3項」に改める。

様式第4号から様式第15号までを次のように改める。

（様式 略）

様式第15号の次に次の9様式を加える。

（様式 略）

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式第5号による区画墓地の使用許可証は、五月山霊園使用条例（昭和43年池田市条例第18号）及び五月山霊園使用条例施行規則の規定に基づき交付された区画墓地の使用許可証として取り扱うものとする。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

---

池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第26号

池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市介護保険条例施行規則（平成12年池田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「ときは、」を「場合は、」に、「減免の可否を決定し、その旨を介護保険料減免承認・不承認通知書」を「保険料の減免について承認の決定をしたときは納入通知書（介護保険料額更正通知書）、納入通知書（介護保険料額更正通知書）兼特別徴収中止通知書又は納入通知書（介護保険料額更正通知書）兼特別徴収更正通知書により、不承認の決定をしたときは介護保険料減免不承認通知書」に、「申請者」を「当該申請をした者」に改める。

様式第7号中「介護保険料 減免承認・不承認通知書」を「介護保険料減免不承認通知書」に、

減免事由	

減免前		減免額		保険料額	

不承認事由	
年 月 日付け	
上記のとおり不承認と決定したので通	
決定年月日	年 月

で申請のあった保険料減免については、  
知します。  
  
日

に改める。

様式第10号から様式第12号までの規定中

被保険者証

を

被保険者  
記号・番号

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出された書類とみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第27号

池田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

池田市建築基準法施行細則（平成14年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「平成27年法律第53号」の次に「。以下「建築物省エネルギー法」という。」を加え、「特定建築行為」を「要確認特定建築行為」に改め、同項第1号中「第12条」を「第11条」に改め、同項第2号中「次に」を「要確認特定建築行為が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分又は基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分を有する場合にあっては、次に」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 要確認特定建築行為が基準省令第1条第2項に規定する住宅部分を有する場合にあっては、次に掲げる書類のうち、建築主事等が必要と認める書類

- ア 外壁、窓等の構造、位置及び熱の損失の防止に関する性能に係る報告書
- イ 暖房設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書
- ウ 冷房設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書
- エ 機械換気設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書
- オ 照明設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書
- カ 給湯設備（排熱利用設備を含む。）の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書
- キ エネルギー利用効率化設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書

第7条第2項中「特定建築行為」を「建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為」に改める。

第52条第1項中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第28号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年池田市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第1項に規定する特定増改築を除く。）」を「要確認特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項各号に該当するものを除く。）又は要通知特定建築行為（同項各号に該当するものを除く。）」に改め、同号ウ中「同法」を「建築士法」に改め、同項第2号中「第18条第2項」の次に「若しくは第26項」を加え、同項第5号中「登録住宅性能評価機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関」に改め、同項第6号中「であつて、登録住宅性能評価機関であるもの」を削る。

様式第8号中「（住宅以外の用途に供する部分に限る。）」を削り、「から第4面」を「から第5面」に改め、「及び第6面」を削り、「、第2面」を「及び第2面」に改め、「及び第4面の（注意）1.」を削る。

様式第9号中「（住宅以外の用途に供する部分に限る。）」を削り、「非住宅建築物 複合建築物」を「非住宅建築物 一戸建ての住宅 共同住宅等 複合建築物」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

---

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第29号

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年池田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第7条」を「一第6条」に、「第8条一第16条」を「第7条一第15条」に改め、「第4章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第17条一第22条）」を削る。

第3条第1項中「第1条第1項の」を「第3条第1項の」に改め、「図書は」の次に「、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）である場合にあっては」を加え、「掲げるもの」を「掲げる部分の求積図その他市長が必要と認める図書」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 居住者以外の者のみが利用する部分
- (2) 居住者のみが利用する部分
- (3) 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分

第3条第2項中「前項第2号に掲げる図書」を「前項に規定する求積図」に、「第1条第1項」を「第3条第1項」に、「同項第2号に掲げる図書」を「当該求積図」に改める。

第4条中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改める。

第5条第1項中「第11条に」を「第13条に」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微変更該当証明申請書」に、「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条第3項中「第11条に」を「第13条に」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微変更該当証明書」に改める。

第6条の見出し中「特定建築物に係る」を削り、同条中「第17条第1項」を「第15条第1項」に、「特定建築物の非住宅部分に係る状況報告書」を「建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に係る状況報告書」に改め、同条ただし書を削る。

第7条を削る。

第8条第1項中「第23条第1項」を「第20条第1項」に改め、同項第1号中「法第11条第1項に規定する特定建築行為（法附則第3条第1項に規定する特定増改築）」を「要確認特定建築行為（省令第2条第1項各号に該当するものを除く。）又は要通知特

定建築行為（同項各号に該当するもの）に改め、同号ウ中「（以下「木造建築士」という。）」を削り、同項第2号中「第18条第22項」の次に「若しくは第26項」を加え、同項第3号中「第3条又は第4条」を「第2条又は第3条」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第23条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第3項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第23条第1項」を「第20条第1項」に改め、同項第1号中「。以下同じ」を削り、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項第2号中「登録住宅性能評価機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関」に改め、「。以下同じ」を削り、同項第3号中「であって、登録住宅性能評価機関であるもの」を削り、同項第4号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「に準じた審査が必要な」を「を要する」に改め、「。この場合において、当該書類の写しは市長が認定又は変更の認定をするまでの間に提出するものとする。ただし、申請をする際に当該書類の写しが提出できない場合には、構造計算適合性判定に準じた審査の依頼を受け付けたことを証する書類の写しを提出するものとする。」を削り、第3章中同条を第7条とする。

第9条の見出し中「に準じた審査が必要な」を「を要するものである」に改め、同条第1項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「に準じた審査が必要な」を「を要する」に改め、同条第2項中「第25条第1項」を「第24条第1項」に、「構造計算適合性判定に準じた審査の判定通知書」を「建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「法第35条第3項」を「法第30条第3項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の通知書」に改め、同条第2項中「法第36条第2項」を「法第31条第2項」に、「準用する法第35条第3項」を「準用する法第30条第3項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更通知書」に改め、同条第3項中「法第35条第4項」を「法第30条第4項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証」に改め、同条第4項中「法第35条第4項」を「法第30条第4項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第5項の規定による適合しない旨の通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法第18条第5項の規定による適合しない旨の通知書」に改め、同条第5項中「法第35条第4項」を「法第30条第4項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第5項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法第18条第5項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第2項中「第35条第3項」を「第30条第3項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第12条第1項の規定による適合しない旨の通知書」を「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第11条第1項の規定による適合しない旨の通知書」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「第29条に」を「第28条に」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の軽微変更該当証明申請書」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第3項中「第29条に」を「第28条に」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条の軽微変更該当証明書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の軽微変更該当証明書」に改め、同条を第12条とする。

第14条第1項中「第37条」を「第32条」に改め、同項第1号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条第2項中「第37条」を「第32条」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第1項中「第39条」を「第34条」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条第2項中「取り止める」を「取りやめる」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第4章を削る。

様式第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の軽微変更該当証明申請書」に、「第11条の規定」を「第13条の規定」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」

を削り、「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、「1. から6. まで」を削る。

様式第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の  
軽微変更該当証明申請書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上  
軽微変更該当証明申請書」  
等に関する法律施行規則第13条の  
に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第12条第2項」を「第11条第  
2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に、「非住宅建築物 複合建築物」を「非住宅建築物 一戸建  
ての住宅 共同住宅等 複合建築物」に改める。

様式第4号中「特定建築物の非住宅部分に係る状況報告書」を「建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物  
に係る状況報告書」に、「特定建築物の建築主等」を「建築主等」に、「特定建築物の非住宅部分の」を「建築物エネルギー消費  
性能基準に適合させなければならない建築物の」に、「特定建築物の位置」を「建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければ  
ならない建築物の位置」に、「特定建築物の建築主が」を「建築主等が」に改める。

様式第5号中「第10条関係」を「第9条関係」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第3項  
の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の通知書」を  
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第3項  
の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の通知書」  
に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改める。

様式第6号中「第10条関係」を「第9条関係」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項におい  
て準用する  
同法第35条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更通知書」  
に、「第36条第2項にお  
いて準用する同法第30条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更通知書」  
に、「第36条第2項にお  
いて準用する同法第35条第2項」を「第31条第2項において準用する同法第30条第2項」に、「同法第36条第2項」を「同  
法第31条第2項」に、「第35条第3項の規定により」を「第30条第3項の規定により」に改める。

様式第7号中「第10条関係」を「第9条関係」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項に  
おいて準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証」  
を  
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項に  
おいて準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証」  
に改める。

様式第8号中「第10条関係」を「第9条関係」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項におい  
て準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書」  
を  
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項におい  
て準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書」  
に改める。

様式第9号中「第10条関係」を「第9条関係」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項におい  
て準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを  
決定することができない旨の通知書」  
を  
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項におい  
て準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを  
決定することができない旨の通知書」  
に改める。

様式第10号及び様式第11号中「第11条関係」を「第10条関係」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

様式第12号中「第12条関係」を「第11条関係」に、「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則  
第12条第1項の規定による適合しない旨の通知書」  
を  
「池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則  
第11条第1項の規定による適合しない旨の通知書」  
に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、  
「第12条第1項の規定により」を「第11条第1項の規定により」に改める。

様式第13号中「第13条関係」を「第12条関係」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条  
軽微変更該当証明申請書」  
の  
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の  
軽微変更該当証明申請書」  
に、「第29条の規定」を「第28条の規定」に  
改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「別記様式第33」を「別記  
様式第27」に、「第4面まで及び第6面」を「第5面まで及び別紙」に改め、「1. から5. まで及び7. 」を削る。

様式第14号中「第13条関係」を「第12条関係」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条  
軽微変更該当証明申請書」  
の  
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の  
軽微変更該当証明申請書」  
に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」  
を削り、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「非住宅建築物 複合建築物」を「非住宅建築物 一戸建  
ての住宅 共同住宅等 複合建築物」に改める。

様式第15号及び様式第16号中「第14条関係」を「第13条関係」に、「第14条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改める。

様式第17号中「第14条関係」を「第13条関係」に、「第14条第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に改める。

様式第18号中「第15条関係」を「第14条関係」に、「第15条の」を「第14条の」に、「第16条第2項」を「第15条第2項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改める。

様式第19号中「第16条関係」を「第15条関係」に、「第39条」を「第34条」に、「第16条第1項」を「第15条第1項」に、「第35条第4項」を「第30条第4項」に改める。

様式第20号中「第16条関係」を「第15条関係」に、「第16条第2項」を「第15条第2項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第15条の」を「第14条の」に、「第35条第4項」を「第30条第4項」に改める。

様式第21号から様式第27号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の様式（以下「新様式」という。）により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

---

池田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条及び第3条に係る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第30号

池田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条及び第3条に係る規則の一部を改正する規則

池田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第2条及び第3条に係る規則（平成8年池田市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表中	30年以上	を	30年以上35年未満	35年以上	に改める。
	円		円	円	
	979,000		979,000	1,079,000	
	909,000		909,000	1,009,000	
	849,000		849,000	949,000	
	809,000		809,000	909,000	
	734,000		734,000	834,000	
689,000	689,000	789,000			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

---

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第31号

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部第2号中「81,290円」を「85,490円」に改め、同表随時介護を要する状態の部第2号中「40,600円」を「42,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の池田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

---

## 訓 令

---

池田市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和7年3月28日

池田市長 瀧澤 智子

池田市訓令第1号

池田市文書取扱規程の一部を改正する訓令

池田市文書取扱規程（令和6年池田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第27条」に、「第26条」を「第28条」に改める。

第23条第2項中「行政管理課長の」を「当該引継ぎに係る簿冊の目録を行政管理課長に提出し、その」に改める。

第24条第1項中「簿冊」の次に「（以下「引継簿冊」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 書庫に収納された引継簿冊の借覧又は閲覧をする者その他書庫に入室する者は、書庫に備え付けた書庫入室管理簿に入室日、氏名、所属、入室の目的等の事項を記録しなければならない。

第24条第3項中「前項の規定により借覧した簿冊」を「借覧のため書庫から持ち出した引継簿冊」に改める。

第26条を第28条とする。

第25条第1項中「文書がその保存期間を満了したときは、当該文書を」を「各課等は、その主管する文書であって保存年限が満了したものについて、毎年1回以上、当該文書に係る目録を作成し、行政管理課長の指示に従い」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 保存年限が満了した引継文書の廃棄については、当該引継文書に係る事案の主管となる課等において、行政管理課の指示に従い処理しなければならない。

第4章中第25条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(歴史的文書の保存)

第27条 前条の規定にかかわらず、保存年限が満了した文書のうち文書管理者が別に定める基準により歴史的な価値があると認められるもの（以下「歴史的文書」という。）にあつては、引き続き保存しなければならない。

2 各課等は、その主管する文書であって保存年限が満了するものに関し、歴史的文書に該当しないかどうかについて行政管理課長及び教育部生涯学習推進室歴史民俗資料館長の確認を受けなければならない。

3 行政管理課は、保存年限が満了する引継文書に関し、歴史的文書に該当するかどうかについて当該引継文書に係る事案の主管となる課等と協議しなければならない。

4 歴史的文書を保存するときは、当該歴史的文書について文書管理システムに登録しなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(保存年限の延長)

第25条 保存年限が満了する文書について、事務の遂行上必要があると認めるときは、当該文書の保存年限を延長することができる。

2 行政管理課は、引継簿冊に編集された紙文書（以下「引継文書」という。）であつて保存年限が満了するものについて、当該引継文書に係る事案の主管となる課等に対し、保存年限の延長の必要があるかどうかを確認しなければならない。

3 第1項の規定により文書の保存年限を延長するときは、延長の理由、延長後の保存年限その他行政管理課長が必要と認める事項を示して行政管理課長の承認を得た後、当該延長について文書管理システムに登録しなければならない。

4 保存年限を延長した文書に係る保存年限の延長についても、前3項と同様とする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

---

庁用自動車の管理及び運用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和7年3月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市訓令第2号

庁用自動車の管理及び運用に関する規程の一部を改正する訓令

庁用自動車の管理及び運用に関する規程（令和4年池田市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「の上」の次に「、総務部長」を加え、「を経て、総務部長」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、車両事故報告書の作成は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うものとし、その提出は、総務部長の定める方法によるものとする。

様式第4号を次のように改める。

（様式 略）

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

---

## 市 議 会

---

池田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程をここに公表する。

令和7年3月27日

池田市議会議長 荒木 眞澄

池田市議会規程第1号

池田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

（趣旨）

- 第1条 この規程は、池田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和7年池田市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

- 第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

- 2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

（報告事項の訂正）

- 第3条 議長は、条例第3条第1項の規定による報告に係る事項の公表後に、当該事項の記載を訂正する必要があるときは、訂正前の内容を明らかにしてしなければならない。

（報告等の閲覧）

- 第4条 条例第3条第2項の規定による閲覧（以下「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から行うことができる。

- 2 前項の閲覧は、議長が指定する場所において、月曜日から金曜日まで（池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第26号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）の議長が指定する時間中に行うことができる。

- 3 閲覧をする者は、閲覧に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前項に規定する閲覧日時を遵守すること。
- (2) 閲覧に係る書類を前項に規定する場所以外に持ち出さないこと。
- (3) 閲覧に係る書類を丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしないこと。

- 4 議長は、前項各号のいずれかの規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告等の写しの交付等）

- 第5条 条例第3条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

- 2 前項に規定する写しの作成及び送付に要する費用の額は、池田市情報公開条例施行規則（平成16年池田市規則第22号）の規定の例による。

（期限等の特例）

- 第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日をもってその期限とみなす。

- 2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

（様式 略）

---

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年3月27日

池田市議会議長 荒木 眞澄

池田市議会規程第2号

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

池田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年池田市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。  
第8条第8項各号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

## 池田病院

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年3月25日

池田市病院事業管理者 福島 公明

池田市病院管理規程第1号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。  
附則別表を次のように改める。

附則別表

職員 の区 分	職務 の級		3級の2					
	号給	給料月額	号給	給料月額				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	263,300	31	312,300	62	360,800	93	381,000
	2	265,300	32	313,900	63	361,800	94	381,600
	3	267,300	33	315,400	64	362,800	95	382,100
	4	269,300	34	317,000	65	363,700	96	382,400
	5	271,200	35	318,600	66	364,800	97	382,800
	6	273,100	36	320,200	67	365,700	98	383,300
	7	275,200	37	321,700	68	366,700	99	383,700
	8	277,200	38	323,400	69	367,600	100	384,100
	9	279,100	39	325,000	70	368,300	101	384,500
	10	281,200	40	326,600	71	369,000	102	385,000
	11	283,200	41	328,000	72	369,600	103	385,400
	12	285,200	42	329,700	73	370,000	104	385,800
	13	287,300	43	331,400	74	370,600	105	386,100
	14	288,900	44	333,000	75	371,300	106	386,500
	15	290,400	45	334,200	76	372,000	107	386,900
	16	291,900	46	336,100	77	372,300	108	387,300
	17	293,400	47	337,800	78	373,000	109	387,700
	18	294,900	48	339,400	79	373,700	110	388,100
	19	296,300	49	340,900	80	374,300	111	388,600
	20	297,600	50	342,500	81	374,600	112	389,000
	21	298,800	51	344,100	82	375,100	113	389,400
	22	300,300	52	345,700	83	375,700	114	389,800
	23	301,800	53	347,400	84	376,300	115	390,300
	24	303,200	54	349,200	85	376,600	116	390,700
	25	304,600	55	351,000	86	377,200	117	391,100
	26	305,700	56	352,800	87	377,900	118	391,500
	27	306,700	57	354,300	88	378,500	119	392,000
	28	307,900	58	355,700	89	378,900	120	392,400
	29	309,100	59	357,100	90	379,400	121	392,800
	30	310,700	60	358,500	91	380,000	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	279,600
		61	360,000	92	380,500			

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

（ア）行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	188,000	220,000	239,600	292,100	335,000	373,400	415,600
再任用	2	189,700	221,700	241,500	294,300	336,900	376,000	418,000
短時間	3	191,300	223,000	243,400	296,500	338,700	378,300	420,500
勤務職	4	192,900	224,300	245,300	298,700	340,500	380,500	422,900
員以外	5	194,500	225,600	247,100	300,800	342,200	382,400	424,800
の職員	6	196,200	226,700	249,000	303,000	343,900	384,700	426,900
	7	197,800	227,800	250,900	305,300	345,500	386,800	429,000
	8	199,400	228,900	252,800	307,500	347,200	388,800	431,200
	9	201,000	230,000	254,500	309,800	348,800	390,800	433,100
	10	202,700	231,500	256,400	311,500	350,500	393,100	435,200
	11	204,400	233,000	258,000	313,200	352,100	395,300	437,300
	12	206,100	234,500	259,600	314,700	353,700	397,500	439,200
	13	207,400	236,000	261,300	316,100	355,200	399,700	440,900
	14	209,000	237,500	262,300	317,400	356,900	402,000	442,700
	15	210,600	239,000	263,300	318,700	358,500	404,200	444,600
	16	212,100	240,500	264,300	320,000	360,100	406,500	446,500
	17	213,600	242,000	265,300	321,300	361,700	408,300	448,300
	18	215,200	243,400	266,300	323,100	363,500	410,200	450,100
	19	216,800	244,800	267,300	324,900	365,000	412,100	451,900
	20	218,400	246,200	268,300	326,600	366,600	413,900	453,600
	21	220,000	247,400	269,300	328,300	368,000	415,700	455,400
	22	221,700	248,600	270,300	330,000	369,600	417,500	456,900
	23	223,000	249,800	271,300	331,700	371,200	419,300	458,300
	24	224,300	251,000	272,300	333,400	372,700	421,100	459,800
	25	225,600	252,100	273,300	335,000	374,600	422,700	461,200
	26	226,700	253,200	274,300	336,700	376,500	424,200	462,500
	27	227,800	254,300	275,300	338,400	378,400	425,700	463,800
	28	228,900	255,400	276,400	340,000	380,200	427,200	465,000
	29	230,000	256,400	277,400	341,500	381,700	428,700	466,000
	30	231,100	257,400	278,700	343,100	383,500	430,000	466,700
	31	232,200	258,400	280,000	344,700	385,200	431,300	467,400
	32	233,300	259,400	281,200	346,200	386,800	432,500	468,100
	33	234,400	260,400	282,500	347,600	388,500	433,700	468,800
	34	235,400	261,300	283,800	349,300	389,900	435,000	469,500
	35	236,400	262,200	285,000	350,900	391,300	436,300	470,100
	36	237,300	263,100	286,200	352,500	392,700	437,500	470,700
	37	238,200	263,900	287,300	353,700	394,100	438,700	471,200
	38	239,100	264,700	288,500	355,200	395,300	439,500	471,800
	39	239,900	265,500	289,800	356,700	396,500	440,300	472,400
	40	240,700	266,300	291,100	358,200	397,500	441,100	473,000
	41	241,400	267,000	292,400	359,900	398,600	441,700	473,500
	42	242,000	267,800	293,400	361,700	399,800	442,300	474,000
	43	242,600	268,600	294,400	363,400	400,900	442,900	474,400
	44	243,200	269,300	295,500	365,100	402,000	443,500	474,700
	45	243,800	270,000	296,600	366,500	402,700	444,200	475,000
	46	244,400	270,800	297,800	367,800	403,400	445,000	
	47	245,000	271,600	298,900	369,000	404,100	445,400	
	48	245,500	272,300	300,100	370,400	404,800	446,100	
	49	246,000	273,000	301,300	371,500	405,400	446,600	
	50	246,400	273,800	302,600	372,400	406,000	447,000	
	51	246,700	274,600	303,900	373,400	406,500	447,400	
	52	247,000	275,300	305,200	374,500	406,900	447,800	
	53	247,300	276,000	306,500	375,300	407,300	448,200	
	54	247,600	276,700	307,800	376,200	407,500	448,600	
	55	247,900	277,400	309,100	377,100	407,800	449,000	
	56	248,200	278,100	310,400	377,900	408,100	449,300	
	57	248,500	278,800	311,700	378,700	408,400	449,600	

58	248,800	279,500	313,000	379,500	408,700	450,000
59	249,100	280,200	314,300	380,300	409,000	450,300
60	249,400	280,900	315,400	381,000	409,300	450,600
61	249,700	281,500	316,300	381,700	409,500	450,900
62	250,000	282,200	317,600	382,400	409,800	451,200
63	250,300	282,800	318,900	383,100	410,100	451,500
64	250,600	283,500	320,200	383,800	410,400	451,800
65	250,900	284,100	321,400	384,300	410,600	452,100
66	251,200	284,800	322,700	384,900	410,900	
67	251,500	285,400	323,900	385,500	411,200	
68	251,800	286,100	325,100	385,800	411,500	
69	252,100	286,700	326,400	386,100	411,700	
70	252,400	287,400	327,500		412,000	
71	252,700	288,000	328,600		412,300	
72	253,000	288,500	329,700		412,500	
73	253,300	289,000	330,400		412,700	
74	253,600	289,600	331,300		413,000	
75	253,900	290,100	332,000		413,300	
76	254,200	290,700	332,800		413,500	
77	254,500	291,200	333,600		413,700	
78	254,800	291,700	334,000		414,000	
79	255,100	292,300	334,600		414,300	
80	255,400	292,900	335,300		414,500	
81	255,700	293,400	336,100		414,700	
82	256,000	293,900	336,800		415,000	
83	256,300	294,300	337,500		415,300	
84	256,600	294,600	338,100		415,500	
85	256,900	294,800	338,600		415,700	
86	257,200	295,100	339,200			
87	257,500	295,300	339,700			
88	257,800	295,600	340,300			
89	258,100	295,800	340,600			
90			341,100			
91			341,500			
92			341,900			
93			342,300			
94			342,800			
95			343,300			
96			343,800			
97			344,100			
98			344,500			
99			344,900			
100			345,300			
101			345,600			
102			346,000			
103			346,400			
104			346,800			
105			347,000			
106			347,400			
107			347,800			
108			348,200			
109			348,400			
110			348,800			
111			349,200			
112			349,500			
113			349,800			
114			350,200			
115			350,600			
116			351,000			
117			351,500			
118			351,900			
119			352,300			
120			352,700			
121			353,200			
122			353,600			
123			353,900			

	124			354,200				
	125			354,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	249,600	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(イ) 任期付行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	207,400	220,000	230,000	239,600	265,300
2	209,000	221,700	231,500	241,500	266,300
3	210,600	223,000	233,000	243,400	267,300
4	212,100	224,300	234,500	245,300	268,300
5	213,600	225,600	236,000	247,100	269,300
6	215,200	226,700	237,500	249,000	270,300
7	216,800	227,800	239,000	250,900	271,300
8	218,400	228,900	240,500	252,800	272,300
9	220,000	230,000	242,000	254,500	273,300
10	221,700	231,100	243,400	256,400	274,300
11	223,000	232,200	244,800	258,000	275,300
12	224,300	233,300	246,200	259,600	276,400
13	225,600	234,400	247,400	261,300	277,400
14	226,700	235,400	248,600	262,300	278,700
15	227,800	236,400	249,800	263,300	280,000
16	228,900	237,300	251,000	264,300	281,200
17	230,000	238,200	252,100	265,300	282,500
18	231,100	239,100	253,200	266,300	283,800
19	232,200	239,900	254,300	267,300	285,000
20	233,300	240,700	255,400	268,300	286,200
21	234,400	241,400	256,400	269,300	287,300
22	235,400	242,000	257,400	270,300	
23	236,400	242,600	258,400	271,300	
24	237,300	243,200	259,400	272,300	
25	238,200	243,800	260,400	273,300	
26				274,300	
27				275,300	
28				276,400	
29				277,400	
30				278,700	
31				280,000	
32				281,200	
33				282,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての任期付職員に適用する。

別表第2中 (ア) から (ウ) までを次のように改める。

(ア) 医療職給料表 (一)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
	号給	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	291,400	370,000	426,700	484,400	504,600	600,800	635,300	662,100
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	507,100	602,400	636,800	663,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	509,500	603,900	638,200	664,900
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	512,000	605,500	639,700	666,400
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	514,300	606,900	640,900	667,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	516,700	608,500	642,400	669,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	519,100	610,000	643,900	670,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	521,500	611,500	645,400	671,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	523,600	612,600	646,400	672,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	525,900	614,100	647,800	673,700

11	321,000	395,200	444,500	502,600	528,200	615,600	649,100	675,000
12	324,400	397,700	446,300	504,700	530,400	617,000	650,500	676,300
13	327,800	400,300	448,100	506,700	532,600	618,500	651,800	677,400
14	331,300	403,000	449,900	508,600	534,800	620,000	653,200	678,600
15	334,700	405,600	451,700	510,700	536,900	621,500	654,600	679,900
16	338,100	408,100	453,500	512,700	539,000	623,000	656,000	681,100
17	341,500	410,500	455,100	514,600	541,100	624,400	657,300	682,200
18	344,600	412,700	457,100	516,600	543,200	625,800	658,600	683,500
19	347,700	414,800	459,000	518,600	545,200	627,200	659,900	684,600
20	350,800	416,900	460,900	520,400	547,200	628,600	661,200	685,700
21	354,000	419,000	462,300	522,200	549,200	630,000	662,400	686,600
22	357,100	420,500	464,100	524,000	551,100	631,300	663,500	687,600
23	360,200	422,000	465,900	525,800	553,100	632,700	664,800	688,700
24	363,200	423,500	467,700	527,600	555,100	634,000	666,100	689,800
25	366,200	424,900	469,500	529,200	557,000	635,400	667,300	690,700
26	368,500	426,400	471,300	531,000	558,900	636,800	668,500	691,800
27	370,800	427,900	473,100	532,800	560,800	638,200	669,800	692,800
28	373,000	429,300	474,900	534,600	562,700	639,600	671,100	693,800
29	374,900	430,700	476,700	536,200	564,200	640,600	672,000	694,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000	566,000	641,900	673,000	695,200
31	378,300	433,700	480,300	539,800	567,800	643,200	674,100	696,100
32	380,100	435,100	482,100	541,500	569,600	644,500	675,200	697,100
33	381,900	436,500	483,900	543,100	571,200	645,600	676,000	697,600
34	383,700	438,000	485,800	544,900	573,000	646,800	676,900	698,500
35	385,300	439,500	487,700	546,600	574,500	647,900	677,800	699,300
36	386,700	440,900	489,600	548,300	576,200	649,100	678,800	700,200
37	388,100	442,300	491,500	549,800	577,800	650,100	679,600	700,700
38	389,600	443,700	493,200	551,400	579,500	651,100	680,400	701,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800	580,900	651,900	680,900	701,900
40	392,600	446,500	496,800	554,400	582,500	652,900	681,700	702,600
41	394,100	447,900	498,400	555,900	584,000	653,700	682,300	702,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300	585,600	654,500	682,900	703,400
43	395,400	450,700	502,000	558,700	587,100	655,300	683,500	703,900
44	396,100	452,100	503,600	560,000	588,500	656,000	684,000	704,300
45	397,000	453,500	505,000	561,200	590,000	656,800	684,500	704,600
46	397,600	454,900	506,700	562,200	591,400			
47	398,200	456,300	508,500	563,200	592,800			
48	398,800	457,700	510,200	564,200	594,100			
49	399,400	459,100	511,700	565,200	595,300			
50	399,900	460,800	513,000	566,100	596,600			
51	400,400	462,400	514,300	567,000	597,900			
52	400,900	464,000	515,600	567,900	599,100			
53	401,400	465,600	516,600	568,700	600,200			
54	401,800	466,800	517,900	569,600	601,500			
55	402,200	468,000	519,200	570,500	602,800			
56	402,600	469,100	520,500	571,400	604,100			
57	403,000	470,100	521,500	572,300	605,500			
58	403,400	471,100	522,300	573,200	606,700			
59	403,800	472,000	523,100	574,100	608,100			
60	404,200	472,800	523,900	574,800	609,200			
61	404,600	473,500	524,800	575,700	610,300			
62	405,000	474,200	525,600	576,600				
63	405,400	474,900	526,400	577,500				
64	405,800	475,500	527,100	578,400				
65	406,100	476,200	527,900	579,300				
66		476,900	528,700					
67		477,500	529,400					
68		478,100	530,300					
69		478,400	531,200					
70		479,000	532,000					
71		479,700	532,900					
72		480,400	533,800					
73		480,800	534,600					
74		481,400	535,500					
75		482,100	536,400					
76		482,800	537,100					

	77		483,200	537,900				
	78		483,800	538,800				
	79		484,400	539,700				
	80		484,900	540,600				
	81		485,400	541,400				
	82		485,900	542,300				
	83		486,400	543,200				
	84		486,900	544,100				
	85		487,300	544,900				
	86		487,800	545,800				
	87		488,200	546,700				
	88		488,700	547,600				
	89		489,200	548,400				
	90		489,800					
	91		490,400					
	92		490,800					
	93		491,300					
	94		491,900					
	95		492,500					
	96		493,000					
	97		493,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		301,700	344,400	399,500	473,300	537,200	646,600	

備考 この表は、病院に勤務する医師・歯科医師で規程に定めるものに適用する。

(イ) 医療職給料表 (二)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	196,900	227,400	258,500	303,500	341,100	379,500	443,900
再任用	2	198,900	228,700	259,700	305,000	342,800	381,800	446,500
短時間	3	200,900	230,000	260,800	306,500	344,500	384,100	449,000
勤務職	4	202,700	231,300	261,900	308,000	346,100	386,400	451,600
員以外	5	204,500	232,500	263,000	309,500	347,700	388,700	454,000
の職員	6	206,400	233,600	263,800	310,900	349,400	391,300	456,500
	7	208,300	234,600	264,600	312,300	351,000	393,900	459,000
	8	210,400	235,600	265,400	313,700	352,600	396,500	461,500
	9	212,100	236,700	266,200	315,000	354,200	398,600	463,900
	10	214,100	237,900	267,000	316,400	355,900	400,800	466,300
	11	216,300	239,200	267,800	317,800	357,600	403,000	468,900
	12	218,400	240,500	268,600	319,200	359,200	405,200	471,300
	13	220,500	241,800	269,400	320,600	360,700	407,200	473,800
	14	221,600	243,100	270,200	322,200	362,400	409,200	475,300
	15	222,700	244,400	271,000	323,700	364,000	411,200	476,600
	16	223,800	245,600	271,800	325,200	365,600	413,200	477,900
	17	224,900	246,800	272,600	326,700	367,200	415,000	479,100
	18	225,800	248,000	273,400	328,300	368,800	416,900	480,400
	19	226,700	249,200	274,200	329,800	370,400	418,800	481,700
	20	227,600	250,400	275,000	331,300	372,000	420,600	483,000
	21	228,500	251,500	275,800	332,800	373,600	422,400	484,200
	22	229,400	252,400	276,600	334,400	375,600	424,000	485,600
	23	230,300	253,200	277,400	335,900	377,600	425,600	487,000
	24	231,200	254,000	278,200	337,400	379,600	427,100	488,200
	25	232,100	254,800	279,000	338,900	381,000	428,600	489,600
	26	233,000	255,600	279,900	340,500	382,700	429,900	490,900
	27	233,900	256,400	280,800	342,100	384,400	431,200	492,300
	28	234,800	257,200	281,600	343,600	386,100	432,500	493,700
	29	235,600	258,000	282,400	344,900	387,800	433,800	495,100
	30	236,400	258,800	283,300	346,400	389,300	435,000	496,200
	31	237,200	259,600	284,200	347,900	390,800	436,200	497,300
	32	238,000	260,400	285,000	349,400	392,300	437,300	498,400

33	238,800	261,200	285,800	350,900	393,600	438,500	499,500
34	239,600	262,000	286,900	352,400	394,900	439,600	500,400
35	240,400	262,700	287,900	353,900	396,200	440,800	501,300
36	241,200	263,500	288,900	355,300	397,300	442,000	502,200
37	241,800	264,400	289,900	356,700	398,400	443,100	503,200
38	242,400	265,200	291,000	358,300	399,500	443,900	
39	243,000	266,000	292,000	359,800	400,600	444,300	
40	243,500	266,800	293,000	361,300	401,700	445,000	
41	244,000	267,600	294,000	362,500	402,500	445,500	
42	244,600	268,400	295,000	363,600	403,300	445,900	
43	245,100	269,200	296,000	364,800	404,100	446,300	
44	245,500	270,000	297,000	365,900	404,900	446,700	
45	245,900	270,700	298,000	366,900	405,300	447,100	
46	246,400	271,500	299,200	367,700	405,900	447,500	
47	246,900	272,300	300,300	368,700	406,400	447,900	
48	247,400	273,100	301,400	369,800	406,800	448,200	
49	247,700	273,800	302,500	370,800	407,200	448,500	
50	248,000	274,600	303,600	371,800	407,400	448,900	
51	248,300	275,300	304,700	372,800	407,700	449,200	
52	248,600	276,000	305,800	373,700	408,000	449,500	
53	248,900	276,700	306,900	374,500	408,300	449,800	
54	249,200	277,400	308,000	375,300	408,600	450,100	
55	249,500	278,100	309,100	376,200	408,900	450,400	
56	249,800	278,800	310,200	377,000	409,200	450,700	
57	250,100	279,500	311,200	377,500	409,400	451,000	
58	250,400	280,200	312,200	378,300	409,700	451,300	
59	250,700	280,900	313,200	379,100	410,000	451,600	
60	251,000	281,500	314,200	379,900	410,300	451,900	
61	251,300	282,100	315,200	380,300	410,500	452,200	
62	251,600	282,800	316,200	381,000	410,800	452,500	
63	251,900	283,500	317,200	381,700	411,100	452,800	
64	252,200	284,100	318,100	382,300	411,400	453,100	
65	252,500	284,700	319,000	382,700	411,600	453,400	
66	252,800	285,400	319,800	383,200	411,800	453,700	
67	253,100	286,100	320,500	383,800	412,000	454,000	
68	253,300	286,700	321,200	384,400	412,200	454,300	
69	253,500	287,300	321,800	384,800	412,400	454,600	
70	253,800	288,000	322,500	385,300	412,600	454,900	
71	254,100	288,700	323,100	385,800	412,800	455,200	
72	254,300	289,300	323,700	386,300	413,000	455,500	
73	254,500	289,900	324,300	386,900	413,200	455,800	
74	254,800	290,400	324,500	387,400	413,400	456,100	
75	255,100	290,800	325,000	388,000	413,600	456,400	
76	255,300	291,200	325,500	388,600	413,800	456,700	
77	255,500	291,600	326,100	389,100	414,000	457,000	
78	255,800	291,900	326,600	389,600	414,200	457,300	
79	256,100	292,200	327,100	390,100	414,400	457,600	
80	256,300	292,500	327,500	390,600	414,600	457,900	
81	256,500	292,800	328,100	390,900	414,800	458,200	
82		293,100	328,600	391,400	415,000		
83		293,400	329,000	391,800	415,200		
84		293,700	329,500	392,200	415,400		
85		293,900	330,000	392,600	415,600		
86		294,100	330,400	393,000			
87		294,300	330,600	393,400			
88		294,500	330,900	393,800			
89		294,900	331,300	394,200			
90		295,100	331,700	394,600			
91		295,300	332,000	395,000			
92		295,500	332,300	395,400			
93		295,900	332,600	395,800			
94		296,100	332,800				
95		296,300	333,200				
96		296,600	333,500				
97		296,900	333,700				
98		297,100	334,000				

	99		297,300	334,300				
	100		297,600	334,600				
	101		297,900	334,800				
	102		298,100	335,100				
	103		298,300	335,400				
	104		298,600	335,600				
	105		298,900	335,800				
	106			336,000				
	107			336,400				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		193,000	219,600	248,100	287,300	328,400	371,000	433,400

備考 この表は、病院に勤務する医療技術員で規程に定めるものに適用する。

(ウ) 医療職給料表 (三)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	213,600	230,000	254,500	271,200	292,100	335,000	373,400	415,600
再任用	2	215,200	231,500	256,400	273,100	294,300	336,900	376,000	418,000
短時間	3	216,800	233,000	258,000	275,200	296,500	338,700	378,300	420,500
勤務職	4	218,400	234,500	259,600	277,200	298,700	340,500	380,500	422,900
員以外	5	220,000	236,000	261,300	279,100	300,800	342,200	382,400	424,800
の職員	6	221,700	237,500	262,300	281,200	303,000	343,900	384,700	426,900
	7	223,000	239,000	263,300	283,200	305,300	345,500	386,800	429,000
	8	224,300	240,500	264,300	285,200	307,500	347,200	388,800	431,200
	9	225,600	242,000	265,300	287,300	309,800	348,800	390,800	433,100
	10	226,700	243,400	266,300	288,900	311,500	350,500	393,100	435,200
	11	227,800	244,800	267,300	290,400	313,200	352,100	395,300	437,300
	12	228,900	246,200	268,300	291,900	314,700	353,700	397,500	439,200
	13	230,000	247,400	269,300	293,400	316,100	355,200	399,700	440,900
	14	231,100	248,600	270,300	294,900	317,400	356,900	402,000	442,700
	15	232,200	249,800	271,300	296,300	318,700	358,500	404,200	444,600
	16	233,300	251,000	272,300	297,600	320,000	360,100	406,500	446,500
	17	234,400	252,100	273,300	298,800	321,300	361,700	408,300	448,300
	18	235,400	253,200	274,300	300,300	323,100	363,500	410,200	450,100
	19	236,400	254,300	275,300	301,800	324,900	365,000	412,100	451,900
	20	237,300	255,400	276,400	303,200	326,600	366,600	413,900	453,600
	21	238,200	256,400	277,400	304,600	328,300	368,000	415,700	455,400
	22	239,100	257,400	278,700	305,700	330,000	369,600	417,500	456,900
	23	239,900	258,400	280,000	306,700	331,700	371,200	419,300	458,300
	24	240,700	259,400	281,200	307,900	333,400	372,700	421,100	459,800
	25	241,400	260,400	282,500	309,100	335,000	374,600	422,700	461,200
	26	242,000	261,300	283,800	310,700	336,700	376,500	424,200	462,500
	27	242,600	262,200	285,000	312,300	338,400	378,400	425,700	463,800
	28	243,200	263,100	286,200	313,900	340,000	380,200	427,200	465,000
	29	243,800	263,900	287,300	315,400	341,500	381,700	428,700	466,000
	30	244,400	264,700	288,500	317,000	343,100	383,500	430,000	466,700
	31	245,000	265,500	289,800	318,600	344,700	385,200	431,300	467,400
	32	245,500	266,300	291,100	320,200	346,200	386,800	432,500	468,100
	33	246,000	267,000	292,400	321,700	347,600	388,500	433,700	468,800
	34	246,400	267,800	293,400	323,400	349,300	389,900	435,000	469,500
	35	246,700	268,600	294,400	325,000	350,900	391,300	436,300	470,100
	36	247,000	269,300	295,500	326,600	352,500	392,700	437,500	470,700

37	247,300	270,000	296,600	328,000	353,700	394,100	438,700	471,200
38	247,600	270,800	297,800	329,700	355,200	395,300	439,500	471,800
39	247,900	271,600	298,900	331,400	356,700	396,500	440,300	472,400
40	248,200	272,300	300,100	333,000	358,200	397,500	441,100	473,000
41	248,500	273,000	301,300	334,200	359,900	398,600	441,700	473,500
42	248,800	273,800	302,600	336,100	361,700	399,800	442,300	474,000
43	249,100	274,600	303,900	337,800	363,400	400,900	442,900	474,400
44	249,400	275,300	305,200	339,400	365,100	402,000	443,500	474,700
45	249,700	276,000	306,500	340,900	366,500	402,700	444,200	475,000
46	250,000	276,700	307,800	342,500	367,800	403,400	445,000	
47	250,300	277,400	309,100	344,100	369,000	404,100	445,400	
48	250,600	278,100	310,400	345,700	370,400	404,800	446,100	
49	250,900	278,800	311,700	347,400	371,500	405,400	446,600	
50	251,200	279,500	313,000	349,200	372,400	406,000	447,000	
51	251,500	280,200	314,300	351,000	373,400	406,500	447,400	
52	251,800	280,900	315,400	352,800	374,500	406,900	447,800	
53	252,100	281,500	316,300	354,300	375,300	407,300	448,200	
54	252,400	282,200	317,600	355,700	376,200	407,500	448,600	
55	252,700	282,800	318,900	357,100	377,100	407,800	449,000	
56	253,000	283,500	320,200	358,500	377,900	408,100	449,300	
57	253,300	284,100	321,400	360,000	378,700	408,400	449,600	
58	253,600	284,800	322,700	360,800	379,500	408,700	450,000	
59	253,900	285,400	323,900	361,800	380,300	409,000	450,300	
60	254,200	286,100	325,100	362,800	381,000	409,300	450,600	
61	254,500	286,700	326,400	363,700	381,700	409,500	450,900	
62	254,800	287,400	327,500	364,800	382,400	409,800	451,200	
63	255,100	288,000	328,600	365,700	383,100	410,100	451,500	
64	255,400	288,500	329,700	366,700	383,800	410,400	451,800	
65	255,700	289,000	330,400	367,600	384,300	410,600	452,100	
66	256,000	289,600	331,300	368,300	384,900	410,900		
67	256,300	290,100	332,000	369,000	385,500	411,200		
68	256,600	290,700	332,800	369,600	386,200	411,500		
69	256,900	291,200	333,600	370,000	386,600	411,700		
70	257,200	291,700	334,000	370,600	387,200	412,000		
71	257,500	292,300	334,600	371,300	387,800	412,300		
72	257,800	292,900	335,300	372,000	388,300	412,500		
73	258,100	293,400	336,100	372,300	388,700	412,700		
74		293,900	336,800	373,000	389,300	413,000		
75		294,300	337,500	373,700	389,900	413,300		
76		294,600	338,100	374,300	390,400	413,500		
77		294,800	338,600	374,600	390,800	413,700		
78		295,100	339,200	375,100	391,300	414,000		
79		295,300	339,700	375,700	391,800	414,300		
80		295,600	340,300	376,300	392,400	414,500		
81		295,800	340,600	376,600	392,700	414,700		
82		296,000	341,100	377,200	393,100	415,000		
83		296,200	341,500	377,900	393,500	415,300		
84		296,400	341,900	378,500	393,900	415,500		
85		296,600	342,300	378,900	394,200	415,700		
86		296,800	342,800	379,400	394,500			
87		297,000	343,300	380,000	394,800			
88		297,200	343,800	380,500	395,000			
89		297,400	344,100	381,000	395,200			
90		297,600	344,500	381,600	395,500			
91		297,800	344,900	382,100	395,800			
92		298,000	345,300	382,400	396,000			
93		298,200	345,600	382,800	396,200			
94		298,400	346,000	383,300	396,500			
95		298,600	346,400	383,700	396,800			
96		298,800	346,800	384,100	397,000			
97		299,000	347,000	384,500	397,200			
98		299,200	347,400	385,000	397,500			
99		299,400	347,800	385,400	397,800			
100		299,600	348,200	385,800	398,000			
101		299,800	348,400	386,100	398,200			

	102		300,000	348,800	386,500				
	103		300,200	349,200	386,900				
	104		300,400	349,500	387,300				
	105		300,600	349,800	387,700				
	106		300,800	350,200	388,100				
	107		301,000	350,600	388,600				
	108		301,200	351,000	389,000				
	109		301,400	351,500	389,400				
	110		301,600	351,900	389,800				
	111		301,800	352,300	390,300				
	112		302,000	352,700	390,700				
	113		302,200	353,200	391,100				
	114		302,400	353,600					
	115		302,600	353,900					
	116		302,800	354,200					
	117		303,000	354,700					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	249,600	279,600	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、病院に勤務する看護師（助産師及び准看護師を含む。）で規程に定めるものに適用する。

別表第2の2を次のように改める。

別表第2の2（第2条関係）

技能職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400

36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	
71	238,400	261,700	290,300	316,500	
72	238,700	261,900	290,800	317,000	
73	238,900	262,100	291,300	317,300	
74	239,200	262,400	291,800	317,800	
75	239,500	262,700	292,200	318,300	
76	239,700	262,900	292,600	318,700	
77	239,900	263,100	293,000	318,900	
78	240,200	263,400	293,400	319,200	
79	240,500	263,700	293,800	319,400	
80	240,700	263,900	294,200	319,700	
81	240,900	264,100	294,600	320,000	
82	241,200	264,400	295,000	320,300	
83	241,500	264,700	295,400	320,600	
84	241,700	264,900	295,900	320,800	
85	241,900	265,100	296,200	321,000	
86	242,200	265,300	296,700	321,300	
87	242,500	265,600	297,200	321,600	
88	242,700	265,900	297,700	321,800	
89	242,900	266,100	298,000	322,000	
90	243,200	266,300	298,500	322,300	
91	243,500	266,600	299,000	322,600	
92	243,700	266,800	299,300	322,900	
93	243,900	267,100	299,700	323,100	
94	244,200	267,400	300,200	323,400	
95	244,500	267,700	300,700	323,700	
96	244,700	267,900	301,200	323,900	
97	244,900	268,100	301,500	324,100	
98	245,200	268,400	301,900	324,400	
99	245,400	268,600	302,400	324,700	
100	245,700	268,900	302,900	324,900	
101	245,900	269,100	303,300	325,100	

	102	246,100	269,300	303,700	325,400	
	103	246,400	269,600	304,000	325,700	
	104	246,700	269,900	304,300	325,900	
	105	246,900	270,100	304,600	326,100	
	106	247,200	270,300	305,000	326,400	
	107	247,500	270,600	305,300	326,700	
	108	247,700	270,800	305,700	326,900	
	109	247,900	271,100	306,000	327,100	
	110	248,200	271,400	306,400	327,400	
	111	248,500	271,700	306,800	327,700	
	112	248,700	271,900	307,100	327,900	
	113	248,900	272,100	307,300	328,100	
	114	249,200	272,400	307,600	328,400	
	115	249,500	272,600	307,900	328,700	
	116	249,700	272,800	308,100	328,900	
	117	249,900	273,100	308,300	329,100	
	118	250,200	273,400	308,600	329,400	
	119	250,500	273,700	308,900	329,700	
	120	250,700	273,900	309,100	329,900	
	121	250,900	274,100	309,300	330,100	
	122		274,300	309,600	330,400	
	123		274,600	309,900	330,700	
	124		274,900	310,100	330,900	
	125		275,100	310,300	331,100	
	126		275,300	310,600	331,400	
	127		275,600	310,900	331,700	
	128		275,900	311,100	331,900	
	129		276,100	311,300	332,100	
	130		276,300	311,600	332,400	
	131		276,600	311,900	332,700	
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考

- 1 この表は、技能職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の市立池田病院企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和6年4月1日からの給与について適用する。

(給与の内払)

- 3 前項の場合において、この規程による改正前の市立池田病院企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

---

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年3月31日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第2号

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業の使用料及び手数料規程（平成18年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表中	「個室 1日 7,000 1日 10,500」を			個室	A	1日 7,000
					B	1日 6,000

1日 10,500	に改める。
1日 9,000	

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- この規程による改正後の別表の入院料加算額の規程は、施行日以後の日を期間の始期とする使用について適用し、同日前の日を始期とする使用については、なお従前の例による。

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年3月31日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第3号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項第2号中「勤務については、その勤務」を「勤務 その勤務」に改め、同項第3号中「場合は、前号」を「場合 前号」に、「加算して支給する。」を「加算して得た額」に改め、同項第4号中「場合、その待機1回につき2,000円を支給する。」を「場合 その待機1回につき2,000円」に改め、同項第5号中「職員であつて」を「職員が」に、「場合、次に掲げる額を支給する。ただし、医療職給料表（一）が適用される職員について、当該緊急宿日直勤務の開始又は終了が24時から翌日の8時までの間に至る場合は、100分の150を乗じた額とする。」を「場合 次に掲げる額」に改め、同項に次の2号を加える。

- 医療職給料表（一）の適用を受ける職員が、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する宿直の勤務で断続的な業務に係る許可（以下「断続的宿日直業務従事許可」という。）を受けた時間帯に当該宿日直業務に従事した場合 従事した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にあっては、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額
- 医療職給料表（一）の適用を受ける職員が、断続的宿日直業務従事許可を受けた時間帯に当該宿日直業務に従事し、手術室における手術等の通常業務に従事した場合 従事した全時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にあっては、その割合に100分の25を加算して得た割合）を乗じて得た額を前号に掲げる額に加算して得た額

別表第11 歯科衛生士の項を次のように改める。

歯科衛生士	1,530円	11,900円	203,000円
	1,670円	13,000円	222,000円
	1,990円	15,500円	263,000円

附 則

(施行日)

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規程による改正後の第6条第4項（第5号の改正規定及び同項に1号を加える改正規定に限る。）の規定は、この規程の施行の日以後に始まる宿日直業務の従事について適用し、同日前から始まる宿日直業務の従事については、なお従前の例による。

市立池田病院事業会計規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年3月31日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第4号

市立池田病院事業会計規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業会計規程（昭和42年池田市病院管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 雑則（第81条・第82条）」を「第10章 契約（第81条）  
第11章 雑則（第82条・第83条）」に改める。

第1条中「第1条」を「第2条」に改める。

第82条を第83条とし、第81条を第82条とする。

第10章を第11章とする。

第9章の次に次の1章を加える。

#### 第10章 契約

（少額随意契約の限度額）

第81条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

---

## 上下水道部

---

池田市上下水道部処務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年3月1日

池田市上下水道事業管理者 増井文典

池田市上下水道管理規程第1号

池田市上下水道部処務規程の一部を改正する規程

池田市上下水道部処務規程（平成21年池田市上下水道管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第4条第3項中「副主幹」の次に「、統括主任主事、統括主任技師」を加える。

#### 附 則

この規程は、公表の日から施行する。

---

池田市水道事業及び公共下水道事業契約規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年3月1日

池田市上下水道事業管理者 増井文典

池田市上下水道管理規程2号

池田市水道事業及び公共下水道事業契約規程の一部を改正する規程

池田市水道事業及び公共下水道事業契約規程（昭和39年池田市水道管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

本則を本則第2条とし、同条に見出しとして「（その他の契約）」を付し、同条の前に次の1条を加える。

（随意契約）

第1条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる随意契約の種類区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外の随意契約 50万円

## 附 則

この規程は、公表の日から施行する。

---

池田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

### 池田市上下水道管理規程3号

池田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

池田市水道事業給水条例施行規程（平成10年池田市水道管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 給水装置の工事及び費用(第2条～第14条)」を「第2章 給水装置工事及びその費用(第2条―第14条)」に、「～第19条」を「―第19条」に、「～第29条」を「―第29条」に改める。

「第2章 給水装置の工事及び費用」を「第2章 給水装置工事及びその費用」に改める。

第2条を削り、第3条見出し中「工事」を「給水装置工事」に、同条中「条例第5条に規定する工事」を「条例第3条第2項の規定による給水装置工事の用語の意義」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条各号中「工事」を削り、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（給水装置工事の申込み）

第3条 条例第5条の規定による給水装置工事（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）の申込み（以下「給水装置工事の申込み」という。）をしようとする者は、所定の事項を記載した工事申込書をもって、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申込みをしなければならない。

2 条例第7条第2項の規定により管理者が実施する設計審査は、前項の工事申込書に基づき行う。

第4条中「条例第6条に規定する修繕は、管理者が必要と認めるときは、申込みがない場合であっても修繕をし」を「第2条第1項第3号に規定する修繕を管理者が施工した場合」に改める。

第6条見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項中「給水装置工事申込者が、工事の変更」を「給水装置工事の申込みをした者がその申込みに係る給水装置工事の変更」に改め、同条第2項中「取り消しをする」を「給水装置工事の申込みの承認を取り消す」に改め、同条第3項中「給水装置工事」の次に「の申込み」を加え、「許可」を「承認」に改める。

第7条第2項中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に、「手直し」を「、手直し」に改める。

第8条第1項中「条例第5に規定する給水装置の新設等の申込みをする場合においては、条例第7第3項の規定により次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、」を「給水装置工事の申込みがあった場合、管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第7条第3項の規定により」に改め、同条第2項中「工事」を「給水装置工事」に、「規程」を「規定」に改め、同条第4項中「前項」を「給水装置工事」に、「、前項」を「、第1項及び第3項」に改め、同条第5項中「工事を申し込む」を「給水装置工事の申込みをする」に、「大阪府知事に提出する建築物に係る確認申請書又は確認通知書」を「建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認申請書もしくは確認済証」に改める。

第9条中「規定する給水装置工事」を「規定による給水管及び給水用具」に、「施行」を「指定」に、「必要」を「、必要」に改める。

第15条の見出し中「申込」を「申込み」に改める。

第19条第2項第2号中「平成4年厚生省令第69号」を「平成15年厚生労働省令第101号」に改める。

## 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市指定給水装置工事業者規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

### 池田市上下水道管理規程4号

池田市指定給水装置工事業者規程の一部を改正する規程

池田市指定給水装置工事業者規程（平成10年池田市水道管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第3条」を「―第3条」に、「～第10条」を「―第10条」に、「～第13条」を「―第13条」に、「～第18条」を「―第18条」に、「～第21条」を「―第21条」に改める。

第1条中「池田市水道事業給水条例（平成9年池田市条例第38号。以下「給水条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、池田市指定給水装置工事業者（以下「指定工事業者」という。）について必要な事項を定め、もつて」を削る。

第2条中「おいて、次の各号に掲げる」を「おける」に、「当該」を「次の」に改め、第1号から第4号までを削り、同条第5号中「ために管理者の施設した」を削り、同号を同条第1号とし、同条第6号中「（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）」を削り、「撤去の工事」の次に「（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項ただし書の国土交通省令

で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。以下「法」という。)を加え、同号を同条第2号とし、同条第7号を同条第3号とする。

第3条中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に、「政令、施行規則、給水条例、給水条例施行規程」を「水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)、池田市水道事業給水条例(平成9年池田市条例第38号。以下「給水条例」という。)、池田市水道事業給水条例施行規程(平成10年池田市水道管理規程第1号。以下「施行規程」という。)」に、「管理者」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第4条第2項中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に、「施行規則に定められた様式第1」を「省令様式第一」に改め、同条第4項中「施行規則に定められた様式第2」を「省令様式第二」に改める。

第5条の2第2項中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に、「施行規則に定められた様式第1」を「省令様式第一」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に改める。

第6条の見出し、第1項、第2項、第3項及び第4項中「指定工事業者証」を「指定給水装置工事業者証」に改め、同条第1項、第2項、第3項及び第4項中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に改める。

第7条第1項中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に改め、同条第2項中「施行規則に定められた様式第10」を「省令様式第十」に改め、同項第2号中「施行規則に定められている様式第2」を「省令様式第二」に改め、同条第3項中「施行規則に定められた様式第11」を「省令様式第十一」に改める。

第8条中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に、「取消す」を「取り消す」に改め、同条第5号中「従た」を「従った」に、「工事」を「給水装置工事」に改め、同条第8号中「工事」を「給水装置工事」に改める。

第9条中「指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者」を「管理者が認めた場合」に改める。

第10条中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に改める。

第13条中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に改め、同条第3項中「施行規則に定められた様式第3」を「省令様式第三」に改める。

第14条中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に改め、同条第1号中「工事」を「給水装置工事」に改め、同条第2号中「配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事」を「給水装置工事」に、「当該工事」を「当該給水装置工事」に改め、同条第3号中「工事」を「給水装置工事」に改める。

第15条中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に、「に規定する」を「による」に改め、「給水装置工事申込書に」及び「添えて」を削り、「申請」を「提出」に改める。

第16条第1項及び第2項中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に、同条第1項中「に規定する給水装置工事検査」を「による竣工後の検査」に、「工事」を「給水装置工事」に、「速やかに」を「速やかに」に改め、「当該工事検査に係る」を削り、「工事しゅん工検査願等」を「工事竣工検査願等」に改め、同条第2項中「手直し」を「手直し」に改める。

第17条中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に改め、「給水装置」の次に「の検査」を加え、「法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し」を削り、「第13条第1号」を「第13条第1項」に、「指名届け出された」を「届出された」に、「工事」を「給水装置工事」に改める。

第18条中「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に改める。

第20条中「給水装置の工事」を「給水装置工事」に、「指定工事業者」を「指定給水装置工事業者」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市上下水道部電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程をここに公表する。

令和7年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増井文典

池田市上下水道管理規程第5号

池田市上下水道部電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号)第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、池田市上下水道部(以下「上下水道部」という。)において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、上下水道部職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を含む。)をいう。)に對して適用する。

(対象の電子取引)

第3条 上下水道部における電子取引（以下「取引」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) インターネットを利用した請求書等の授受
- (2) EDIを利用した請求書等の授受
- (3) 電子メールを利用した請求書等の授受
- (4) 前各号に掲げるもののほか、電磁的方法を利用した請求書等の授受  
(取引データの保存)

第4条 取引先から受領し、又は取引先へ提供した取引情報（請求書、領収書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）は、保存サーバー内に当該取引を行った会計年度の翌年度の4月1日から10年間保存するものとする。  
(運用体制)

第5条 保存する取引情報の管理責任者、処理責任者及び処理担当者は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理責任者 経営企画課長
- (2) 処理責任者 当該取引を実施する課の課長
- (3) 処理担当者 処理責任者が指名する担当者  
(訂正削除の禁止)

第6条 保存する取引情報の内容について、訂正又は削除を行ってはならない。  
(訂正削除を行う場合の事務処理)

第7条 前条の規定にかかわらず、業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引情報の訂正又は削除を行おうとする場合は、処理責任者は次に掲げる事項を記した取引情報訂正・削除申請書（以下「申請書」という。）を、管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 申請日
- (2) 帳票番号
- (3) 取引情報を記録したファイルの名称
- (4) 取引先名
- (5) 訂正・削除内容
- (6) 訂正・削除理由
- (7) 処理担当者名

- 2 管理責任者は、申請書の提出を受けた場合において、正当な理由があると認めた場合は、取引情報の訂正又は削除の承認をするものとする。
- 3 管理責任者は、前項の規定により承認した場合は、処理責任者に対して取引情報の訂正又は削除を指示するものとする。
- 4 処理責任者は、取引情報の訂正又は削除を行った場合は、当該取引情報に訂正又は削除の履歴がある旨の情報を付さなければならない。
- 5 申請書は、事後に訂正又は削除履歴の確認作業を行うことができるよう整然とした形で、訂正又は削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市水道事業及び公共下水道事業契約規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増井文典

池田市上下水道管理規程6号

池田市水道事業及び公共下水道事業契約規程の一部を改正する規程

池田市水道事業及び公共下水道事業契約規程（昭和39年池田市水道管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市上下水道部請負業者審査会規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増井文典

池田市上下水道管理規程7号

池田市上下水道部請負業者審査会規程の一部を改正する規程

池田市上下水道部請負業者審査会規程（昭和48年池田市水道管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「1,000,000円以上10,000,000円未満」を「2,000,000円以上10,000,000円未満」に、「500,000円以上」を「1,500,000円以上」に改める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市水道事業及び公共下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増井文典

池田市上下水道管理規程8号

池田市水道事業及び公共下水道事業会計規程の一部を改正する規程

池田市水道事業及び公共下水道事業会計規程（平成11年池田市水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第27条第4項を同条第7項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 請求書には、債権者の住所、氏名及び請求年月日を記載させるとともに、請求印を押印させなければならない。ただし、支出の正当性を担保するための措置を講じた場合には、請求印を省略することができる。

4 請求書の記載事項を訂正したときは、該当箇所に請求印を押印しなければならない。

5 前項の訂正は、請求印を押印されていない請求書に対して行ってはならない。

第37条第1項中「現金の支出若しくは小切手の振出し又は隔地払依頼書の交付若しくは口座振替の通知によつて」及び「又は出納取扱金融機関の領収書」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、小切手の振り出し、隔地払依頼書の交付又は口座振替の通知によつて支出をしたときは、出納取扱金融機関の払込済の証拠書類をもって領収書に代えるものとする。

第37条第2項中「領収印は、請求書に捺印したものと同一のものでなければならない」を「領収書には、記名押印又は自筆の署名をさせること」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の押印は、請求印と同一のものでなければならない。ただし、第27条第3項ただし書により請求印を省略した場合及び債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市上下水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年4月1日

池田市上下水道事業管理者 増井文典

池田市上下水道管理規程9号

池田市上下水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程

池田市上下水道事業出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関事務取扱規程（昭和40年池田市水道管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「小切手」の次に「又は企業出納員の通知に基づき、」を加え、「債権者に」の次に「対して」を加える。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

---

## 教育委員会

---

池田市立歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月23日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第1号

池田市立歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立歴史民俗資料館条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第9条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市立歴史民俗資料館条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第2号

池田市立歴史民俗資料館条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正）

第1条 池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成7年池田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第4号中カを削り、キをカとし、クからサまでをキからコマでとする。

（池田市史編纂委員会規則の一部改正）

第2条 池田市史編纂委員会規則（平成25年池田市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「社会教育課」を「歴史民俗資料館」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市教育委員会処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第3号

池田市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

池田市教育委員会処務規則（昭和38年池田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(12) 諸行事の共催又は後援に関すること。

第5条の2第1項第3号中「講演会、競技会等の共催または」を「軽易な諸行事の共催又は」に改める。

第6条第11号中「池田市情報公開条例」の次に「（平成16年池田市条例第1号）」を加え、「池田市個人情報保護条例」を「池田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年池田市条例第24号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第4号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（令和3年池田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を開始日とするこの規則による改正後の第5条第2項の規定による時間外勤務の制限の請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市教育委員会 教育長 田 渕 和 明

#### 池田市教育委員会規則第5号

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園教育職員休暇規則（令和3年池田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「（看護等休暇）」に改め、同条第1項中「小学生以下」を「小学校修了前」に、「を看護」を「の看護等」に、「又は疾病」を「を行うこと、疾病」に、「、当該子に予防接種又は」を「当該子に予防接種若しくは」に改め、「受けさせること」の次に「、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものに伴い当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園、入学若しくは卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をすること」を加え、「する場合」を「のため勤務しないことが相当であると認められる場合」に、「看護休暇」を「看護等休暇」に改め、同条第2項中「前項による休暇を請求しようとするときは」を「教育委員会は、看護等休暇を請求された場合は、必要により」に、「の看護」を「の看護等」に、「教育委員会に提出しなければならない」を「提出させることができる」に改め、同条第3項中「看護休暇」を「看護等休暇」に改める。

第21条第1項中「親族」の次に「（別表第2に掲げる親族に限る。次項において同じ。）」を加え、「別表第2の区分により」を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の休暇の期間は、親族が死亡した日（当該日が不明の場合にあつては、親族が死亡した事実を職員が知った日）から起算して7日以内の日のうちから職員が指定した日から、当該指定した日から起算して死亡した親族の区分に応じて別表第2に定める日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加算した日数）が経過する日までの間の範囲内とする。

第31条第1項及び第32条中「看護休暇」を「看護等休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第21条の規定は、職員の親族（同条第1項に規定する親族に限る。以下同じ。）が死亡した日（当該日が不明の場合にあつては、親族が死亡した事実を職員が知った日。以下同じ。）がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である場合について適用し、職員の親族が死亡した日が施行日前の日である場合については、なお従前の例による。

---

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市教育委員会 教育長 田 渕 和 明

#### 池田市教育委員会規則第6号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例施行規則（令和3年池田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第4条を次のように改める。

（扶養親族の届出）

第4条 新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、次に掲げる書類により、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

(1) 扶養手当認定申請書（様式第1号）

(2) 本人及び扶養親族の戸籍謄本及び住民票記載事項証明書又はこれらに代わるべき証明書

(3) 扶養親族が身体又は精神に障害を有する者である場合は医師の診断書

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会において扶養の事実等を認定することができる場合には、同項の規定による届出を要しない。

第14条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条を第13条とする。

第11条第3項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第4項中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（扶養手当の支給の始期及び終期）

第5条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

別表第2中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式 略)

様式第2号を削る。

様式第3号中「第11条」を「第12条」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「第11条」を「第12条」に改め、同様式を様式第3号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年池田市条例第22号）附則第8項の規定により読み替えて適用する池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）第15条第2項第5号に掲げる扶養親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の関係にある者に限る。）がある職員に対するこの規則による改正後の第4条第1項の規定の適用については、同項中「(3) 扶養親族が身体又は精神に障害を有する者である場合は医師の診断書」とあるのは、「(3) 扶養親族が身体又は精神に障害を有する者である場合は医師の診断書」とあるのは、(4) 婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の関係にある者について、その証明書」とする。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第1号及び様式第2号による書類については、所要の修正を加え、当分の間この規則による改正後の様式第1号による書類として使用することができる。

---

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第7号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の通勤手当支給規則（令和3年池田市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を削る。

第5条を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第5条 条例第19条第2項第2号の教育委員会規則で定める職員は、1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

2 条例第19条第2項第2号の教育委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

第8条第1項中「第4項」を「第3項」に、「第7条」を「第8条」に改め、同条第3項第1号中「運賃等相当額等」を「運賃等相当額」に、「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第2号中「第19条第2項第1号及び第2号」を「第19条第2項第3号」に、「同号」を「同項第2号」に改め、「合計額」の次に「(以下「運賃等相当額等」という。）」を加え、「55,000円」を「150,000円」に改める。

第10条第1項第3号中「おいて法」を「おいて地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改め、同条第2項各号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第8号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則（令和3年池田市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「任命権者」を「教育委員会」に改め、同条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則に次の1項を加える。

（失業者の退職手当に関する特例）

- 4 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第7条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者としてア(イ)に掲げる者に該当し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促掲げる者に相当する者としてア(イ)に掲げる者に該当し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の第7条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

---

## 消防本部

---

消防長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年1月7日

池田市消防長 小 泉 剛

池田市消防本部訓令第1号

消防長等専決規程の一部を改正する訓令

消防長等専決規程（昭和54年池田市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「昭和51年池田市規則第17号」の次に「。以下「規則」という」を加え、「第6条第3号」を「第7条第3号」に、「第7条第1項」を「第8条第1項第1号」に改め、「、第8条（危険物の品名、種類又は指定数量の倍数の変更に係る部分に限る。）」を削る。

第4条第1号中「並びに池田市危険物の規制に関する規則（昭和51年池田市規則第17号）第8条に規定する危険物」を「の危険物」に改め、同条第4号中「池田市危険物の規制に関する規則第6条第3号」を「規則第7条第3号」に改め、同条第5号中「池田市危険物の規制に関する規則第7条第1項第1号」を「規則第8条第1項第1号」に、「同項第2号」を「規則第9条」に改め、同条第6号を削り、同条第7号中「池田市危険物の規制に関する規則第15条」を「規則第16条」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

---

池田市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年1月7日

池田市消防長 小 泉 剛

池田市消防本部訓令第2号

池田市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部を改正する訓令

池田市消防本部及び消防署事務決裁規程（昭和54年池田市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号中「昭和37年池田市条例第5号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第45条」を削り、「届出」を「届出等」に改め、同条第6号中「警戒防じよ」を「警戒防ぎよ」に改め、同条第11号を削る。

第10条第1号に次のように加える。

オ 条例の規定による届出等に関する事。

第10条第3号に次のように加える。

キ 条例の規定による届出等に関する事。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。